

平成30年度

甲賀市包括外部監査報告書

[特定の事件]

補助金に関する事務の執行について

平成31年3月

甲賀市包括外部監査人

公認会計士 野口真一

目次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件を選定した理由.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
5. 監査の対象.....	1
6. 監査の着眼点.....	2
7. 監査の方法.....	2
8. 監査従事者.....	4
9. 本報告書の記載内容に関する留意事項.....	4
10. 利害関係.....	4
第2 補助金の概要	5
1. 補助金の定義.....	5
2. 公益上の必要性.....	5
3. 甲賀市の一般会計歳出に占める補助金の割合.....	6
4. 補助金に係る事務処理手続.....	8
5. 「甲賀市補助金の適正化に関する指針」について.....	9
第3 監査の結果（全般的事項）	12
1. 「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に沿った見直しについて（結果）	12
2. 終期の設定について（結果）	12
3. 補助基準の明確化について（結果）	12
4. 補助金額確定の審査について（結果）	13
5. 運営費補助の事業費補助への移行について（結果）	14
6. 補助金の効果の把握について（意見）	14
7. 財政面で余裕がある団体に対する補助金について（意見）	15
8. 消費税等の取扱について（結果）	15
9. 補助事業者の委託者選定手続（意見）	15
10. 要綱の見直し及び開示について（意見）	16
11. 補助金の開示について（意見）	16
第4 監査の結果（補助金の個別検討）	17
[1] 総合政策部危機管理課	24
1. 自主防災総合補助金.....	24
[2] 総合政策部政策推進課	24
1. 地域経済循環創造事業補助金.....	24

[3]	総合政策部情報政策課	25
1.	地域情報基盤利用促進事業補助金	25
[4]	総合政策部地域コミュニティ推進課	25
1.	コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ助成事業）	25
2.	国際交流協会運営補助金	25
3.	国際交流事業補助金	26
[5]	市民環境部保険年金課	27
1.	甲賀市人間ドック検診費助成金	27
[6]	市民環境部生活環境課	28
1.	甲賀市民営自転車駐車場補助金	28
2.	公共的施設再生可能エネルギー導入補助金	29
[7]	市民環境部人権推進課	30
1.	甲賀市同和・人権事業促進協議会補助金	30
2.	甲賀市人権教育推進協議会活動補助金	31
[8]	健康福祉部社会福祉課	32
1.	社会福祉協議会補助金	32
2.	こうかあんしんネット（地域福祉権利擁護事業）補助金	36
3.	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会活動補助金	37
4.	甲賀市遺族会活動補助金	37
[9]	健康福祉部障がい福祉課	39
1.	就労サポーター設置事業補助金	39
2.	身体障害者更生会活動補助金	40
3.	成年後見制度利用助成金	40
4.	重症心身障害者通所施設整備事業補助金	41
5.	障害者日中活動の場支援事業費補助金	41
6.	移動支援事業補助金	42
7.	日中一時支援事業補助金	42
8.	福祉ホーム入所事業補助金	43
9.	甲賀市滋賀型地域活動支援センター事業費補助金	44
[10]	健康福祉部長寿福祉課	45
1.	介護施設等開設準備補助金	45
2.	民間社会福祉施設整備補助金	45
3.	社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	46
4.	エーデル土山建設資金償還補助金	46
5.	甲賀荘デイサービスセンター建設資金償還補助金	46
6.	老人クラブ創造推進員補助金	46

7.	老人クラブ連合会補助金.....	47
8.	甲賀市単位老人クラブ事業補助金.....	47
[1 1]	健康福祉部すこやか支援課.....	51
1.	健康推進員活動費補助金.....	51
2.	健康寿命を延ばそう事業費補助金.....	51
3.	特定不妊治療費補助金.....	51
[1 2]	こども政策部子育て政策課.....	52
1.	甲賀市母子家庭等高等職業訓練促進給付金.....	52
[1 3]	こども政策部保育幼稚園課.....	52
1.	保育園運営補助金.....	52
2.	私立幼稚園等振興補助金.....	54
3.	私立幼稚園就園奨励費補助金.....	56
4.	保育士就職一時金給付事業補助金.....	56
5.	保育体制強化事業補助金.....	56
[1 4]	産業経済部商工労政課.....	57
1.	甲賀市シルバー人材センター補助金.....	57
2.	甲賀市中小企業団体補助金.....	59
3.	陶業振興事業補助金.....	62
4.	甲賀市陶業振興事業補助金（陶都・信楽まつり分）.....	65
5.	甲賀市陶業振興事業補助金（日本遺産認定記念事業分）.....	66
6.	陶業振興事業補助金（伝統産業会館運営企画事業補助金）.....	68
7.	地域産業活性化支援事業補助金.....	69
8.	甲賀市商店街環境整備事業補助金.....	70
9.	新規市場開拓事業補助金（地場産業海外販路開拓支援補助金）.....	70
1 0.	新規市場開拓事業補助金（新商品開発事業補助金）.....	71
1 1.	新規市場開拓事業補助金（創業支援補助金）.....	71
1 2.	空き家活用リフォーム促進事業補助金.....	71
1 3.	三世代同居・近居定住促進リフォーム事業補助金.....	72
1 4.	子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金.....	73
[1 5]	産業経済部観光企画推進課.....	75
1.	観光協会エキスパート職員育成事業補助金.....	75
2.	観光協会補助金.....	76
3.	観光客受入体制組織運営補助金.....	78
4.	首都圏等 PR 事業補助金.....	79
5.	甲賀市観光ビルドアップ事業補助金.....	79
[1 6]	産業経済部農業振興課.....	80

1.	環境保全型農業直接支払交付金.....	81
2.	産地パワーアップ事業補助金.....	81
3.	茶生産施設整備事業補助金.....	81
4.	出品茶対策事業補助金.....	83
5.	茶肥料循環システム構築事業補助金.....	86
6.	茶防霜設備整備事業補助金.....	88
7.	茶改植等支援事業補助金.....	89
8.	甲賀の野菜生産拡大推進事業補助金.....	90
9.	直接支払推進事業補助金.....	92
10.	青年就農補助金.....	92
11.	農業経営法人化支援金.....	92
12.	農業機械設備購入補助金.....	92
13.	甲賀市土地改良事業補助金.....	93
14.	滋賀県土地改良事業補助金.....	93
[17]	産業経済部林業振興課.....	94
1.	森林組合受託造林事業補助金.....	98
2.	地域森林造成推進事業補助金.....	99
3.	森林組合林道補修事業補助金.....	99
4.	間伐材有効活用補助金.....	100
5.	緊急間伐促進事業補助金.....	100
6.	放置林防止対策境界明確化事業補助金.....	101
7.	間伐材搬出対策事業補助金.....	102
8.	林業振興活動事業補助金.....	103
9.	獣害に強い里づくり事業補助金.....	105
10.	法定猟具購入等補助金.....	106
11.	有害鳥獣捕獲団体活動補助金.....	107
[18]	建設部都市計画課.....	110
1.	貴生川西内貴土地区画整理事業助成金.....	110
[19]	建設部建設管理課.....	110
1.	居住環境改善事業補助金.....	110
[20]	建設部建設事業課.....	111
1.	河川愛護事業補助金.....	111
[21]	建設部住宅建築課.....	112
1.	民間賃貸住宅家賃補助金.....	112
2.	木造住宅耐震改修事業費補助金.....	113
[22]	建設部公共交通推進課.....	114

1.	コミュニティバス運行費補助金.....	114
2.	コミュニティバス施設整備費補助金.....	116
3.	コミュニティバス車両購入補助金.....	117
4.	地域路線バス運行事業補助金.....	118
5.	信楽高原鐵道利用促進協議会補助金.....	119
[23]	上下水道部下水道課.....	120
1.	浄化槽設置整備事業補助金.....	120
2.	浄化槽設備修繕補助金.....	120
3.	浄化槽設置面的整備事業補助金・浄化槽維持管理事業補助金.....	121
4.	下水道対象区域外浄化槽設置補助金.....	122
[24]	教育委員会教育総務課.....	123
1.	甲賀市立小学校閉校記念事業費補助金.....	123
[25]	教育委員会社会教育課.....	123
1.	甲賀市青少年育成市民会議補助金.....	123
2.	公民館運営活動費補助金.....	123
[26]	教育委員会学校教育課.....	123
1.	甲賀市児童生徒通学費補助金.....	123
2.	甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金.....	123
3.	学力向上推進事業補助金.....	125
[27]	教育委員会文化スポーツ振興課.....	127
1.	甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金.....	127
2.	あいの土山斎王群行開催補助金.....	129
3.	甲賀市文化協会連合会活動補助金.....	132
4.	和太鼓サウンド開催補助金.....	134
5.	スポーツ少年団活動補助金.....	135
6.	財団法人運営補助金.....	137
7.	総合型地域スポーツクラブ活動補助金.....	140
[28]	教育委員会歴史文化財課.....	141
1.	指定文化財保存修理事業補助金.....	141
2.	民俗文化財伝承補助金.....	141
3.	水口岡山城史跡活用補助金.....	142

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

補助金に関する事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）とするが、必要に応じ平成30年度の現況や過年度についても対象とした。

3. 特定の事件を選定した理由

甲賀市の平成29年度一般会計歳出予算構成（性質別）によれば、歳出合計39,000百万円のうち補助費等は6,706百万円（構成比17.2%）であり、金額的な重要性が認められる。その補助費等の中で大きな割合を占める補助金等（補助金、負担金、交付金が含まれる）の執行については、厳しい財政状態が続く中、税金を財源としているため、公益性、有効性、合規性等が求められるところである。中でも、補助金は公益上の必要が当初はあったとしても、時の経過と共に必要性が低下する場合もあり、公平性が問題になることもある。

甲賀市では、平成21年7月に「甲賀市補助金の適正化に関する指針」を策定し補助金の見直しが継続的に行われているが、第三者の視点から補助金の執行状況を監査することは、行財政改革推進のためにも有用であると考え、特定の事件として選定した。

4. 監査の実施期間

平成30年6月15日から平成31年3月15日まで

5. 監査の対象

(1) 監査の対象科目

一般会計における歳出予算の区分「19節 負担金、補助金及び交付金」のうち第2細節「補助金」を監査対象にした。

(2) 監査の対象から除外した事項

- ①特定の事務又は、事業の助成等を目的としないもの（社会保障制度で交付される扶助費、見舞金、祝い金等）
- ②市の内部で支出されるもの（市の一般会計から特別会計、企業会計に対して支出されるもの）
- ③別途支出手続を定めた条例があるもの（政務調査費）
- ④市の負担が実質的にないもの

(3) 対象部課

一般会計に含まれる一件あたり 1,000 千円以上の補助金を交付した全ての部課を監査対象にしている。

監査対象となった所管課および補助金の一覧は、第 4 監査の結果（補助金の個別検討）の冒頭部にある監査対象とした補助金の一覧（p 17）を参照されたい。

6. 監査の着眼点

- ①交付規則、要綱等に補助金の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等は明確に記載されているか。
- ②補助金財務事務の執行は、甲賀市補助金等交付規則等の法令規則に準拠しているか。
- ③補助金の公益上の必要性はあるか。
- ④補助金は規則、要綱等の目的に合致したものであるか。
- ⑤補助金は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に準拠しているか。
- ⑥補助金の交付は、効率性、経済性、有効性の観点から適切に行われているか。
- ⑦補助金額の算定は適切に行われているか。

7. 監査の方法

(1) 補助金の内容把握

平成 29 年度に甲賀市が交付した補助金の一覧を入手し、1,000 千円以上の補助金につき所管課に対して補助金の概要調査を行った。

所管課より回答を得た調査票は、監査の結果あるいは意見の記載がある場合に、第 4 監査の結果（補助金の個別検討）の各補助金の冒頭部に記載している。ただし、該当事項がない項目については記載を省略している。

(補助金の概要調査票)

補助金の名称				
根拠法令・要綱等				
所管課				
交付先、対象数				
補助金の性質	事業費補助・運営費補助・その他			
負担割合	甲賀市 %、 国 %、 県 %			
補助金の目的				
補助対象事業等の概要				
補助金の算定方法				
補助期間	制度開始年度			
	制度終了(予定)年度			
	制度継続年数(～29年度末)			
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)			
事業成果				
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容				

(2) ヒアリング

調査表に基づきヒアリングを行い、執行状況を確認する必要性を認めたものについて資料閲覧等の監査手続を実施した。また、ヒアリングを行う中で1,000千円未満の補助金についても確認の必要性を認めたものについては、調査票を追加で入手し、資料確認を実施した。

(3) 監査手続

主な監査手続は次のとおりである。

- ①各補助金に関する要綱等および甲賀市補助金等交付規則への準拠性を検討した。
- ②要綱は、補助金の交付目的、算出方法などが明瞭に記載されているか。
- ③「甲賀市補助金の適正化に関する指針」への準拠性を検討した。
- ④交付金額が算定基準どおり算出されていることを検討した。
- ⑤各補助金の公益性の有無、効果の把握等について説明を求め検討した。
- ⑥必要に応じ証ひょうを突合した。

8. 監査従事者

甲賀市包括外部監査人 公認会計士 野口真一

また、監査業務を補助するため、甲賀市監査委員の協議を経て下記の者 4 名を監査補助者に選任した。

包括外部監査人補助者 公認会計士 3名 菊池健太郎・杉澤喜久美・菱刈学
税理士 1名 安藤大輔

9. 本報告書の記載内容に関する留意事項

本報告書は、監査上の問題点等の指摘事項について、「結果」と「意見」とに区分して述べている。

「結果」は、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが現行制度下の運用上改善することが必要な事項、事業の有効性、事業目的に対する適合性からみてその意義を欠くと思われる事項を記載している。

「意見」は、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項を記載している。

本報告書の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

また、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、いずれも地方自治法第 252 条の 29 の規定に基づく記載すべき利害関係はない。

第2 補助金の概要

1. 補助金の定義

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金を含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されているものであること等があげられる。(地方自治法実務辞典より)

(地方自治法)

第232条の2「寄付又は補助」

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

補助金には、単独補助によるものと国県補助を伴うものに分類される。

・単独補助によるもの

市町が独自の判断によって補助するもの。

・国県補助を伴うもの

国又は県の施策に基づき、国(県)から補助を受け市町を経由して補助するもの。(市町が継ぎ足し補助する場合がある。)

補助金として支出されるものの中には、その名称を奨励金、助成金等を使用しているものもあり、実質によって補助金と同様な取扱いをする場合がある。

2. 公益上の必要性

公益上の必要性については、行政実例に拠れば「公益上の必要の有無は、普通地方公共団体の長が第一次的に判断し、次いで議会が予算審議を通じて判断をすることになるが、公益上必要であるかどうかの認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも当該支出が公益上必要であると認められなければならない。」(昭和28年6月29日自行行発186号)とされている。

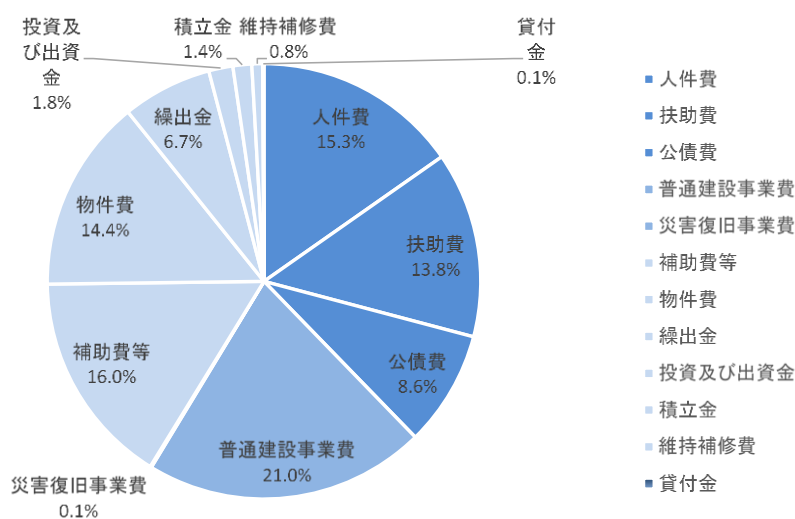
3. 甲賀市の一般会計歳出に占める補助金の割合

甲賀市の一般会計歳出決算額の性質別内訳は下記のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分	年 度			構成比
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
◆人件費	6,267,301	6,328,264	6,619,597	15.3
○物件費	6,084,435	5,954,440	5,864,578	14.4
○維持補修費	271,065	329,697	351,289	0.8
◆扶助費	5,298,011	5,709,250	5,797,484	13.8
○補助費等	5,349,714	6,602,451	6,493,429	16.0
●普通建設事業費	4,332,812	8,667,944	8,069,350	21.0
●災害復旧事業費	0	31,437	134,899	0.1
◆公債費	4,285,610	3,558,596	3,788,925	8.6
○積立金	584,657	576,080	676,193	1.4
○投資及び出資金	71,896	753,410	681,490	1.8
○貸付金	40,220	47,365	7,496	0.1
○繰出金	4,771,463	2,747,936	2,774,709	6.7
○予備費	0	0	0	0.0
歳出合計	37,357,184	41,306,870	41,259,439	100.0

◆義務的経費	15,850,922	15,596,110	16,206,006	37.7
●投資的経費	4,332,812	8,669,381	8,204,249	21.1
○その他の経費	17,173,450	17,011,379	16,849,184	41.2



平成29年度補助費等は、6,493,429千円であり、一般歳出合計に占める比率は16.0%である。一般歳出から義務的経費、投資的経費を除いたその他経費合計は16,849,184千円であるが、その他経費合計に占める補助費等の占める割合は、38.5%に達している。

なお、性質別歳出項目の「補助費等」に含まれる項目は、報償金、役務費（火災保険料及び自動車損害保険等の保険料に限る）、委託料（このうち物件費に計上されるものを除く）、負担金、補助金及び交付金（このうち人件費及び事業費に計上されるものを除く）、補償、補填及び賠償金（このうち事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く）、償還金、利子及び割引料（このうち公債費を除く）、寄付金、公課金であるが、金額的には「負担金、補助金」が大きな割合を占めている。

甲賀市における過去3年間の一般会計決算歳出合計のうち、負担金、補助金の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計歳出合計①	37,357,184	41,306,870	41,259,439
負担金②	3,163,798	3,146,792	3,072,388
②÷①	8.5%	7.6%	7.4%
補助金③	1,947,257	3,310,884	3,460,429
③÷①	5.2%	8.0%	8.4%

注：上記金額は19節の負担金、補助金で処理される金額であり、人件費及び事業費に計上されるものの控除前の金額である。

平成29年度負担金の主な内容は、甲賀広域行政組合負担金1,871,255千円、公立甲賀病院負担金744,828千円であり、平成27年度、平成28年度においても主な内容は同様である。湖南市との間で甲賀広域行政組合を組成し、清掃、消防、徴税の一部などを執行するため、負担金の割合が高くなるが、実質的には清掃、消防等の事業費の甲賀市負担分である。

補助金の中には、市の内部で支出されるもの（一般会計から企業会計へ）が含まれており、金額的には多額であるが、今回の監査の対象には含めていない。

補助金名	金額
下水道事業会計補助	1,380,593千円
病院事業会計補助	255,858千円
介護老人保健施設事業会計補助	131,000千円
水道事業会計補助	44,211千円
計	1,811,662千円

4. 補助金に係る事務処理手続

補助金の事務処理手続は、甲賀市補助金等交付規則に定められており、補助金交付の事務処理手続を要約すると次のとおりである。

補助金等の交付の申請	<p>第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類</p> <p>(3) 工事の施行にあつては、その実施設計書</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金等の交付決定	<p>第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。</p>
補助事業等の遂行	<p>第9条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うものとし、補助金等を他の用途に使用してはならない。</p> <p>2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。</p>
実績報告	<p>第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。</p>
補助金等の額の確定	<p>第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。</p>

5. 「甲賀市補助金の適正化に関する指針」について

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」は、甲賀市が平成18年6月に策定した「甲賀市行政改革大綱」に基づき、固定化しつつある補助金を定期的に見直し、時代の変化に対応しながら、限られた資源を有効に再配分することを目的として、その方向性を定めるものとされており、市の補助金に対する方針を示す唯一のものである。

「甲賀市補助金適正化に関する指針」では、整理合理化の視点として下記のとおり示されている。

3 整理合理化の視点

(1) 基本的な視点

補助金の適正化を行うにあたっては、まず、補助制度の本来の趣旨を十分踏まえ、市が補助する必要があるのかという、公益性の確保の視点から検討を行う必要があります。これに加え、制度間や合併に伴う不均衡な補助金等は、是正や既得権化を無くすといった公平性の確保を図るとともに、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ることを視野に入れるものとします。

(2) 評価の視点

既存の補助金については、基本的に次の判断基準から調査及び基礎審査を実施（ヒアリングを含む。）し、補助金の行革本部や外部評価等の決定に基づき、見直しを進めることとします。

< 既存補助金整理合理化にかかる判断基準 >

① 公平性・公正性

- ・ 目的及び対象が公正で、法令等の定めに反していないか
- ・ 市の区域を越えていないか
- ・ 特定の地域、個人又は団体に対して特権的な利益に供するものでないか

② 公益性・効果性

- ・ 公益性が認められる事業又は団体等であるか
- ・ 事業の目的が、市の施策として積極的に推進するものであるか
- ・ 市民の福祉向上等事業効果が認められるか
- ・ 形式的又は慣例的な補助でないか

③ 有効性・将来性

- ・ 自立が認められる団体又は目的が達成された事業でないか
- ・ 市が行っている他の事業又は補助制度で補完（類似）するものはないか
- ・ 社会情勢から見て、住民ニーズに適したもののか
- ・ 補助制度を続けることによって、更なる効果の拡大が期待できるか
- ・ 零細補助金となっていないか

④ 明確性・妥当性

- ・ 補助率及び補助金額は他の制度等と比較して適正に設定されているか
- ・ 国・県補助金等の義務負担分以外の継ぎ足しがないか
- ・ 団体等の会計に占める補助金の割合が、団体の自主性・自立性を損なうものでないか
- ・ 補助団体等において、多額の余剰金、積立金を有していないか
- ・ 補助団体から他の団体へ迂回助成されていないか
- ・ 補助団体等における会計処理（会計監査等）が適切になされているか
- ・ 補助の対象となった経費に、不適切なものが含まれていないか

さらに適正化の方策として、下記のとおり記載されている。

4. 適正化の方向性

(1) 既存補助金の見直しの方向性 適正化の対象となる全ての既存補助金について、公平性や公益性、有効性、妥当性等の検証を行い、次に掲げる方向性を検討します。

- ① 廃止 公益性や有効性が低く、廃止すべきもの。
- ② 統合 国、県及び市に同様の補助があり、有効かつ効率的な執行を図る観点から 統合すべきもの。
- ③ 縮小・改善 経費負担のあり方の妥当性や公平性が乏しく、交付額や対象の見直し、あるいは規模の縮小をすべきもの。
- ④ 継続・拡充 公益性、有効性の観点から、今後も継続、あるいは現状より補助対象や規模を更に充実・強化すべきもの。

(2) 適正化のための方策

(1) の見直しの結果、廃止とならなかった補助金及び新たに創設する補助金については、次の適正化のための方策を行います。

① 補助と委託の明確化

「補助」とは、民間主体の公益活動を公金の支出によって促進させるものであり、他方「委託」とは、本来行政が行うべき事業の実施を契約によって民間主体に委ねるものです。したがって、前者の場合は、成果は事業主体（民間）に帰属するが、後者の場合は、委託者（市）に帰属するものであります。

このことから、その交付目的が補助金よりも事務・事業の委託的な要素が強いと考えられるものについては、委託に変更していきます。

② 補助金の交付金化

事務の委託であり、かつ報償的な要素の強い補助金のうち、次の基準の全てを満たすものは交付金化することとし、当該団体等が受けていた補助金の執行に係る裁量権を高めるものとします。

- ・ 法令又は条例、規則等により団体又は組合等に対して交付しているもの。

- ・ 本来、市が行う事務を団体又は組合等に委託しているもので、当該事務処理の報償として支出しているもの。

- ・ 交付金額が、原則として定額であるもの。

③ 運営補助の事業費補助への移行

補助とは、本来、事業目的の達成のために行われるべきであり、その事業の公益性や必要性、有効性を持って初めて、その補助金の適正な評価を行うことができます。このような観点から、団体等への運営費的な補助金は、原則として事業費補助への移行を目指します。

ただし、現実には、補助無しでは運営が困難な団体等も存在することから、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、引き続き運営補助を行うものとしますが、市の平成21年度予算編成方針においては、予算規模を一般財源ベースで4.2%の削減を設定したことから、この方針に基づき、原則として、当該団体の事務経費等について、同様の削減をおこなっていくものとします。

また、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合の団体への補助を新たに行う場合は、3年以内の終期を定めるものとします。

④ 補助基準の適正化と明確化

補助対象経費や補助率等の補助基準が、他の制度との均衡を損ねているものについては、公平性の観点から見直すとともに、「予算の範囲内」など不明確な補助率等を設定しているものや、補助対象経費が不明確なものについては、補助の有効利用促進の観点から、明確な基準を設定することとします。

⑤ サンセット方式の導入

長期にわたる補助による既得権化等の様々な弊害を防ぐ観点から、また社会経済情勢の変化への対応を考慮して、制度の公益性や必要性、有効性についての見直しを図る観点から、全ての既存補助金について、原則として3年度までとする終期を定めるサンセット方式を導入します。

⑥ 公募型補助制度への移行

時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつあり、当市においても市民との協働の推進に向け、パートナーとして自らが主体的に取り組む市民活動に対して「甲賀市市民活動支援補助金」を創設していますが、既存補助金の性質に応じて公募型補助金への転換の検討をおこなっていきます。

第3 監査の結果（全般的事項）

1. 「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に沿った見直しについて（結果）

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」では、補助制度の本来の趣旨を十分踏まえ、市が補助する必要があるのかという、公益性の確保の視点から絶えず個々の補助金のあり方、補助対象、金額等について見直しを図る必要性が示されている。

しかし、監査対象とした補助金のうち、同指針に基づく補助金見直しの検討が適切に行われていない例が散見された。

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に基づく見直し手続きの観点から、個別検討の結果を踏まえ、特に重要な共通的事項を全般的事項として2.以降で記載しているの、参照いただきたい。

市は見直しの視点をチェックリストとして作成し、確認内容の記録化を徹底するとともに、個々の補助金等の事情により、原則的方針どおりの見直しが図られない場合は、例外的事由を整理し文書化して説明責任を果たす必要がある。

2. 終期の設定について（結果）

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で、次のとおり定められている。

サンセット方式の導入

長期にわたる補助による既得権化等の様々な弊害を防ぐ観点から、また社会経済情勢の変化への対応を考慮して、制度の公益性や必要性、有効性についての見直しを図る観点から、全ての既存補助金について、原則として3年度までとする終期を定めるサンセット方式を導入します。

しかし、監査対象とした115補助金の内、終期の設定があるものは15補助金であり、100の補助金については終期の設定が行われていなかった。特に、補助金の性質が運営費補助とされている補助金について言えば、35補助金のうち終期の設定が行われていた補助金は1補助金に過ぎなかった。

新規事業、従来からの事業いずれについても補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果や内容を精査したうえで、それ以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、もしくは補助金を廃止するか、定期的な補助金の見直しを行うことを徹底されたい。

3. 補助基準の明確化について（結果）

監査対象とした補助金について、補助金交付要綱に補助対象経費が定められていない、もしくは明確となっていない補助金が散見された。例えば、補助金額を「その都都市長が定める。」とされたり、団体の運営費に対する補助金であれば、補助対象経費として「団体の運営に要する経費」などの文言で規定されたりしており、所管課の解釈によってどのような費用であっても補助対象経費となるような要綱になっている。

補助基準が不明確であることは、補助金の渡し切りに繋がる可能性がある。補助事業を実

施するために支出される費用が予算よりも少額であれば補助金の減額もしくは返還の手続が行われるが、補助の対象となる経費が定められていなければ、何らかの費用として支出することで補助金の減額や返還を容易に回避することが可能となる。

また、補助基準が明確でないと補助金額を確定させる審査も厳格に行われにくいことにもつながっていく。元々の補助基準が明確でないので、実績報告書などの必要最低限の書類が存在すれば、実績報告書の内容の吟味はあまり行われにくいことになる。

甲賀市としては補助金の目的を再確認し、補助金をより適切かつ効果的に運用するために補助基準を明確に定め、補助金交付要綱に明記されたい。また、補助金を交付されている団体が支出する経費には、飲食費、寄付金などの補助金を財源として支出すべきではないと思われる経費も含まれているケースもあった。補助対象経費を定めることにより、そのような経費が補助金を財源として支出された場合には補助金が減額される可能性があることを明確にすべきである。

4. 補助金額確定の審査について（結果）

各補助金の監査手続中、補助金確定の審査手続きの不備が散見された。不備の内容は大別して以下のとおりまとめられる。

- ① 決算審査手続が明確に定まっておらず、不十分であるケース
- ② 交付団体から各支部に配分された補助金の執行状況が十分に審査されていないケース
- ③ 運営費補助金の審査が不十分であるケース

上記のうち①のケースでは、所管課において、決算審査のマニュアルが定まっておらず、根拠資料の収集や内容の詳細検討もできていないため、有効な審査とは言えない状況であった。

②のケースでは、交付団体の重要な構成団体に対する十分な審査ができるよう、要綱に必要な措置を定める、構成団体への審査方法をマニュアル化するなど適切な措置が求められる。

③のケースでは「甲賀市補助金の適正化に関する指針」における4(2)③において、「補助とは、本来、事業目的の達成のために行われるべきであり、その事業の公益性や必要性、有効性を持って初めて、その補助金の適正な評価を行うことができます。このような観点から、団体等への運営費的な補助金は、原則として事業費補助への移行を目指します。ただし、現実には、補助無しでは運営が困難な団体等も存在することから、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、引き続き運営補助を行うものとします。」とされている。

この趣旨からすれば、運営費補助金に関しては、決算審査上各経費の支出の妥当性のみならず、補助事業者全体の決算書（特に損益計算書）を分析の上、当補助金の各年度における必要性及び必要金額を十分に検証する必要がある。必要性が十分に検証できていない補助

金については、本来補助要件を満たしていないものとして交付すべきものではない。今後審査基準を厳格に定め、適正金額の補助を実行されたい。

当補助金の審査上具体的に付け加える項目、方法は少なくとも以下のものが挙げられる。ご参考いただきたい。

- ① 交付団体の公益上の必要性に関する分析と検証
- ② 交付団体全体の決算書との関係で必要性、必要金額を分析及び検証し、補助金が無ければ団体の運営が成り立たないことを定量的に立証する分析

5. 運営費補助の事業費補助への移行について（結果）

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」では、原則として運営費補助は事業費補助へ移行すること、例外的に補助無しでは運営が困難な団体等の場合には費用負担の妥当性を検証したうえで補助を継続するものの、事務経費等の削減努力と、終期設定を見据えた見直しをセットで検討することを求めている。

しかし、今回の監査で運営費補助に関して、費用負担の妥当性検証と終期設定の検討がなされていない補助金が散見された。運営費補助が長く続くと、交付先団体の自助努力が阻害され市の負担が長期化することから、同指針が求めるとおり全ての運営費補助は事業費補助へと移行する方針を今一度徹底すべきである。そのうえで、例外的な取り扱いが不可避免な場合は、費用負担の妥当性検証と終期設定の検討を具体的に実施し、各所管課で文書化して残したうえで、毎期見直し検討を実施すべきである。

6. 補助金の効果の把握について（意見）

各補助金の中で、①数値目標などの定量的指標が設定されておらず、補助金効果の把握ができていないものや②事業の性質から数値目標などの定量的な指標の設定が困難であり、補助金効果が把握されていないものがみられた。

甲賀市では、限られた財源の中、費用対効果を重視することを掲げている。具体的には、「第2次甲賀市総合計画」の基本計画の中で、行財政における目標像として「成果を重視した質の高い行政経営を行う」こと、また、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中では、補助金の合理化における判断基準として、「事業効果が認められる」ものであるか、補助金継続支給により「効果の拡大が期待できるか」を判断基準のひとつとすることを掲げている。

上記事項達成のためには、原則として、補助効果の測定を可能にする定量的な指標を設定し、その交付による具体的な効果を把握する必要がある。一方、例外として、定量的な指標の設定が困難な補助金を交付する場合、交付効果が不明瞭であるにもかかわらず、補助金を交付する合理的な理由などを説明及び文書化し、これらの内容について厳格に審査し、その補助金の交付及び継続が妥当であるかについて検討する必要がある。

7. 財政面で余裕がある団体に対する補助金について（意見）

補助金は、交付団体の活動を支援するために団体運営費や事業費の一部を補助するものであることから、補助対象者の財務状況については、十分に検証し、資金的に余裕のある団体への補助については、団体の自立性が高いことから補助金額の逡減や廃止を行うなど、定期的な補助金の見直しを検討されたい。具体的には、毎年の補助金額を上回って翌年度への繰越金が発生している団体などへの補助は、繰越金の内容を確認しながら補助金額の見直し、もしくは廃止することをルール化されたい。

8. 消費税等の取扱について（結果）

補助金交付先事業者は、消費税の免税事業者等でない限り、課税期間中の売上等に係る消費税額から課税期間中に経費等で支払った消費税額を控除して消費税を納めている。従って、補助金交付先事業者が、補助対象経費の消費税額を含む補助金の交付を受けて補助事業を実施し、消費税確定申告においてその消費税額を控除している場合、実質的にその消費税額を負担していないこととなるため、補助金の消費税相当額は補助金の過大交付となる。

甲賀市では、補助金の消費税相当額を返還させるための統一的な取り決めがなく、各所管課において消費税抜きで補助金交付を行っていたり、消費税込みの金額で補助金を交付しても補助金の消費税相当額の返還につき検討していなかったりと取扱が様々である。

具体的には、個別検討事項のコミュニティバス施設整備費補助金は補助金交付先が課税事業者であり、消費税相当額の返還が必要な事例に該当する。そのほか農業や林業を営む者のうち課税事業者等の場合、該当する可能性があるが、補助金交付先が課税事業者等にあってはまるか否かの把握がなされておらず、消費税相当額の返還の要否の判断が困難な状況である。甲賀市として、消費税について統一的な取扱を定め、消費税を返還するルールを整備されたい。

[滋賀県長浜市における補助金等交付規則の参考事例]

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条の 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、補助金等の額に変更が生じた場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

9. 補助事業者の委託者選定手続（意見）

補助金の交付先である事業者が、補助事業の対象経費として建設工事や物品・委託役務関係業務等に係る契約を締結する場合、その方法についての全市的な取り決めは無く、各所管

課の判断に任されており、相見積もりや入札を行わずに1者と随意契約しているケースが散見された。

補助事業の経済性は大切な視点であり、相見積もりや入札を実施させるような基準を要綱等に盛り込むべきである。また、交付先が高額な契約を締結する場合は、まず設計図面や仕様書及び納品物等を確定させた上で相見積もりや入札を行わせ、最小の費用で補助事業を実施させるよう留意されたい。

10. 要綱の見直し及び開示について（意見）

補助金交付の根拠法令である「甲賀市補助金等交付規則」にて「法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項に関し必要な事項を定める」とあり、それ以外については「補助金等の交付等に関し必要な事項は、別に定める。」とし、詳細事項については、各所管課で要綱等を定めている。

しかし、要綱の中には補助対象経費が明らかでないものや他の法令等と齟齬を来しているものもあり、要綱自体の整備が必要と思われるものが見受けられた。

また、補助金の交付には要綱等が不可欠であり、所管課で要綱等を制定し、ホームページに掲載しているが、一部につき要綱が作成されていないもの、ホームページへの掲載が漏れているものや要綱が随時見直されていないものがみられた。補助金は、対象や金額の算定根拠が明確である必要があり、また、補助金交付の機会を公平に与える必要があることから、補助金制度を広く開示する必要がある。

市は、要綱等を整備した上で、補助対象者、対象となる経費、金額の算定方法、補助率などが明確に文書化されたものを要綱に示し、市民へ最新情報をホームページなどで開示されたい。

11. 補助金の開示について（意見）

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」では、補助金の適正化への課題として

- ①交付根拠の不透明さ
- ②補助金の長期化・既得権化
- ③交付団体の自立の阻害
- ④補助を受けている団体、地域等の調整

を挙げているが、これら課題解決の留意事項として「補助金交付状況の市民への積極的な情報開示」をあげている。補助金に関する説明責任を全うするとともに、市民の的確な理解と批判の下で公平性、公正性を担保することができるためであるが、現在のところ補助金に関する詳細な開示はなされていない。

各補助金について所管課、支出先、金額、事業の目的、事業の概要や終期などを毎年予算編成段階と決算段階においてそれぞれ市全体を一覧にして公表し、細かい情報まで開示することを検討されたい。

第4 監査の結果（補助金の個別検討）

監査の対象とした補助金について、補助金固有の問題があると認めた場合に、記載を行っている。補助金固有の問題が認められなかった場合に、「記載すべき事項はない」としている。しかし、前述した全般的な問題を有している場合はある。

[監査対象とした補助金の一覧]

(単位:千円)

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
[1]	総合政策部 危機管理課	1. 自主防災総合補助金	2,062	記載すべき事項はない
[2]	総合政策部 政策推進課	1. 地域経済循環創造事業 補助金	14,000	(1)補助事業者の調達先の選定について(意見)
[3]	総合政策部 情報政策課	1. 地域情報基盤利用促進 事業補助金	1,794	記載すべき事項はない
[4]	総合政策部 地域コミュニティ推進 課	1. コミュニティ助成事業 補助金(一般コミュニティ 助成事業)	4,900	記載すべき事項はない
		2. 国際交流協会運営補助 金	7,390	(1)要綱の整備について(意見)
		3. 国際交流事業補助金	3,044	(2)要綱の公表について(意見) (3)補助基準の明確化について(意見)
[5]	市民環境部 保険年金課	1. 甲賀市人間ドック検診 費助成金	9,309	記載すべき事項はない
[6]	市民環境部 生活環境課	1. 甲賀市民営自転車駐車 場補助金	4,354	(1)補助金額確定の審査について(結果) (2)受益者負担の公平性との関係につ いて(意見)
		2. 公共的施設再生可能エ ネルギー導入補助金	4,000	記載すべき事項はない
[7]	市民環境部 人権推進課	1. 甲賀市同和・人権事業 促進協議会補助金	2,514	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助金額確定の審査について(意見) (3)事務局について(意見)
		2. 甲賀市人権教育推進協 議会活動補助金	5,000	(1)目的が類似する補助金について(意 見)
[8]	健康福祉部 社会福祉課	1. 社会福祉協議会補助金	100,000	(1)補助基準の適正化について(結果) (2)補助事業者の財政状態について(意 見)
		2. こうかあんしんネット (地域福祉権利擁護事業) 補助金	6,305	(1)甲賀市社会福祉協議会補助金との 関係について(結果) (2)補助金の効果について(意見)
		3. 甲賀市民生委員児童委 員協議会連合会活動補助 金	10,414	記載すべき事項はない

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
		4. 甲賀市遺族会活動補助金	1,280	(1)補助事業者の財政状態について(意見) (2)補助金交付団体としての適格性について(意見)
[9]	健康福祉部 障がい福祉課	1. 就労サポーター設置事業補助金	1,382	(1)補助金額確定の審査について(意見) (2)補助基準の明確化について(意見)
		2. 身体障害者更生会活動補助金	1,190	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助事業者の財政状態について(意見)
		3. 成年後見制度利用助成金	1,486	記載すべき事項はない
		4. 重症心身障害者通所施設整備事業補助金	8,435	記載すべき事項はない
		5. 障害者日中活動の場支援事業費補助金	4,273	(1)補助金額確定の審査について(意見)
		6. 移動支援事業補助金	3,209	(1)補助基準の明確化について(意見)
		7. 日中一時支援事業補助金	10,577	記載すべき事項はない
		8. 福祉ホーム入所事業補助金	1,179	(1)補助基準の明確化について(意見)
		9. 甲賀市滋賀型地域活動支援センター事業費補助金	8,973	(1)補助金の過大交付について(結果) (2) 補助事業者の財政状態について(意見)
[10]	健康福祉部 長寿福祉課	1. 介護施設等開設準備補助金	9,315	記載すべき事項はない
		2. 民間社会福祉施設整備補助金	39,000	(1)補助基準の明確化について(意見)
		3. 社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	1,009	記載すべき事項はない
		4. エーデル土山建設資金償還補助金	21,780	記載すべき事項はない
		5. 甲賀荘デイサービスセンター建設資金償還補助金	4,568	記載すべき事項はない
		6. 老人クラブ創造推進員補助金	2,700	(1)老人クラブに対する補助金の見直しについて(意見) (2)補助金額確定の審査について(意見)
		7. 老人クラブ連合会補助金	1,779	
		8. 甲賀市単位老人クラブ事業補助金	4,872	

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
[1 1]	健康福祉部 すこやか支 援課	1. 健康推進員活動費補助金	2,491	記載すべき事項はない
		2. 健康寿命を延ばそう事業 費補助金	1,128	(1)補助対象事業の範囲について(意 見)
		3. 特定不妊治療費補助金	2,224	記載すべき事項はない
[1 2]	こども政策 部 子育て政策 課	1. 甲賀市母子家庭等高等職 業訓練促進給付金	2,774	記載すべき事項はない
[1 3]	こども政策 部 保育幼稚園 課	1. 保育園運営補助金	104,325	(1)補助基準の明確化について(意見)
		2. 私立幼稚園等振興補助金	52,104	(1)補助基準の明確化について(意見)
		3. 私立幼稚園就園奨励費補 助金	15,554	記載すべき事項はない
		4. 保育士就職一時金給付事 業補助金	1,800	記載すべき事項はない
		5. 保育体制強化事業補助金	5,592	記載すべき事項はない
[1 4]	産業経済部 商工労政課	1. 甲賀市シルバー人材セン ター補助金	20,038	(1)補助金額確定の審査について (意 見) (2)補助基準の明確化について (意見)
		2. 甲賀市中小企業団体補助 金	35,292	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助金額確定の審査について(意 見) (3)概算払いのための必要資料につい て(結果) (4)補助事業者の財政状態について (意見)
		3. 陶業振興事業補助金	6,262	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助金の効果について(意見) (3)業界負担金について(結果)
		4. 甲賀市陶業振興事業補助 金 (陶都・信楽まつり分)	4,750	(1)補助基準の明確化について(意見) (2) 補助金額確定の審査について(意 見) (3)補助対象事業について(結果)
		5. 甲賀市陶業振興事業補助 金 (日本遺産認定記念事業 分)	1,600	(1)補助基準の明確化について (意見)
		6. 陶業振興事業補助金 (伝 統産業会館運営企画事業補 助金)	2,198	(1)補助基準の明確化について(意 見)
		7. 地域産業活性化支援事業 補助金	3,660	(1)終期の設定について(意見)

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
		8. 甲賀市商店街環境整備事業補助金	3,753	記載すべき事項はない
		9. 新規市場開拓事業補助金 (地場産業海外販路開拓支援補助金)	2,518	(1)補助基準の明確化について(意見)
		10. 新規市場開拓事業補助金 (新商品開発事業補助金)	2,414	記載すべき事項はない
		11. 新規市場開拓事業補助金 (創業支援補助金)	1,564	記載すべき事項はない
		12. 空き家活用リフォーム促進事業補助金	2,910	(1)補助金の広報について(意見)
		13. 三世同居・近居定住促進リフォーム事業補助金	9,243	記載すべき事項はない
		14. 子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金	33,744	(1)補助金の効果について(意見)
[15]	産業経済部 観光企画推進課	1. 観光協会エキスパート職員育成事業補助金	4,800	(1)補助金の効果について(意見)
		2. 観光協会補助金	10,604	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助金の効果について(意見) (3)補助金額確定の審査について(意見) (4)信楽町観光協会の財政状態について(意見)
		3. 観光客受入体制組織運営補助金	14,400	(1)運営費補助から事業費補助への移行について(意見) (2)2つの観光協会に対する補助について(意見)
		4. 首都圏等PR事業補助金	1,000	記載すべき事項はない
		5. 甲賀市観光ビルドアップ事業補助金	1,983	記載すべき事項はない
[16]	産業経済部 農業振興課	1. 環境保全型農業直接支払交付金	88,428	記載すべき事項はない
		2. 産地パワーアップ事業補助金	136,657	記載すべき事項はない
		3. 茶生産施設整備事業補助金	9,434	(1)補助金の効果について(意見)
		4. 出品茶対策事業補助金	3,100	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助率について(意見) (3)補助金の効果について(意見) (4)補助金の広報について(意見) (5)甲賀ブランドの確立について(意見)

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
		5. 茶肥料循環システム構築事業補助金	5,000	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助率について(意見) (3)補助金の効果について(意見) (4)補助対象先の限定について(意見)
		6. 茶防霜設備整備事業補助金	4,959	(1)補助金の限度額について(意見)
		7. 茶改植等支援事業補助金	2,611	(1)上乗せ補助について(意見) (2)補助対象団体の限定について(意見)
		8. 甲賀の野菜生産拡大推進事業補助金	8,708	(1)財産処分の制限について(結果) (2)補助金の効果について(意見)
		9. 直接支払推進事業補助金	7,195	記載すべき事項はない
		10. 青年就農補助金	9,750	記載すべき事項はない
		11. 農業経営法人化支援金	1,200	記載すべき事項はない
		12. 農業機械設備購入補助金	2,976	(1)財産処分の制限について(意見)
		13. 甲賀市土地改良事業補助金	83,766	記載すべき事項はない
		14. 滋賀県土地改良事業補助金	1,625	記載すべき事項はない
[17]	産業経済部 林業振興課	1. 森林組合受託造林事業補助金	5,000	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)上乗せ補助について(意見) (3)中長期の視点について(意見)
		2. 地域森林造成推進事業補助金	1,631	
		3. 森林組合林道補修事業補助金	4,610	
		4. 間伐材有効活用補助金	1,878	
		5. 緊急間伐促進事業補助金	3,000	
		6. 放置林防止対策境界明確化事業補助金	11,351	
		7. 間伐材搬出対策事業補助金	2,816	記載すべき事項はない
		8. 林業振興活動事業補助金	1,000	(1)補助金額確定の審査について(意見) (2)補助基準の明確化について(意見) (3)補助率について(意見)
		9. 獣害に強い里づくり事業補助金	1,852	(1)補助率について(意見) (2)補助金の効果について(意見)
		10. 法定猟具購入等補助金	1,553	(1)財産処分の制限について(意見)

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
		1 1. 有害鳥獣捕獲団体活動補助金	1,770	(1)補助基準の明確化について(結果) (2)補助金額確定の審査について(結果) (3)補助事業者の財政状態について(意見)
[18]	建設部 都市計画課	1. 貴生川西内貴土地地区画整理事業助成金	30,000	記載すべき事項はない
[19]	建設部 建設管理課	1. 居住環境改善事業補助金	2,201	(1)補助事業者の調達先の選定について(意見)
[20]	建設部 建設事業課	1. 河川愛護事業補助金	14,056	(1)補助基準の明確化について(意見)
[21]	建設部 住宅建築課	1. 民間賃貸住宅家賃補助金	6,852	(1)補助金額確定の審査について(結果)
		2. 木造住宅耐震改修事業費補助金	1,300	(1)補助金の効果について(意見)
[22]	建設部 公共交通推進課	1. コミュニティバス運行費補助金	266,866	(1)補助事業者の財政状態について(意見) (2)補助金額確定の審査について(意見) (3)路線変更等の効果について(意見)
		2. コミュニティバス施設整備費補助金	4,800	(1)消費税相当額の返還について(結果) (2)補助事業者の調達先の選定について(意見)
		3. コミュニティバス車両購入補助金	18,000	記載すべき事項はない
		4. 地域路線バス運行事業補助金	3,000	(1)補助事業の有効性について(意見)
		5. 信楽高原鉄道利用促進協議会補助金	1,300	(1)補助基準の明確化について(意見)
[23]	上下水道部 下水道課	1. 浄化槽設置整備事業補助金	18,789	(1)補助金額確定の審査について(結果)
		2. 浄化槽設備修繕補助金	2,608	記載すべき事項はない
		3. 浄化槽設置面的整備事業補助金・浄化槽維持管理事業補助金	14,820	(1)補助金額確定の審査について(意見)
		4. 下水道対象区域外浄化槽設置補助金	1,400	記載すべき事項はない

	所管課	補助金名	金額	監査結果・意見
[24]	教育委員会 教育総務課	1. 甲賀市立小学校閉校記念 事業費補助金	1,255	記載すべき事項はない
[25]	教育委員会 社会教育課	1. 甲賀市青少年育成市民会 議補助金	2,200	記載すべき事項はない
		2. 公民館運営活動費補助金	1,080	記載すべき事項はない
[26]	教育委員会 学校教育課	1. 甲賀市児童生徒通学費補 助金	7,710	記載すべき事項はない
		2. 甲賀市公立学校児童生徒 出場費補助金	10,988	(1)補助基準の明確化について(意見) (2)補助金額確定の審査について(結 果)
		3. 学力向上推進事業補助金	9,334	(1)補助基準の明確化について(意見)
[27]	教育委員会 文化スポー ツ振興課	1. 甲賀市文化スポーツ財団 法人運営補助金	3,170	(1)補助金額確定の審査について(結 果) (2)租税公課に対する補助について (結果) (3)補助金のあり方について(結果)
		2. あいの土山斎王群行開催 補助金	1,000	(1)衣装維持等積立金の必要性につ いて(結果) (2)自己収入の獲得について(意見)
		3. 甲賀市文化協会連合会活 動補助金	2,300	(1)補助事業者の財政状態について (意見) (2)補助金額確定の審査について(結 果)
		4. 和太鼓サウンド開催補助 金	2,450	(1)補助率の適正化について(結果)
		5. スポーツ少年団活動補助 金	5,800	(1)補助金額確定の審査について(結 果)
		6. 財団法人運営補助金	9,960	(1)補助基準の明確化について(結果) (2)補助対象範囲について(結果) (3)補助金額確定の審査について(結 果)
		7. 総合型地域スポーツクラ ブ活動補助金	1,200	(1)補助事業者の財政状態について (意見)
[28]	教育委員会 歴史文化財 課	1. 指定文化財保存修理事業 補助金	4,974	記載すべき事項はない
		2. 民俗文化財伝承補助金	2,387	(1)水口曳山まつりの補助金額の見直 しについて(意見)
		3. 水口岡山城史跡活用補助 金	2,500	記載すべき事項はない
合 計			1,508,988	

[1] 総合政策部危機管理課

1. 自主防災総合補助金

記載すべき事項はない。

[2] 総合政策部政策推進課

1. 地域経済循環創造事業補助金

根拠法令・要綱等	地域経済循環創造事業交付金交付要綱			
所管課	総合政策部政策推進課			
交付先、対象数	ミライキックス株式会社、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 25%、国 25%、県 0% (※個人 50%)			
補助金の目的	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため。			
補助対象事業等の概要	地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、融資額および事業者自己負担金等を差し引いた額を補助する。			
補助金の算定方法				
補助期間	制度開始年度	平成 29 年度のみ		
	制度終了 (予定) 年度	※国の制度であり、申請状況に応じて適時予算化を行う。		
	制度継続年数 (～29 年度末)			
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額 (千円)	—	—	14,000
事業成果	平成 29 年度においては、地域特産品を活用したお菓子やパンを製造する「地域資源活用ファクトリー」と、多世代交流を図る空間である「多世代交流カフェ」を整備する事業者に対する支援を行った。これにより、障害者等の雇用創出と自立支援が促された。			

(1) 補助事業者の調達先の選定について(意見)

当補助金は、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する目的で支出され、国が交付金を支出することを前提に、総事業費の 25%を国、25%を甲賀市が負担し、残りの 50%を地域金融機関の融資を受けることを条件に事業者が負担する仕組みとなっている。

国は地域経済循環創造事業交付金を支給するにあたり、詳細に多くの条件を設定しており、本事業における発注先 (委託先)の選定にあたっては、入手価格の妥当性を証明できるように見積書を取り、単価 50 万円以上の物件については原則として交付金事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない 2 社以上から見積書を取ることとされている。

当補助金の交付先は民間事業者 1 者であり、総事業費約 30,000 千円のうち約 75%が建物

の建築費である。その建築費について、補助金申請事業者の出資者の一人が代表取締役を勤める最終的に工事を請け負った地元建築業者と名古屋の建築業者 2 者の計 3 者の見積書が提出されている。しかし、見積内容を詳細に比較すると、部材数や施工面積等が業者ごとに相違しており、設計や仕様についてそれぞれ異なる見積内容であった。この状況は最初から請け負う業者と発注金額が決まっており、単にその金額を超える見積もりを県外の業者に依頼して提出させたのでないかという疑念を抱かざるを得ない。所管課は、複数の見積もりを入手する目的が発注金額の妥当性の証明であることを念頭に、複数の見積書の比較可能性を検討し、発注金額が経済的で妥当なものかを確認すべきである。

[3] 総合政策部情報政策課

1. 地域情報基盤利用促進事業補助金

記載すべき事項はない。

[4] 総合政策部地域コミュニティ推進課

1. コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ助成事業）

記載すべき事項はない。

2. 国際交流協会運営補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市国際交流協会補助金交付要綱			
所管課	総合政策部地域コミュニティ推進課			
交付先、対象数	甲賀市国際交流協会、1 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 0%、県 0%			
補助金の目的	甲賀市における国際交流事業、国際理解事業及び在住外国人支援事業を実施している甲賀市国際交流協会の運営に対して補助金を交付し、もって市民主導の国際交流活動、国際理解活動及び在住外国人支援活動の一層の促進を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	協会の運営に必要となる人件費、事務管理経費（食糧費は対象としない。）			
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が必要かつ適正と認めた額			
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	5,777	7,162	7,390
事業成果	市民主導による国際交流活動、国際理解活動及び在住外国人支援活動が活発に実施され、本市の多文化共生の促進に寄与している。			

※下記の国際交流事業補助金に対する指摘事項に含めて記載。

3. 国際交流事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市国際交流協会補助金交付要綱			
所管課	総合政策部地域コミュニティ推進課			
交付先、対象数	甲賀市国際交流協会、1団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 0%、県 0%			
補助金の目的	甲賀市国際交流協会が行う国際交流事業、国際理解事業及び在住外国人支援事業に対して補助金を交付し、もって市民主導の国際交流活動、国際理解活動及び在住外国人支援活動の一層の促進を図ることを目的とする。			
補助対象事業等の概要	協会が行う国際理解事業など在住外国人支援等事業に要する経費			
補助金の算定方法	予算の範囲内において市長が必要かつ適正と認めた額			
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,777	3,436	3,044
事業成果	市民主導による国際交流活動、国際理解活動及び在住外国人支援活動が活発に実施され、本市の多文化共生の促進に寄与している。			

[補助金の補足説明]

国際交流協会運営事業、国際交流事業補助事業はともに甲賀市国際交流協会に対し、交付される補助事業である。甲賀市国際交流協会は、民間団体であるが、外国からの親善使節の受入や派遣のような海外との交流事業の他、在住外国人に対する日本語支援や災害時支援など、市が行うべき事業の一部の役割を担っている面がある。

甲賀市の外国人に関する状況は以下のとおり。

(単位：人)

	平成 27 年 12 月	平成 28 年 12 月	平成 29 年 12 月
甲賀市人口	92,195	91,724	91,413
内、外国人人口	2,642	2,736	2,941
外国人割合	2.9%	3.0%	3.2%

市全体の人口は減少傾向にあるが、外国人人口は増加傾向にあり、割合は徐々に増加している。

(1) 要綱の整備について（意見）

甲賀市国際交流協会補助金交付要綱では、対象事業、経費及び補助額について別表にて詳細を定めている。補助対象経費として「中学生交流派遣事業に係る通行料、旅費」を定めているが、別途「甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱」の中でも補助対象経費として旅費等を定めており、重複している状況である。当該経費については「甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱」に基づき補助を交付しているとのことで実質的には、問題は生じていないが、要綱の内容は適宜見直し、実態に合ったものにしておく必要がある。

(2) 要綱の公表について（意見）

当補助金の根拠となる要綱は「甲賀市国際交流協会補助金交付要綱」であるが、ホームページから検索できる甲賀市例規集に掲載されていない。当補助金は、交付先が甲賀市国際交流協会に限定されていることから、当事者が内容を把握していれば、実質問題ないが、一般に補助金は公平性・公益性が求められ、交付根拠として明確な基準を定め、それが市民に広く認識される必要がある。要綱についてホームページにて公表されたい。

(3) 補助基準の明確化について（意見）

国際交流協会運営事業補助は、協会運営費、人件費及び法定福利費を対象とした運営補助費であり、国際交流事業は、青少年国際交流、海外交流事業、交流事業、国際理解推進事業及び支援事業に対する事業補助費であり、ともに補助率は100%となっている。また、協会の事業で補助の対象となっていない事業はない。一般的に、団体の維持に必要な運営費補助ではなく、特定の事業費に対して補助することへの移行や事業費の全額補助を見直し、一定程度自己負担を求めることで、不必要な事業の実施を抑制し、事業費の無駄を省く必要があり、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」としてこれらを挙げている。但し、国際交流という事業の性質上、及び、甲賀市の在住外国人が増加しているという状況から、市が対応できない部分を補完している面は大きく、協会の公益性が高いともいえる。

以上により、100%補助対象となる事業のみを実施しているため、運営費補助は容認できるが、市の適正化指針の例外として、合理的な理由があるかという観点から、事業内容について検討過程を明確にされたい。

また、将来的には、例えば、人件費を何らかの基準にて按分計算し、各事業費を構成する人件費として処理し、補助金対象でない事業を実施した場合には、これらに係る人件費は補助対象外とし、純粋な協会の運営に係る経費は協会の自己負担とするというような協会運営と事業について会計上区分した上で、事業費補助へ移行されたい。

[5] 市民環境部保険年金課

1. 甲賀市人間ドック検診費助成金

記載すべき事項はない。

[6] 市民環境部生活環境課

1. 甲賀市民営自転車駐車場補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市民営自転車駐車場補助金交付要綱			
所管課	市民環境部生活環境課			
交付先、対象数	甲南駅、寺庄駅周辺で平成28年10月28日以前から設置されている民営の自転車駐車場を経営する者、5者			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	自転車利用者が民営の自転車駐車場を無償で利用できるようにするため。(甲南駅、寺庄駅以外は、市営のため無償で利用可)			
補助対象事業等の概要	自転車等の駐車台数に単価を乗じて得た額を交付する。			
補助金の算定方法	駐車台数に自転車一日単価75円、原動機付自転車及び自動二輪車一日単価150円を乗じて得た額を交付する。			
補助期間	制度開始年度	平成28年度11月から		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	2年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	-	1,217	4,354
事業成果	甲南駅、寺庄駅以外の自転車駐車場利用者と同じように無償で自転車駐車場を利用できる。			

(1) 補助金額確定の審査について(結果)

補助金の額は、自転車等の駐車台数又は、市が別に定める基準に基づき認定した収容可能台数のいずれか少ない台数に、単価を乗じた額とされている(甲賀市民営自転車駐車場補助金交付要綱第3条)。そのため、自転車駐車場経営者からは毎日の利用台数を報告させ実績台数に基づき、収容可能台数の範囲内であることを確認し、補助金交付額を確定している。

しかし、現状の自転車駐車場は利用者にとっては無償で利用できるため、利用時点で受付等が行われておらず、利用台数を正確に把握することは困難である。また、所管課も時折自転車駐車場の利用状況の現場視察は行っているとのことであるが、自転車駐車場経営者が提出する「民営自転車駐車場補助金年間利用状況実績報告書」の収容実績台数の妥当性を検証することは不可能であり、検証できない資料に基づき補助金の交付を行うことは適切でない。

そもそも、無償で自転車駐車場を運営するという事業は、市が実施すべき事業であり、民間事業者へ自転車駐車場の管理運営を委託するのであれば、補助金以外の委託料など補助金以外への手法の切り替えも含め検討されたい。

(2) 受益者負担の公平性との関係について（意見）

平成 28 年 10 月 28 日に告示された当補助金は、それまで、甲南駅と寺庄駅では自転車駐車が有料であったのに対し、他の駅では自転車駐車が無料であるという駅による駐車料金の相違をなくすため、全ての甲賀市内の JR 草津線の駅につき自転車駐車料を無料にするため制定されたものである。

しかし、市が自転車駐車を運営するに当たっては、施設の維持管理費用が発生しておりこの費用は誰が負担するかという問題が生ずる。自転車駐車場利用者にとっては無料で利用できることは喜ばしいが、その費用は自転車駐車場を利用しない市民を含む全市民で負担することになる。ちなみに、JR 草津線沿線にある湖南市の三雲駅、甲西駅では市営の自転車駐車場は有料である。

市では、行財政改革のひとつとして受益者負担の公平性を掲げていることもあり、自転車駐車場の無償提供を継続することの是非についても再検討されたい。

2. 公共的施設再生可能エネルギー導入補助金

記載すべき事項はない。

[7] 市民環境部人権推進課

1. 甲賀市同和・人権事業促進協議会補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市同和・人権事業促進協議会活動補助に関する取扱要領			
所管課	市民環境部人権推進課			
交付先、対象数	甲賀市同和・人権事業促進協議会、1団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	同和問題や各種人権課題の解決に向けた取組を支援するため。			
補助対象事業等の概要	甲賀市同和・人権事業促進協議会の活動のため、その経費を交付する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,660	2,593	2,514
事業成果	支部合同での研修会の実施や、各支部の福祉・交流・啓発活動等の実施により人権意識の普及や高揚が図れる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

甲賀市同和・人権事業促進協議会補助金は、甲賀市補助金等交付規則に基づいて交付されているが、当補助金の交付要綱はなく、一般には公開されない「甲賀市同和・人権事業促進協議会活動補助に関する取扱要領」において目的、補助対象事業等が定められ事務手続が行われている。

市では交付要綱を定め補助金の交付を行うことを原則としており、当補助金においても交付要綱を定め補助基準を明確化し、補助金交付を行うべきである。

(2) 補助金額確定の審査について（意見）

甲賀市同和・人権事業促進協議会の決算報告書によれば、補助金 2,514 千円の内、主な支出は支部活動補助金 2,208 千円であるが、支部活動に関する決算書は添付されないまま交付決定が行われている。主な、活動内容が支部活動である場合支部活動の内容が分かる資料を添付のうえ、交付決定を行うべきである。

(3) 事務局について（意見）

同和・人権事業促進協議会は、同和問題や各種人権課題の解決に向けた取組を行っており、その支援をするため、現在、事務局は人権推進課で行われている。

これは、交付元と交付先が同じであり、内部統制上も望ましい状態ではない。また、将来的には、協議会を自主運営化し、自主自立を目指すことも重要であり、事務局機能について移行できるよう検討されたい。

2. 甲賀市人権教育推進協議会活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市人権・同和教育推進事業補助金交付要綱			
所管課	市民環境部人権推進課人権教育室			
交付先、対象数	甲賀市人権教育推進協議会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に向け、人権教育及び同和教育の推進を図る。			
補助対象事業等の概要	会が実施する啓発事業等の活動に対し補助する。			
補助金の算定方法	市長の定める額（予算額）			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	5,000	5,000	5,000
事業成果	継続した草の根的な地区別懇談会の実施により、市民の反差別意識と人権尊重の精神が涵養されている。また独自の啓発冊子を作成するなど地域における人権推進のリーダーが育成されている。			

(1) 目的が類似する補助金について(意見)

甲賀市人権教育推進協議会と甲賀市同和・人権事業促進協議会は、広い意味で人権問題を解決していくための団体であり、活動内容が重複する部分も認められる。この二つの組織が併存している理由として、人権推進課に尋ねたところ、

「同和・人権事業促進協議会は、『甲賀市における同和问题解決のための施策をはじめ、人権施策の推進に協力、助言を行い、人権が尊重される社会の実現に資すること』を目的とし、地域内の意識付けや差別解消に向けた方向付けのための活動を行っている組織です。

これに対し、人権教育推進協議会は『基本的人権の尊重、自由、平等を基本理念として、すべての住民の人権意識の高揚を図り、同和问题をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざす教育啓発を総合的に推進することを目的』とした市民による人権教育啓発を推進する組織です。

共に啓発事業を実施することや学びの機会をもつことはできますが、異なる部分もある

ことから併存しています。」との回答を得た。

しかし、2つの協議会は補助金のみを収入源としている点、また、事務局は人権推進課が行っている点を考慮すれば、活動水準を維持しつつ、協議会を統合していくことを検討されたい。

[8] 健康福祉部社会福祉課

1. 社会福祉協議会補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部社会福祉課			
交付先、対象数	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会、1団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	市が地域福祉を推進し市民・地域の福祉課題を解決するために、重要な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援すること。			
補助対象事業等の概要	甲賀市社会福祉協議会が地域福祉を推進するための人件費及び運営管理費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	100,000	100,000	100,000
事業成果	社会福祉法において地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられている社会福祉協議会には福祉に精通した職員がおり、甲賀市の地域福祉計画に基づいたご近所福祉活動等を市内各地域において推進している。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	「ふくしまんパワーねっと事業」 3,999 千円 市内の福祉事業所の連携、会議、学習会、交流会、人権研修 「水口社会福祉センター維持管理業務委託」 3,691 千円 水口社会福祉センターの施設維持管理業務 「甲賀市福祉ホール」指定管理 1,060 千円			

[補助金の補足説明]

甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱では、第4条で「補助金の額は、別表に定める額の範囲内で市長が定める額とする。」とされており、別表において次のとおり補助金の額が定められている。

補助対象者	補助金の額
甲賀市保護司会	377,000 円
甲賀市更生保護女性会	182,000 円
甲賀市赤十字奉仕団連合会	212,000 円
甲賀市手をつなぐ育成会	136,000 円
甲賀市身体障害者更生会	2,025,000 円
甲賀市視覚障害者福祉協会	120,000 円
甲賀市遺族会	1,625,000 円
甲賀保護区保護司会	63,000 円
甲賀地域精神障害者家族会「のぞみ会」	47,000 円
甲賀市ひとり親家庭福祉の会	700,000 円
甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	10,414,000 円
甲賀市社会福祉協議会	100,000,000 円
滋賀県身体障害者相談員甲賀連絡協議会	33,000 円
社会福祉法人甲賀学園後援会	800,000 円

要綱上は、「市長が定める額」とされている補助金額の計算を、所管課では本補助金の補助対象事業を社会福祉協議会事業の中の①法人運営事業②地域福祉推進事業③相談支援事業の人件費および運営管理費とした上で、事業収入等の特定財源を差し引いた社会福祉協議会の持ち出し分を補填している。なお、補助対象である3事業については「甲賀市総合計画」および「甲賀市地域福祉計画」に基づく事業であり、市の施策において大きな役割を果たすものとされている。

(算出根拠)

(単位：千円)

	補助事業に要した経費	特定財源	差引 (補助対象事業費)
①法人運営事業	52,520	12,399	40,121
②地域福祉推進事業	96,636	8,450	88,186
③相談支援事業	21,999	7,265	14,734
計	171,155	28,114	143,041

補助対象事業費合計 143,041 千円が、要綱の別表に定める上限額 100,000 千円を上回っているため、補助金交付額は 100,000 千円と確定された。

(1) 補助基準の適正化について（結果）

甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱によれば、補助対象経費について第 2 条で「補助金の交付対象となる経費は、社会福祉活動のために必要な経費とする」と定めており、上記補助対象事業は第 2 条の補助対象経費に該当する。しかし、社会福祉法人甲賀市社会福祉協会が行う社会福祉のために行う事業は上記 3 事業だけでなく、3 事業を含め 11 事業を行っており、中でも居宅介護等事業については 83,690 千円の事業活動収支差額（予算額）を見込んでいる。法人全体の事業活動計算書の要約は次のとおりである。

[事業活動計算書]（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

①サービス活動収益計	869,425
②サービス活動費用計	852,824
③サービス活動増減差額(①－②)	16,601
④サービス活動外増減差額	3,362
⑤特別増減差額	739
⑥当期活動増減差額(③+④+⑤)	20,703

要綱の第 1 条では趣旨として、「市内において活動する社会福祉団体が、社会福祉活動の増進を図ることを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する」としており、団体運営補助金であることを示している。また、甲賀市社会福祉協議会は、法人全体としては、当期活動増減差額 20,703 千円を計上している。

団体運営補助金であれば、法人全体の社会福祉活動の収支を詳細に検討した上で補助金額の算定を行うべきである。

(2) 補助事業者の財政状態について（意見）

甲賀市社会福祉協議会の平成 30 年 3 月末時点での貸借対照表の要約は次表のとおりであるが、445,112 千円の繰越金があり、補助金 100,000 千円の 4.4 倍の水準である。また、介護保険事業安定化積立資産 161,868 千円、法人安定化積立資産 9,081 千円、拠点資産整備等積立資産 50,059 千円、その他積立資産 39,793 千円など利益留保性と思われる積立金も多額に有している。

財政的に余裕のある、交付先については、繰越金や積立金の源泉も確認しつつ、補助金の必要性を慎重に検討したうえで、補助金額については減額することも検討されたい。

参考として、次に滋賀県内の 13 市における各社会福祉協議会の平成 30 年 3 月期の決算状況を示すと、甲賀市社会福祉協議会より多額の繰越金を有するのは高島市社会福祉協議会だけであり、純資産の部の合計金額からも甲賀市社会福祉協議会は県内社会福祉協議会の中でも財政的に余裕のある協議会であることが分かる。

[甲賀市社会福祉協議会平成 30 年 3 月 31 日時点貸借対照表(要約)]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)		(流動負債)	101,841
現金預金	305,331	(固定負債)	
その他流動資産	154,030	退職給付引当金	267,260
(固定資産)		その他固定負債	15,194
基本財産	116,256	(純資産の部)	
退職給付引当資産	267,260	基本金	5,000
介護保険事業安定化積立資産	161,868	国庫補助金等特別積立金	91,707
法人安定化積立資産	9,081	その他積立金	260,802
拠点施設整備等積立資産	50,059	次期繰越活動増減差額	445,112
その他積立資産	39,793		
その他固定資産	83,237		
資産の部合計	1,186,916	負債及び純資産の部合計	1,186,916

[滋賀県内の各市の社会福祉協議会決算状況(参考資料)]

(単位：千円)

滋賀県内各 市の社会福 祉協議会	事業活動計算書			貸借対照表	
	経常経費補助 金収益	サービス活動 収益計	当期活動増 減差額	次期繰越活 動増減差額	純資産の部 合計
大津市	151,883	298,599	15,995	18,932	219,678
彦根市	58,171	464,682	△952	234,176	409,639
長浜市	135,740	1,631,533	△135,228	376,272	1,876,992
近江八幡市	48,633	289,149	10,160	123,511	261,573
草津市	62,663	100,055	982	9,726	187,473
守山市	71,086	429,431	28,525	204,823	445,637
栗東市	46,258	564,847	△5,533	161,697	270,305
甲賀市	135,816	869,426	20,703	445,112	802,621
野洲市	97,820	449,282	△8,455	32,952	272,073
湖南市	53,755	154,333	△15,861	28,971	63,263
高島市	46,127	1,311,325	84,196	700,715	1,308,237
東近江市	173,398	828,539	△73,325	113,500	896,471
米原市	76,280	714,319	△5,798	239,110	488,535

2. こうかあんしんネット（地域福祉権利擁護事業）補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市こうかあんしんネット（地域福祉権利擁護事業）補助金 交付要綱			
所管課	健康福祉部社会福祉課			
交付先、対象数	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者等の判断能力が不 十分な方々が、地域で安心して生活できることを目的に、甲賀 市社会福祉協議会が実施する「こうかあんしんネット（地域福 祉権利擁護事業）」に対して補助を行うことで、要支援者の権 利擁護を推進する。			
補助対象事業等の概要	甲賀市社会福祉協議会が実施する補助事業に要する人件費及び 物件費とする。			
補助金の算定方法	補助対象経費から補助事業に伴う利用料等及び本市以外の団体 等からの補助金を控除した額の3分の1以内とする。			
補助期間	制度開始年度	平成 28 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	2 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	6,305	6,305
事業成果	こうかあんしんネットのマンパワーを強化することで、現在、 本市の生活困窮者支援事業で受け付けた、日々の金銭管理が困 難な支援者を受け入れることができ、適切な支援につなげるこ とができる。			
補助対象団体に対する 補助金以外の支払実 績、内容	社会福祉協議会補助金と同じ。			

(1) 甲賀市社会福祉協議会補助金との関係について（結果）

甲賀市地域福祉権利擁護事業は、先に述べた社会福祉協議会補助金の対象としている地域福祉推進事業に含まれる事業であり、甲賀市社会福祉協議会の運営費補助とは別枠で補助金を交付することは、運営補助金の上限枠を定めた趣旨に反するものと思われる。

甲賀市社会福祉協議会補助金と甲賀市こうかあんしんネット（地域福祉権利擁護事業）補助金は交付先も同一であり、対象事業も重複しているため一体として補助金額の算定を行い上限金額の設定をすべきである。

(2) 補助金の効果について（意見）

所管課では、補助金額の確定を行う際に補助金交付の効果として、「社会福祉協議会の権利擁護事業の体制が強化されることで、本市の生活困窮者支援事業で受付し日々の金銭管理が困難な要支援者を受け入れることができる。併せて、成年後見制度の利用者が年々増加し、成年後見人の不足により受任が困難な状況にあるが、本事業による支援が強化され、成年後見業務の支援にもつながる。」とされている。

しかし、社会福祉協議会の権利擁護事業は平成 27 年度以前より行われており、補助金が交付された平成 28 年度以降にどれだけの効果があったのかは不明である。補助金の効果は、概念的なものでなくできる限り、具体的な受入件数等の増加数により測定を行われたい。

3. 甲賀市民生委員児童委員協議会連合会活動補助金

記載すべき事項はない。

4. 甲賀市遺族会活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部社会福祉課			
交付先、対象数	甲賀市遺族会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	甲賀市遺族会の活動維持・増進を図るため。			
補助対象事業等の概要	甲賀市遺族会の活動のため、その経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	11 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,280	1,280	1,280
事業成果	研修や追悼、慰霊行事を通じて、活動の増進を図ることができる。			

(1) 補助事業者の財政状態について（意見）

甲賀市遺族会の決算書によれば、平成 30 年 3 月期で 281 千円の繰越金と特別基金残高 1,000 千円を有している。また、甲賀市遺族会から旧 5 町の各遺族会に対して補助金が交付されているが 5 つの遺族会の繰越金を合計すると 2,924 千円の繰越金を有している。

繰越金が多額である場合の補助金の算定ルールを明確にされたい。

(2) 補助金交付団体としての適格性について（意見）

甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱によれば、「市内において活動する社会福祉団体が、社会福祉活動の増進を図ることを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の交付対象となる経費は、社会福祉活動のために必要な経費とする。」とされている。

それに対し、交付を受ける甲賀市遺族会の活動内容は、各町遺族会への補助、滋賀県遺族会への負担金、護国神社参拝、英霊顕彰等であり、社会福祉活動とは言い難いものと思われる。

また、補助対象経費とされるものの中に玉串料が含まれ、各町遺族会の支出には 1 日研修旅行支払および賄いが含まれるなど、社会福祉活動のために必要な経費とは言い難い経費が含まれている。

補助対象経費の範囲を、見直すと共に甲賀市遺族会が、社会福祉活動団体に該当するかどうか再検討されたい。

[9] 健康福祉部障がい福祉課

1. 就労サポーター設置事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市障害者働き・暮らし応援センター事業補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	社会福祉法人しがらき会、1団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 50%（圏域事業のため湖南市負担金あり）、県 50%			
補助金の目的	障がい者の地域での職業生活における自立と社会参加の促進を図るため。			
補助対象事業等の概要	障がい者の就労支援、職場定着に伴う社会生活上の支援を行う職員の人件費及び事務経費の一部を交付する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,382	1,382	1,382
事業成果	障がい者の職場適応、職場定着が出来るよう支援を行うとともに作業所等利用者の職場実習に対する支援を行うことができる。			

(1) 補助金額確定の審査について（意見）

所管課は、補助金を交付した後は、実績報告書を提出させるのみであり、補助金交付先へ出向いて事業の実施状況や設置に必要な人員の配置、提出された収支報告の証ひょう書類等を確認していない。当補助金は、長年にわたり同じ事業者へ支出されており、滋賀県の監査も行われていないので、所管課は必要に応じて補助金交付先へ出向くと共に、証ひょう書類等の確認は確実に実施すべきである。

(2) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の額は、甲賀市障害者働き・暮らし応援センター事業補助金交付要綱上、基準額 2,289 千円と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない額となっているが、実際にはその額よりも少ない金額の 1,382 千円の定額にて長年補助されている。

補助金額には算定根拠がなく、長年にわたり定額にて支出されており、算定方法を見直すとともに適正額を見直されたい。

2. 身体障害者更生会活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	甲賀市身体障害者更生会、1 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	社会福祉活動の増進を図ることを支援するため。			
補助対象事業等の概要	甲賀市身体障害者更生会の活動のため、その経費を一部交付する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,190	1,190	1,190
事業成果	福祉大会やスポーツ大会など障がい者の地域活動を促し、研修会等の開催で会員の資質の向上を図ることができる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の額は、甲賀市社会福祉団体活動補助金交付要綱上、社会福祉活動に必要な経費を補助対象経費とし、別表(p33 参照)に定める 2,025 千円の範囲内となっている。実際の交付金額はそれらの範囲内となつてはいるが、毎年 1,190 千円の定額にて長年補助されている。

補助金額には算定根拠がなく、長年にわたり定額にて支出されており、算定方法を見直すことにより、適正額になるよう配慮されたい。

(2) 補助事業者の財政状態について（意見）

交付先の収支決算書によれば、平成 30 年 3 月期で 736 千円の繰越金を有しており、旧 5 町にある交付先団体の各地区の繰越金 2,046 千円も合わせると、合計で 2,782 千円の繰越金を有している。また、交付先団体は支出総額の約 58%を団体会員の親睦旅行費用にあてており、団体の活動には金銭的余裕があり、補助金額を削減できる可能性は高い状況である。

繰越金が多額である場合の補助金の算定ルールを明確にされたいとともに、長年にわたる補助のあり方についても検討されたい。

3. 成年後見制度利用助成金

記載すべき事項はない。

4. 重症心身障害者通所施設整備事業補助金

記載すべき事項はない。

5. 障害者日中活動の場支援事業費補助金

根拠法令・要綱等	総合支援法、甲賀市障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	就労継続支援 A 型事業所、生活介護事業所、6 箇所 55 人			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 50%、 県 50%			
補助金の目的	他の事業所に比べ報酬体系の低い A 型事業所に対し補助金を交付することで、利用者に最低賃金以上の賃金を支払うことにより、障がい者が自立した生活を営めることにつながるため。			
補助対象事業等の概要	A 型事業所の営業力強化、重度心身障がい者（児）等を受け入れる生活介護事業所の機能強化を図るための補助金を交付する。			
補助金の算定方法	加算基準単価×延べ加算人日			
補助期間	制度開始年度	平成 21 年度		
	制度終了（予定）年度	平成 30 年度		
	制度継続年数（～29 年度末）	9 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,787	4,485	4,273
事業成果	最低賃金を保証することで、障がい者が継続して働き、自立した生活を営めることにつながる。			

(1) 補助金額確定の審査について（意見）

当補助金の額は、甲賀市障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱上、基準額と補助事業対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない額となっている。しかし、実績報告書に添付すべき事業に係る決算書において、歳出が合計のみの記載であるものや、事業の歳入歳出を記載せずに歳出の一部のみを記載したりしているものが散見された。決算書については、補助事業内容が分かるよう歳入歳出金額を科目別に全て記載したものを提出させ内容を十分に検討した後に、当補助金額を確定するべきである。

6. 移動支援事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市移動支援事業費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	事業を実施する社会福祉法人等で市が指定した7事業所			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 25%、 国 50%、 県 25%			
補助金の目的	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う。			
補助対象事業等の概要	地域における自立生活及び社会参加の促進を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。			
補助金の算定方法	1時間以内：1,500円 1時間毎に1,500円ずつ増額			
補助期間	制度開始年度	平成18年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	11年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額（千円）	2,557	2,811	3,209
事業成果	屋外での移動が困難な障がいのある人の本人の状況に合わせ支援することで、家族や介護者の負担軽減が見込め、社会参加など自立に繋がる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

移動支援事業は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」第77条1項において、市町村が行うものとされている「地域生活支援事業」のうちの一つに規定され、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とされている。

甲賀市移動支援事業費補助金交付要綱においては、移動支援事業を行う事業者には、別表に定められる利用単価に100分の10を乗じた額（利用者負担額）を控除して、利用回数を乗じた額以内とする補助金額を支出すると定められている。しかし、移動支援事業は、自立支援給付に準じて、生活保護者と低所得者の場合には利用者負担金を免除しており、その場合には、補助事業者には利用単価全額を補助している。要綱と実際の補助金額が相違しており、生活保護等に関する規定との調整の中で利用者負担額を市が免除する場合は、要綱の規定内容を他の法令等と整合するよう見直しされたい。

7. 日中一時支援事業補助金

記載すべき事項はない。

8. 福祉ホーム入所事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	社会福祉法人瑠璃光会、1団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 25%、国 50%、県 25%			
補助金の目的	障がいのある人が安心・安全な自立生活を行う支援			
補助対象事業等の概要	ホーム運営の一部を補助する			
補助金の算定方法	対象者 1名 定額 53,600 円 × 12 月 = 643,200 円			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,286	1,286	1,179
事業成果	安全な場所で、それぞれの自分の生活づくりの取組みについて支援することで、精神及び身体の安定が図れる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の額は、身体障害者福祉ホームの運営費の一部を補助するために、入居する 1 人当たりの月額基準額を基に計算した金額と運営に必要な対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した金額と比較して、いずれか少ない方の額の範囲内で定めるとされている。

しかし、交付先事業者が運営している身体障害者福祉ホームには、入居者の中に甲賀市以外の利用者もいることから、対象経費の実支出額には甲賀市の利用者に係る経費と甲賀市以外の利用者に係る経費の両方が含まれており、要綱どおりに補助金額を算定してしまうと甲賀市以外の利用者に対する対象経費まで負担することになってしまう。対象経費の実支出額の計算においては、当該施設全体の月ごとの利用者延人数に占める甲賀市の利用者延人数で按分すべきであり、補助金の算定方法について見直すとともに甲賀市身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱も見直されたい。

9. 甲賀市滋賀型地域活動支援センター事業費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市滋賀型地域活動支援センター事業費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部障がい福祉課			
交付先、対象数	事業を実施する特定非営利活動法人で市が指定した2事業所			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 50%、国 %、県 50%			
補助金の目的	ひきこもり者の自立支援、日中の居場所の確保			
補助対象事業等の概要	ひきこもり者の社会的自立を支援している施設に対する補助			
補助金の算定方法	運営費：1人当たり（月額）74,000円×延べ人員数 管理費：1事業所 1,100,000円（年額）			
補助期間	制度開始年度	平成21年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	8年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額（千円）	9,422	10,295	8,973
事業成果	安定した活動場所が確保され人と関わることにより、社会生活に必要な基本的習慣の習得や社会生活能力の向上により、社会生活や就労への意欲に繋がる。			

(1) 補助金の過大交付について（結果）

所管課は、補助金額を確定するにあたり、提出された実績報告書に記載されている金額どおりに交付したが、管理費の対象経費として記載されている1,100千円は支出予定金額であり、実際支出額は955千円であったため、計算の結果、補助金として108千円を過大に支出していた。過大に支出した補助金の返還が必要であるとともに、補助事業者が提出する書類の確認を徹底されたい。

(2) 補助事業者の財政状態について（意見）

当補助金の申請にあたり、当補助事業にかかる収支決算書を提出させているが、所管課は、事業者が行っているその他の事業や全体の運営状況について把握していない。甲賀市は、当補助事業を長年にわたり同じ事業者に補助しており、事業者の全体の運営状況について把握し、当補助事業が適切に運営できる状況であるかを事業者の決算書を提出させること等で確認されたい。

[10] 健康福祉部長寿福祉課

1. 介護施設等開設準備補助金

記載すべき事項はない

2. 民間社会福祉施設整備補助金

根拠法令・要綱等	① 甲賀市民間社会福祉施設等整備補助金交付要綱 ② 滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部長寿福祉課			
交付先、対象数	① 社会福祉法人信楽福社会 樹の郷ほか4団体 ② 一般社団法人ヘルスケア甲賀 1団体 合計6団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	① 甲賀市100%、国 %、県 % ② 甲賀市 %、国 %、県100%			
補助金の目的	民間が行う社会福祉施設等の整備に対し補助を行う			
補助対象事業等の概要	民間が行う社会福祉施設整備費用の一部を補助			
補助金の算定方法	① 1床当たり200千円×床数/年×10年 ② 定額(県基準)			
補助期間	制度開始年度	平成16年		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	14年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	5,200 (①のみ)	16,500 (① 5,200) (②11,300)	39,000 (① 7,000) (②32,000)
事業成果	民間が行う社会福祉施設等の整備費の一部を補助することにより、施設の安定した運営が図られている。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	一般社団法人ヘルスケア甲賀 介護施設等開設準備補助 3,726千円 社会福祉法人甲賀会 特別養護老人ホーム支援事業 4,568千円 社会福祉法人等利用者負担軽減補助 106千円			

(1) 補助基準の明確化について(意見)

民間社会福祉施設整備補助金のうち、甲賀市が全額負担する補助金については、1年間で1床当たり200千円に床数を乗じた金額を10年間補助されるが、その補助額が要綱に記載さ

れておらず、かつ1床当たり 200 千円の根拠についても算定根拠が不明ということであった。補助額については、公平性の観点から、改めて交付根拠を明らかにするとともに、補助金の算定方法を要綱に記載し、定める必要がある。

3. 社会福祉法人等利用者負担軽減補助金

記載すべき事項はない。

4. エーデル土山建設資金償還補助金

記載すべき事項はない。

5. 甲賀荘デイサービスセンター建設資金償還補助金

記載すべき事項はない。

6. 老人クラブ創造推進員補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市新しい老人クラブ創造推進員設置費補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部長寿福祉課			
交付先、対象数	ゆうゆう甲賀クラブ、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 87%、国 %、県 13%			
補助金の目的	福祉の担い手の育成。高齢社会に対応できる組織づくり。			
補助対象事業等の概要	新しい老人クラブ創造推進員設置事業に要する経費に対する補助。			
補助金の算定方法	甲賀市新しい老人クラブ創造推進員設置費補助金交付要綱の規定に基づく			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,700	2,700	2,700
事業成果	老人クラブの組織強化と自主的な活動を行うことで、地域での高齢者の組織の中心として、地域社会の福祉の担い手を育成できる。			

※老人クラブ関係をまとめて、8. で記載している。

7. 老人クラブ連合会補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部長寿福祉課			
交付先、対象数	ゆうゆう甲賀クラブ、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 69%、国 %、県 31%			
補助金の目的	在宅高齢者の健康と福祉の増進。組織づくりと活動の推進。			
補助対象事業等の概要	ゆうゆう甲賀塾など老人クラブ連合会が行う事業等に対する補助。			
補助金の算定方法	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱の基準による（予算の範囲）			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,850	1,821	1,779
事業成果	高齢者団体である老人クラブの育成と老人クラブが行う事業により高齢者の健康と福祉の増進、介護予防につながる。			

※老人クラブ関係をまとめて 8. で記載している。

8. 甲賀市単位老人クラブ事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部長寿福祉課			
交付先、対象数	ゆうゆう甲賀クラブ、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 50%、国 %、県 50%			
補助金の目的	在宅高齢者の健康と福祉の増進。組織づくりと活動の推進。			
補助対象事業等の概要	地域の老人クラブの育成と地域での活動により、福祉活動に貢献し、高齢者の社会参加や介護予防につながる。			
補助金の算定方法	甲賀市高齢者団体育成補助金交付要綱の基準による（予算の範囲）			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	5,230	5,014	4,872
事業成果	地域の老人クラブの育成と老人クラブが行う事業により高齢者の健康と福祉の増進、介護予防につながる。			

[甲賀市の老人クラブの状況について]

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な団体である。市では区などを単位とする個々の老人クラブを基礎組織として旧町単位で支部を組織し、その 5 支部をまとめる支部連合会として、ゆうゆう甲賀クラブが存在している。老人クラブの活動は、各種スポーツ大会や研修事業などから、地域の奉仕活動まで幅広く活動を行っている。

老人クラブへの加入資格として 60 歳以上を加入資格としているが、65 歳定年を始め 60 歳以上でも働けるようになってきたことや老人クラブ以外の民間団体でもさまざまなサービスを提供するようになったことなどから加入者が減少している。

甲賀市の過去 3 年の会員数、クラブ数、の推移は以下のとおりである。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数 (人)	10,017	9,543	8,865
クラブ数	113	108	105
単位クラブ数	107	103	100
小規模クラブ数	6	5	5

また、国政調査に基づく甲賀市の 60 歳以上の人口の推移は、以下のとおりである。

項目	平成 17 年度 調査	平成 22 年度 調査	平成 27 年度 調査
男性(人)	10,550	12,198	13,356
女性(人)	13,581	15,133	16,073
合計(人)	24,131	27,331	29,429

[補助金の補足説明]

老人クラブに対して甲賀市は以下の 3 種類の補助を行っているが、その補助のうちの一定額を県が負担する仕組みになっている。

①新しい老人クラブ創造推進員設置補助金

運営のための担当者の人件費を補助するもので、ゆうゆう甲賀クラブをはじめとする 5 つの支部連合会の人件費を補助している。

各支部連合会の 5 名の創造推進員は、月 10 日から 15 日の従事を目安として年 400 千円／人、ゆうゆう甲賀クラブは月 20 日の従事を目安として年 700 千円とし合計で年間 2,700 千円の人件費を補助するが、その内 360 千円を県が補助するため甲賀市としては 2,340 千円を負担している。

②老人クラブ連合会補助金

5つの支部とそれを統括する支部連合会の事業費の補助を行っている。

(補助金の内容)

(単位：円)

項目	金額	内容
連合会割	194,000	194,000 円×1 連合会
支部活動費	750,000	150,000 円×5 支部
会員割	549,630	62 円/人×8,865 人
特別事業	150,000	健康増進見守り活動
ゆうゆう甲賀塾推進事業費	135,000	
小計	1,778,630	
内、県負担額	561,000	
内、甲賀市負担額	1,217,630	

③単位老人クラブ事業補助金

5つの支部連合会に属する単位クラブの事業費の補助を行っている。補助金は一旦連合会に渡され、連合会は5支部に対して会員数に応じて配分し、さらに各支部はそれを単位クラブに配分する。

(補助金の内容)

(単位：円)

項目	金額	内容
単位クラブ	4,746,000	3,955 円/クラブ×12 ヶ月×100 クラブ
小規模クラブ	126,000	2,100 円/クラブ×12 ヶ月×5 クラブ
小計	4,872,000	
内、県負担額	2,448,000	
内、甲賀市負担額	2,424,000	

(1) 老人クラブに対する補助金の見直しについて（意見）

甲賀市内の60歳以上の人口が増加しているにもかかわらず、老人クラブ数及び老人クラブの会員数は過去3年間減少し続けている。会員数とクラブ数が減少しているため、補助金も一定の減額は行われている。

現状では、高齢者の生きがい対策や活動支援については、高齢者施策においてどのように進めて行くのか多くの課題があり、また、高齢者においても単純に60歳以上を高齢者として同じ内容により支援していくことは限界にきているとも考えられる。

しかし、老人クラブ創造推進員補助金は過去3年間定額であり、老人クラブ連合会補助金の中の支部活動費についても定額補助金であるため、会員数が減少しても補助金が減少する割合は小さなものになってしまう。会員数が減少し、本来であれば老人クラブの組織体制も見直しされるべきであるが、補助金の交付がかえって見直しの妨げになっている要素も否定できない。

各補助金について見直しができているのは、終期を定めていないために、見直す機会を設けられていないためと考えられる。会員の状況を踏まえて補助金の成果、内容を精査したうえで、それ以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、もしくは補助金を廃止するか、定期的に補助金の見直しを行われたい。

(2) 補助金額確定の審査について(意見)

各支部から提出される実績報告書の日付を確認すると3月14日から16日までのものが多いが、その理由としては3月が役員の改選時期であるために実績報告を早めに作成されるということである。しかし、土山支部に関しては、健康福祉部の健康寿命を延ばそうモデル事業に関する補助金200千円を決算報告日である3月16日以降に受けとっており、それが実績報告書に反映されていない。

実績報告書については、年度末までの活動実績の報告書を作成した上で、実績内容を精査されたい。

また、老人クラブ連合会補助金の支部活動費や会員割部分、単位老人クラブ事業補助金は5支部を経由して単位クラブへは現金で渡され、単位クラブの補助金の受取の領収書および事業に使用した際の支払先の領収書については各単位クラブで保管されている。現状、確認がされていないが、審査の際に必要な応じ確認できるよう証ひょうの保管体制を指導されたい。

[1 1] 健康福祉部すこやか支援課

1. 健康推進員活動費補助金

記載すべき事項はない

2. 健康寿命を延ばそう事業費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市健康寿命を延ばそうモデル事業補助金交付要綱			
所管課	健康福祉部すこやか支援課			
交付先、対象数	自治振興会・ゆうゆう甲賀クラブ、6 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	市民が生活習慣病予防のために、運動を継続的に行い、日常から健康づくりができる取り組みへの支援をするため			
補助対象事業等の概要	運動をメインにした健康づくりの取組や地域の健康課題からの健康づくり活動。			
補助金の算定方法	補助率は、補助対象事業費の 10 分の 10 以内で限度額は、20 万円以内			
補助期間	制度開始年度	平成 29 年度		
	制度終了（予定）年度	平成 31 年度		
	制度継続年数（～29 年度末）	1 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	—	—	1,128
事業成果	自治振興会 5 団体及びゆうゆう甲賀クラブの 6 団体から事業の申請があり、ウォーキングや健康体操教室など身近な地域で健康づくりの事業が開催された。			

(1) 補助対象事業の範囲について（意見）

要綱では補助対象事業の範囲について、運動をメインにした健康づくりの取組、地域の健康課題からの健康づくり活動としているにもかかわらず、補助対象先については自治振興会、ゆうゆう甲賀クラブ、その他市長が認めた団体とされているが、実際に申請・選択されたのは、5 つの自治振興会とゆうゆう甲賀クラブである。

所管課としての説明も地域での活動主体である自治振興会と老人クラブの活動の支援を目的とした補助金とのことであるが、健康づくりの取組は民間の団体でも行われているため、「市長が認めた団体」の範囲を明らかにし、公平性の観点からホームページなどで募集し、広く民間団体の参加も求められたい。

3. 特定不妊治療費補助金

記載すべき事項はない。

[12] こども政策部子育て政策課

1. 甲賀市母子家庭等高等職業訓練促進給付金

記載すべき事項はない。

[13] こども政策部保育幼稚園課

1. 保育園運営補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市私立保育園等運営補助金交付要綱			
所管課	こども政策部保育幼稚園課			
交付先、対象数	水口北、柏木、こうなん、甲南のぞみ、明照の各私立保育園及び貴生川認定こども園（私立）の設置者、6団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 % ※ただし、特定財源として国から 0~1.3%、県から 15%の補助金が市に交付される。			
補助金の目的	当該保育園等利用園児の保育環境の充実、社会福祉法人等の経営内容の健全化及び安定化、保護者の負担軽減			
補助対象事業等の概要	保育士、看護師又は事務員等を雇用する経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	甲賀市私立保育園等運営補助金交付要綱に基づく算定			
補助期間	制度開始年度	平成 21 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	9 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	水口北	25,938	25,949	26,738
	柏木	24,029	24,569	30,564
	こうなん	6,467	8,447	9,595
	甲南のぞみ	14,192	17,388	18,106
	明照	4,963	5,373	8,369
	貴生川認定こども園	7,257	9,057	10,953
事業成果	補助金を生かして、利用園児の保育環境の充実、社会福祉法人等の経営内容の健全化及び安定化、加えて保護者の負担軽減に繋がっている。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	国が定める施設型給付を支払っている。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

各保育園に対して、甲賀市私立保育園等運営補助金交付要綱に基づき、以下の交付対象となる事業に対して補助金を交付している。

（要綱第3条）

1	低年齢児保育保育士等特別配置事業	低年齢児の受入に積極的に取り組むために、保育士定数及び他の補助事業等配置保育士のほかに保育士を配置し、保育の充実を図る事業
2	一時預かり保育事業	児童福祉法第24条の規定による保育の実施対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的又は肉体的負担の解消等により緊急又は一時的に保育が必要となる児童を保育園等で保育する事業
3	地域活動事業	地域の特性又は創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行うための事業
4	延長保育事業	勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の通常の利用時間帯以外の時間において保育を行う事業
5	障害児保育推進事業	保育園等において、障害のある児童の状況に応じた保育及び保護者への支援を適切に行い、保育士定数及び他の補助事業等配置保育士以外の保育士が障害児の保育に専属で当たる場合に、当該保育士に係る人件費の一部を補助することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする事業
6	事務職員雇上補助事業	保育士が保育に専念するため、事務を行う職員を別に雇用した場合の経費の一部を補助する事業
7	看護師配置補助事業	保育園等の衛生及び看護面の充実を図るために看護師を配置する場合、人件費の一部を補助する事業
8	年度途中入園児童対応保育士配置補助事業	年度途中の入園に備えて事前に配置している職員の人件費について、保育士確保の必要性を考慮して法人の負担軽減のために一定期間の人件費の一部を補助する事業
9	定数外保育士雇用配置補助事業	保育需要に常に対応できる体制を整備するため、保育士定数及び他の補助事業等配置保育士以外に配置する保育士の人件費の一部を補助する事業

一方で、子ども・子育て支援法の下で創設された施設型給付に基づく給付が平成27年度から開始されている。上述の補助対象事業のうち、事務職員雇上補助事業については施設型給付においても給付対象とされている事業であることから、現状の甲賀市における私立保育園等運営補助金はこれに上乗せで交付していることとなり、補助金の必要性、見直しの検討対象となるべき項目である。

この点所管課においても、補助金を全体的に減少させていく方針の中で、他の自治体における補助実態も勘案しながら見直しを検討していく必要性を認識しているところであるが、各交付先からは、施設経営の厳しさから、従来どおりの補助要請を受けており、児童福祉の増進という要綱の本来趣旨の範囲内で、必要最低限の補助金のあり方を定量的な基準を設けて検討していくことが望まれる。

実際の補助金の必要性、金額の妥当性については、各交付先の財務諸表（決算書）を基に、経営の厳しさの内容を具体的定量的に把握し、例えば収支差額の状況、剰余金の状況や各交付先で運営に必要とされる費用の実態を勘案しながら必要な補助金の内容、金額水準を毎年度見直し反映する手続きが必要となってくる。現状所管課では各交付先より決算書を取り寄せているものの、経営内容の把握や補助金の必要性に関する分析的チェックが十分に行われておらず、上述した補助金の見直しに必要な情報を収集できていない。これでは補助金の見直しにおけるチェック体制を適切に運営することができない。決算書に基づく各交付先の経営状況の適切な把握とこれに基づく補助金の必要性と適切な金額水準を検討する手続きについて検討し、より適切な補助金のあり方の検討を進めるべきである。

2. 私立幼稚園等振興補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市私立幼稚園等振興補助金交付要綱			
所管課	こども政策部保育幼稚園課			
交付先、対象数	水口幼稚園、甲南幼稚園、貴生川認定こども園 3園			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	私立幼稚園及び私立認定こども園の振興を図る。			
補助対象事業等の概要	教育環境の充実、学校法人の経営内容の健全化及び安定化を維持し、保護者の負担軽減につながるよう経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	1園当たり 2,000,000円 園児1人当たり 25,000円×園児数 他			
補助期間	制度開始年度	平成16年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	14年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額（千円）	50,011	77,777	52,104
事業成果	幼稚園教育希望者の受入れ、特色ある質の高い就学前教育サービスの充実、特別支援教諭の配置を行うことで教育力の向上が図れる。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	幼稚園型一時預かり保育事業補助			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金は市内の3園（水口幼稚園、甲南幼稚園、貴生川認定こども園）に対して、甲賀市私立幼稚園等振興補助金交付要綱に基づき、以下の交付対象に補助金を交付している。

区分	補助対象	補助基準
経常経費	①甲賀市内の私立幼稚園等 ②基準日現在の園児数	①幼稚園等1園当たり2,000,000円。 ②5月1日(基準日)現在の園児数に園児1人当たり25,000円を乗じた額。ただし、基準日後10月1日現在までに受け入れた児童については、受け入れた園児数について1人当たり18,000円を乗じた額を加算し、転出した園児数については1人当たり18,000円を乗じた額を減額する。
人件費	障害児(市が設置した専門機関で判断された1対1、1対2又は1対3の専属加配教諭が必要とされた児童)受け入れによる場合の加配教諭の人件費	公立幼稚園臨時教諭の月額に雇用者側の負担相当額を加算した額に実施月と加配教諭数を乗じた額。ただし、滋賀県私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱(昭和60年滋賀県要綱)に基づき算出した補助金を控除した額
	幼稚園等の衛生・看護面の充実を図るために配置する看護師の人件費	補助対象看護師数1人 甲賀市臨時職員(保健師・看護師)の月額に雇用者側の負担相当額を加算した額に実施月を乗じた額。ただし、常勤の看護師を専属で配置すること。
施設の改修	障害児受入れに伴う施設の改修	対象経費(実支出額)と1,500,000円を比較して少ない方の額。
	園舎の耐震対策、省エネルギー化対策又は緊急的な対策に伴う施設の改修等	改修等に要した費用のうち市長が必要と認めたもの。

一方で、子ども・子育て支援法の下で創設された施設型給付に基づく給付が平成27年度から開始されている。上述の補助金は施設型給付における給付対象内容と同様の内容であり、現状の甲賀市の私立幼稚園等振興補助金はこれに上乗せされて交付されているものである。この点からすると、私立幼稚園等振興補助金は必要性のないものと考えられるが、各交付先の経営状況の厳しさ等を勘案し、幼稚園等の振興を図るという観点から補助金は継続されているものである。

今後、他の自治体における補助金状況との均衡や、補助金の適正執行等の観点から、現状の私立幼稚園等振興補助金の必要性、金額水準の妥当性等を検討し見直しを図っていくこ

とになると考えられるが、その際必要最低限の補助金のあり方を定量的な基準を設けて検討していくことが望まれる。

実際の補助金の必要性、金額の妥当性については、各交付先の財務諸表(決算書)を基に、経営の厳しさの内容を具体的定量的に把握し、例えば収支差額の状況、剰余金の状況や各交付先で運営に必要とされる費用の実態を勘案しながら必要な補助金の内容、金額水準を毎年度見直し反映する手続きが必要となってくる。現状所管課では各交付先より決算書を取り寄せているものの、経営内容の把握や補助金の必要性に関する分析的チェックが十分に行われておらず、上述した補助金の見直しに必要な情報を収集できていない。これでは補助金の見直しにおけるチェック体制を適正に運営することができない。決算書に基づく各交付先の経営状況の適切な把握とこれに基づく補助金の必要性と適切な金額水準を検討する手続きについて検討し、より適切な補助金のあり方の検討を進めるべきである。

3. 私立幼稚園就園奨励費補助金

記載すべき事項はない。

4. 保育士就職一時金給付事業補助金

記載すべき事項はない。

5. 保育体制強化事業補助金

記載すべき事項はない。

[14] 産業経済部商工労政課

1. 甲賀市シルバー人材センター補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	甲賀市シルバー人材センター、1 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	高齢者の就業機会の確保と社会参加の促進			
補助対象事業等の概要	甲賀市シルバー人材センターが実施する高齢者労働能力活用事業に要する経費の一部を補助			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	18,240	19,888	20,038
事業成果	働くことを通じて、高齢者の社会参加、生きがい対策のみならず、介護予防の推進、医療費など社会保障関係費の削減を図る。			

[補助金の補足説明]

当補助金は、シルバー人材センターと国が協議して決定した国の高齢者就業機会確保事業費等補助金と同額を負担するというものである。国の補助金に、地方公共団体の補助金の額を限度とするという条件があるため、市が補助金を拠出しなければ、国からの補助金も同様に拠出されないこととなる。

現状では、市として収支計算書等から、本当に運営に必要な金額を算定し支給しているわけではなく、シルバー人材センターと国が協議して決めた補助金額を追認する状況となっている。

(算定根拠)

(単位：千円)

	国庫補助対象経費	国庫補助対象経費の 1/2	国庫補助金	地方公共団体補助金額	自前財源
事業費	25,774	12,887	10,800	10,800	4,174
運営費	28,016	14,008	7,238	7,238	13,540
地域就業機会創出・拡大事業	4,638	2,319	2,000	2,000	638
合計	58,428	29,214	20,038	20,038	18,352

(1) 補助金額確定の審査について（意見）

補助金額の交付審査については、国と同額補助する関係上、国が作成した支出済額内訳書に基づいて行われており、効率性の面から決算書と甲賀市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱との確認は行われていない。

しかし、実際に国が独自に作成した支出済額内訳書とシルバー人材センターが作成した実績報告書である決算書の内容を対応させることができないため、要綱どおりの補助となっているかが確認できない。

市としても 20,038 千円もの補助金を出すのであれば実績報告書と支出済額内訳書との関連性の確認もしくは実績報告書と要綱との整合性を確認されたい。

さらに、補助金が要綱で定める使途に従い使用されているかを、実際に担当者がセンターへ出向き、質問や帳簿の確認をすべきであるが、国の交付審査が行われているなどを考慮して実施されていない。市の補助金については、市が確認すべきものであり、経済性も考慮して数年に一度はセンターに対する実地調査を行われたい。

(2) 補助基準の明確化について（意見）

国は補助対象経費に関して、補助対象経費の解説書を作成しているが、それを確認すると市の要綱と異なる部分が存在している。

具体的には、国では事業に従事する職員の人件費を補助することについて記載しているが、甲賀市では人件費全てを管理費の中に含めているなど補助対象経費に関しての範囲が異なっている。国の事業に追認する形の補助金であれば国の補助対象経費の内容に合わせた形で要綱を見直されたい。

2. 甲賀市中小企業団体補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市中小企業団体補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	甲賀市商工会、1 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	市内商工業の振興と地域経済基盤の安定を図る。			
補助対象事業等の概要	甲賀市商工会の運営及び各種事業展開に要する経費に対し支援する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	30,780	30,780	35,292
事業成果	小規模事業者への伴走型支援を重点的に推進し、地域の活性化・振興事業を実施できた。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	(H29) 甲賀広域勤労者互助会支部業務委託費 2,650 千円 (H29) 甲賀の茶・地酒・信楽焼おもてなし事業負担金 2,000 千円			

[補助金の補足説明]

甲賀市中小企業団体補助金交付要綱第 3 条において補助金の対象項目は以下のように定められている。

①商工会法第 11 条に規定する事業

②中小企業協同組合法第 9 条の 2 に規定する事業

と規定されるのみで補助対象経費などについては明示されていないわけではない。

しかし、実際には甲賀市商工会が行う市内商工業者の地域の小規模事業者の経営相談などに要する人件費や事業費が対象となっているが、その大半が県の補助金であり、市がその不足分を補う形の補助金交付となっている。

この甲賀市商工会に対する補助金については明確な算定方法が無く、市町村合併時に存在していた甲賀市内の各商工会の補助金を合計したものを基礎としている。

しかし、財政が厳しく基金等を取り崩して運営されていたため、甲賀市商工会の要望を受けて平成 29 年度から事業費（経営改善普及事業、地域総合振興事業費）に対する補助の割合を県平均の 20%になるように増額するとともに、その条件として女性への創業支援等の取組強化を求めた。

(1) 補助基準の明確化について（意見）

補助金に関しては、目安として以下のような事業費の補助率を有しているが、実際の補助金については、当初予算を執行するという前提となっている。

所管課としては、補助金の事業費に対する負担状況を確認するため収支計算書にもとづいて事業費財源内訳書というものを作成しているが、あくまで参考資料という位置づけであり、これが補助金の額には影響することはない。

本来、補助金については事業に対して必要額を補助するというものであり、補助対象事業に本当に必要な金額はどの程度なのかを、必要経費を積み上げて根拠のある金額・負担割合を決定し要綱に反映させるべきである。

（負担割合）

県助成対象事業 = (決算額－県補助金) × 20%以下

県助成対象事業以外 = (決算額－県補助金) × 50%以下

○事業費財源内訳書（要約）

（単位：千円）

項目	決算額	県補助金	市補助対象額	市補助金
経営改善普及事業 （指導職員設置費）	123,928	80,553	43,375	8,640
経営改善普及事業 （指導事業費）	35,502	23,626	11,876	5,890
地域総合振興事業	21,739 (6,422)	13,431 (4,339)	8,308 (2,083)	4,992 (2,000)
管理費	41,855	—	41,727	17,770
計	223,024 (6,422)	117,610 (4,339)	105,286 (2,083)	37,292 (2,000)

（注）カッコ書き(内書き)は、甲賀の茶・地酒・信楽焼おもてなし事業負担金関連の項目である。

また、管理費の補助対象経費について要綱として明確化していないが、所管課として以下のように補助の目安として事業費財源内訳表という表を作成している。

所管課として、補助金を適切かつ効果的に運用するため、どのような費用を補助するのかを要綱により明確にされたい。

（単位：千円）

費目	市補助対象額	市補助金	負担割合
人件費	15,470	7,700	49.8%
旅費	377	180	47.8%
事務費	4,833	2,410	49.9%

家屋費	6,474	3,250	50.2%
会議費	1,555	800	51.4%
渉外費	757	370	48.9%
福利厚生費	4,164	2,100	50.4%
負担金	5,524	—	—
退職給与引当金	1,930	960	49.7%
租税公課	643	—	—
雑費	—	—	—
合 計	41,727	17,770	42.6%

(2) 補助金額確定の審査について（意見）

所管課としては実績報告書である収支計算書については、県の審査もあることから効率性を考慮して、実際に商工会に行くことによる事業費の現地確認などは行われていない。

所管課としても 3 千万円を超える補助を行うのであるから、単に収支計算書を受け取るというだけでなく、市としても、少なくとも数年に一度は補助金が中小企業対策事業に正しく使用されているかの現地確認を行われるべきである。

現地確認しない時期に関しては、滋賀商工会連合会が発行する「商工会の実態」に記載している滋賀県内の他の商工会の数値との比較分析や前期比較など手法を用いて、適切な経営が行われているかの確認をされたい。

(3) 概算払いのための必要資料について（結果）

概算払いが行われているが、要綱 7 条の 2 において、概算払いを受けようとする者は、補助金概算払請求書に当該四半期の資金計画を添えて、概算払いを受けようとする日の 15 日前までに市長に提出とあるが、資金計画書が提出されていない。

概算払いを行う際には必要資料である資金計画書の提出を徹底されたい。

(4) 補助事業者の財政状態について（意見）

甲賀市商工会は、平成 30 年 3 月末で現預金 18,488 千円、資産取得引当預金 42,890 千円、事業安定引当預金 19,500 千円保有している。

特に、平成 29 年度の決算においては事業安定化預金に 5,000 千円を計上した上で 1,538 千円の収支差額（プラス）を計上しており財政的な余裕も存在している。

平成 29 年度に補助金が増額された結果、剰余金が生じたのであれば団体に対する補助金額について改めて見直すことも検討されたい。

3. 陶業振興事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	信楽焼振興協議会、1 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	信楽焼の振興とブランド構築を目的に展示会の開催と広報活動を行い、甲賀市の地場産業の活性化を図る。			
補助対象事業等の概要	信楽焼振興協議会の運営及び事業に要する経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	6,300	6,300	6,262
事業成果	信楽焼関係団体で組織する協議会を支援することにより、関係事業者自らが主体的に地場産業振興に取り組むことができ、継続的な発展が図れる。			

[補助金の補足説明]

甲賀市における陶業の振興を図る団体が行う事業に対して補助金を交付するものとし、この陶業の振興を図る団体として信楽焼振興協議会が指定されている。事業内容としては信楽焼の振興とブランド構築を目的に展示会の開催と広報活動を行い、甲賀市の地場産業の活性化を図るとされている。具体的な活動としては「陶芸の森 信楽産業展示館」にて、食卓用品・花器等の多種多様な信楽焼を展示している。信楽産業展示館は、甲賀市の公の施設であり、管理運営は、「陶芸の森」を一体管理している公益財団法人滋賀県陶芸の森に指定管理を委託している。信楽焼振興協議会は、信楽産業展示館の中にある展示スペースと信楽焼販売ショップの運営を、市からの使用許可を受け実施している。

甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱によれば、第 2 条で補助対象事業者等は別表で定めるとされており、別表は次のとおりである。

[別表] (甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱第2条関係)

事業の種類	対象団体	内 容	補助金額
信楽焼振興協議会運営事業	信楽焼振興協議会	信楽焼の振興とブランド構築を目的に展示会の開催と広報活動を行い、甲賀市の地場産業の活性化を図る。	その都度市長が定める。
信楽焼伝統工芸士会事業	信楽焼伝統工芸士会	信楽焼の振興と伝統工芸士の育成を目的に交流会や展示会の開催を行う。	その都度市長が定める。
陶都・信楽まつり運営事業	陶都・信楽まつり実行委員会	信楽焼の振興を目的に陶器市と展示会等の開催を行い、甲賀市の地場産業の活性化を図る。	その都度市長が定める。
信楽伝統産業会館運営企画事業	信楽伝統産業会館運営委員会	甲賀市信楽伝統産業会館の運営を甲賀市から受託し、信楽焼の振興を目的に展示会の開催を行う。	その都度市長が定める。
八田焼保存振興事業	八田焼保存振興会	八田焼の振興を目的に調査研究や展示会の開催を行う。	その都度市長が定める。
陶器流通対策事業		陶器流通対策として、カタログ等の共同制作を行う。	その都度市長が定める。
信楽まちなか芸術祭運営事業	信楽まちなか芸術祭実行委員会	信楽焼の振興を目的として地域の資源を活用し、まちなかでの展示やまち歩きイベントなどを市民が主体的に行う。	その都度市長が定める。
信楽焼ガーデニング事業		信楽焼の振興を目的に、信楽焼を活用した市内の緑化推進を通じて、市民参加のまちづくり及び地域の魅力発信を図る。	その都度市長が定める。

(1) 補助基準の明確化について (意見)

当補助金の補助金額の算定は、要綱上「その都度市長が定める。」とされているものの、実際には所管課において、下記のとおり実績報告書に基づき人件費と事業費の一定割合を補助する形で算定されている。

(計算方法)

補助金 = 人件費の $\frac{2}{3}$ (職員 1 名) + 事業費の $\frac{1}{2}$

項目	金額 (千円)	負担割合	再計 (千円)
人件費	4,209	$\frac{2}{3}$	2,806
事業費	6,911	$\frac{1}{2}$	3,456
合計	11,120	—	6,262

しかし、「甲賀市補助金適正化に関する指針」では、「補助基準の適正化と明確化」として

「予算の範囲内」など不明確な補助率等を設定しているものや、補助対象経費が不明確なものについては、補助の有効利用促進の観点から、明確な基準を設定することとします。

とされている。

補助金額を適正かつ明確にするために、補助対象経費を明確にするとともに負担割合についても要綱に明記されたい。

(2) 補助金の効果について（意見）

信楽焼振興協議会の目的の一つは、信楽焼の振興とブランド構築を目的に展示会の開催と広報活動を行い、甲賀市の地場産業の活性化を図るとされている。

甲賀市は、信楽産業展示館に対して運営補助金である陶業振興事業補助金 6,262 千円に加え、施設維持のため公益財団法人滋賀県陶芸の森を指定管理者として指定管理料 20,127 千円を負担しており、合計で年間 26,389 千円を支出している。

今年度においても信楽産業展示館の展示状況を見る限り、展示・販売用の商品が展示台に置かれているのみあり、企画展についても「ピアカップ展」など前年度のテーマが同じように継続して行われている。

さらに、来館者に対しても入口付近に小さなパンフレット類だけが準備されているだけで信楽焼振興という目的が十分達成されているとは言いがたく、展示事業における来館者数においても以下のように減少傾向にあり、補助金支出の効果が認められるとは言いがたい。

（展示事業における来館者）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者（人）	81,137	81,301	75,925

また、自主財源確保に有効な信楽産業展示館内での販売に関しても、アンテナショップなどを設け努力はしているが信楽町内の店舗の販売に影響するという点で積極的には行っていない。

市は、信楽焼振興を図るための目的として信楽産業展示館の運営・施設管理に関して年間 26,389 千円が執行されていることを踏まえると、補助金の効果をしっかり見極め、今後の補助金のあり方を検討されたい。

(3) 業界負担金について（結果）

信楽焼振興協議会は、甲賀市を含む信楽焼に関する業界団体が構成員であり業界から運営に関する負担金を受けとっている。

業界団体の中で信楽産業展示館内の販売は、信楽陶器卸商業協同組合が担当しているが、信楽陶器卸商業協同組合からの負担金については、販売した商品の利益も含めて運営に必要な額を負担しているということであるが、信楽産業展示館内で販売して得た利益がどこ

に、どのように還元されているか明確にされていない。

市としても信楽産業展示館内での販売による収支も含め、業界負担金がどのような形で算定されているのかを把握し、補助金額の算定する際に、信楽焼販売ショップの収入を控除するなどし、適正な補助金額を算定されたい。

4. 甲賀市陶業振興事業補助金（陶都・信楽まつり分）

根拠法令・要綱等	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	陶都・信楽まつり実行委員会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	地場産業の活性化を図るため			
補助対象事業等の概要	陶都・信楽まつり（夏・火まつり、秋・陶器まつり）の運営経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	4,750	4,750	4,750
事業成果	市を代表するイベントとして、しがらき火まつりや信楽陶器まつりの開催を支援することで、地場産業・信楽焼の振興と活性化が図れる。			

[補助金の補足説明]

要綱では、陶業の振興を図る団体の行う事業について補助するとされ、陶都・信楽まつり実行委員会が陶業振興を図る団体として指定されている。

その事業内容は、信楽焼の振興を目的として 7 月の信楽の火まつりと 10 月に開催される陶器まつりを開催することであるが、要綱上は、補助対象経費の範囲、補助割合も明示されていない。

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の補助金額の算定は、要綱上「その都度市長が定める。」されているものの、実際には所管課において、実際には当初予算を上限として事業費の1/2未滿を負担することであるが、毎年度自由に変更可能である。

補助金額を適正かつ明確にするために、補助対象経費を明確にするるとともに負担割合について要綱に明記されたい。

(2) 補助金額確定の審査について（意見）

実績報告書である平成29年度の決算書を確認したところ、特別事業引当の一部が記入漏れであったため、計算上の不整合が生じていた。実績報告書が補助対象経費算定のための基礎資料となるため、実績報告書である決算書については適切に作成されていることを慎重に審査されたい。

さらに、特別事業引当などの周年記念事業用の自主財源の積み立てについては、財政的余力がある団体かの区別をやすくするために、積み立ての内容を決算上も明らかにするように指導されたい。

(3) 補助対象事業について（結果）

陶業振興事業補助金（陶都・信楽まつり分）の4,750千円の内訳は信楽の火祭りの1,900千円、陶器まつりに2,850千円の補助を行っているが、補助金の要綱では、信楽焼の振興を目的に陶器市と展示会等の開催や広報活動を行うとあり、祭りを補助するとは記載していない。所管課としては、過去においては陶器市と火祭りが同日開催であったため、火祭りに関しては要綱の展示会等の「等」に含まれると解釈していたとのことであるが、「等」に含めることを認めると所管課の裁量の範囲が大きくなり、補助対象が不明瞭となるため、要綱を見直し補助事業の対象範囲を明確にされたい。

5. 甲賀市陶業振興事業補助金（日本遺産認定記念事業分）

根拠法令・要綱等	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱
所管部署	産業経済部商工労政課
交付先、対象数	陶都・信楽まつり実行委員会、1団体
補助金の性質	事業費補助
負担割合	甲賀市100%、国 %、県 %
補助金の目的	地場産業の活性化を図るため
補助対象事業等の概要	陶都・信楽まつり（夏・火まつり、秋・陶器まつり）時に日本遺産認定をPRするための経費の一部を補助する。
補助金の算定方法	定額

補助期間	制度開始年度		平成 16 年度	
	制度終了（予定）年度		未定	
	制度継続年数（～29 年度末）			
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	-	1,600
事業成果	市を代表する伝統的なイベントの場で日本遺産認定をPRすることで、日本遺産・信楽焼に対する意識の醸成を図る。			

[補助金の補足説明]

日本遺産として、古くからの焼きものの産地である六古窯（備前・瀬戸・常滑・越前・丹波・信楽）が平成 29 年度の日本遺産として選ばれたことにより、補正予算として陶都まつり、信楽まつりに各々 800 千円計上された。

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の補助金額の算定は、要綱上「その都度市長が定める。」されているものの、実際には所管課において定められている。

今回の補助割合については、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」は原則として対象事業費補助割合を 1 / 2 以内としているにもかかわらず、以下のとおり概ね全額を補助しているが、その例外的な扱いをする理由も示されていない。

補助基準を明確にした上で、補助金の算定を行われたい。

（単位：千円）

項目	陶器まつり	火まつり
①支出額	874	804
②補助金	800	800
補助割合（②／①）	91.5%	99.5%

6. 陶業振興事業補助金（伝統産業会館運営企画事業補助金）

根拠法令・要綱等	甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	信楽伝統産業会館運営委員会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	甲賀市信楽伝統産業会館の展示運営			
補助対象事業等の概要	甲賀市信楽伝統産業会館の展示運営に要する経費の一部を交付する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,800	2,411	2,198
事業成果	信楽焼の関係団体の代表者で構成する組織で企画運営する企画展示を支援することで、信楽焼産地全体が必要とする企画展示を実施することができる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

信楽焼振興を目的に、展示会を開催する信楽伝統産業会館の事業費を補助するものであるが、補助金の額については、「その都度市長が定める。」とされているのみで、補助割合や補助対象経費などについても明示されていない。

事業費補助であるなら、補助対象経費、補助率、限度額などを決定し、甲賀市陶業振興事業補助金交付要綱の別表に明確に記載する必要がある。

また、当補助金は補助率 100%となっており、他の補助金との均衡も配慮しながら、補助率の見直しも検討されたい。

< 来館者の状況 >

（単位：人）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
来館者	25,480	17,607	18,759	19,122	17,165

7. 地域産業活性化支援事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市地域活性化支援事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	信楽高等学校地域支援協議会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 0%、 県 %			
補助金の目的	県立高校の全国募集の支援			
補助対象事業等の概要	市内の県立高校に全国募集枠で入学した生徒の宿舍生活等の支援に取組む地域支援協議会に対し、補助金を交付する。			
補助金の算定方法	対象生徒一人当たり月 60,000 円			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	3 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	4,140	5,755	3,660
事業成果	地場産業（陶業）の承継や振興等を担う人材育成を支援し、地場産業の魅力ある発展に寄与する。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	信楽高等学校地域支援協議会運営負担金（教育総務課）			

[補助金の補足説明]

平成 23 年 7 月の県立高校再編計画（原案）で、信楽高校について甲南高校の分校化と県外留学制度導入等の活性化案を提示された結果、甲賀市が支援を表明し、単独校として存続するとともにデザイン系列、セラミック系列に 5 人の全国募集枠を設定することとなった。

この補助金は信楽高校に全国募集枠で入学した生徒の宿舍に関する費用と生活諸費用を負担するものであり 1 名あたり 60,000 円／月の補助をすることである。

(1) 終期の設定について(意見)

制度を開始した平成 26 年 4 月入学分からの 4 年間での実績によれば、県外募集定員を満たしたのは 1 回のみである。さらに、直近の平成 30 年 4 月入学の状況についても県外募集定員枠 5 名の中で県外入学者は 2 名のみであり、利用割合としては低いと思われる。

高等学校を取り巻く入学状況は毎年変化しており、補助金の効果を分析した上で、終期を設定し、補助金の必要性を再検討されたい。

(定員と入学生徒の状況)

(単位：人)

	平成 26 年 4 月入学生	平成 27 年 4 月入学生	平成 28 年 4 月入学生	平成 29 年 4 月入学生
信楽高校入学定員	80	80	80	80
入学生徒	80	80	80	59
県外募集定員	5	5	5	5
県外生徒	5	4	2	2

8. 甲賀市商店街環境整備事業補助金

記載すべき事項はない。

9. 新規市場開拓事業補助金（地場産業海外販路開拓支援補助金）

根拠法令・要綱等	甲賀市地場産業海外販路開拓支援補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	信楽焼振興協議会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	信楽焼の海外における販路開拓の促進			
補助対象事業等の概要	信楽焼振興協議会が実施する海外販路開拓事業に要する経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定率			
補助期間	制度開始年度	平成 29 年度		
	制度終了（予定）年度	平成 31 年度		
	制度継続年数（～29 年度末）	1 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	-	2,518
事業成果	産地あげて取り組む信楽焼の海外への販路開拓を支援することにより、地場製品の生産額を増加させ、持続可能な成長産業となる。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金は、市内中小企業者等が実施する新規販路開拓事業を補助するものである。

事業費の補助内容に関して、事業費の 2/3 以内（ただし、助成事業である海外見本市に出店する事業者の出店経費については全額）を補助するものである。

平成 29 年度は、甲賀市が事業費の 1/2 を甲賀市陶業事業振興補助金として補助している信楽焼振興協議会から販路開拓事業費も受けている。

今回実施された、信楽焼の海外販路開拓事業について、補助対象経費と補助金の関係は以

下のとおりである。

甲賀市単独で見れば甲賀市地場産業海外販路開拓支援補助金交付要綱どおりの負担であるが、信楽焼振興協議会の負担金 1,000 千円の 1/2 は甲賀市の補助であるために、それを加えると負担割合が要綱の 2/3 を超える。

この点について確認すると別々の補助制度ということで問題ないとしているが、市の補助金を受けている団体を経由して、補助事業を実施する間接補助の場合についての取扱を要綱上明示し、所管課による裁量の余地が生じないようにされたい。

1 0. 新規市場開拓事業補助金（新商品開発事業補助金）

記載すべき事項はない。

1 1. 新規市場開拓事業補助金（創業支援補助金）

記載すべき事項はない。

1 2. 空き家活用リフォーム促進事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市空き家活用リフォーム促進事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	甲賀市空き家等実態調査で空き家等と判断された物件の所有者及び購入または借用する者 対象数：予算の範囲内			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	空き家の有効活用を促進し地域活性化を図るため			
補助対象事業等の概要	リフォーム工事を行う者に対して一部を補助する。			
補助金の算定方法	補助率：補助対象工事費の 50% 限度額：40 万円			
補助期間	制度開始年度	平成 28 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	2 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	900	2,910
事業成果	市内で増加する空き家の有効活用を促進し、移住定住人口の増加及び地域の活性化を図ることができる。			

[補助金の補足説明]

空き家の活用を促進し、定住促進と地域活性化のため、空き家調査で空き家と判断された物件に対して、空き家のリフォーム工事及び工事に伴う不要物撤去を行う者を補助する。

補助限度額は 40 万円以内とし、例外的に U ターン世帯と I ターン世帯については補助限度額を 40 万円から 90 万円、140 万円に拡大している。

(1) 補助金の広報について（意見）

予算としては 5,000 千円を予定していたが実際の利用は 2,910 千円と予算の 58%程度しか利用されなかったが、その理由としては空き家を所有する人と活用する人とのマッチングが現状では困難なのではないかと考えられている。

現在、市では、空き家対策として甲賀市空家等対策計画を制定している。

その中の実施施策として空き家情報を提供する空き家バンクを平成 28 年 4 月より開始させており、利用実績も発生し始めている。現在、市のホームページの空き家バンクのページやチラシには空き家バンクの内容だけで、補助金の説明などはされていない。

その理由として、空き家バンクが住宅建築課、補助金が商工労政課と所管課が異なることや空き家バンクの登録が補助金給付の要件でもないことから、それぞれ独自に広報されている。

しかしながら、空き家バンクも空き屋活用リフォーム促進事業補助金も空き家活用のための関連性が強い内容であるため、住宅建築課、商工労政課ともに各々の制度説明などを広報する際は関連する空き家バンクや補助金を併せて紹介することにより、相互の利用促進に努められたい。

1 3. 三世代同居・近居定住促進リフォーム事業補助金

記載すべき事項はない。

1 4. 子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部商工労政課			
交付先、対象数	子育て世帯（中学生以下の子）の父母、75歳以上の方と同居する建物所有者、障害者手帳等の交付を受けた方と同居する建物所有者 対象数：予算の範囲内			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	人口の増加及び移住定住を促進し、地域活性化を図るため			
補助対象事業等の概要	リフォーム工事を行う者に対して一部を補助する。			
補助金の算定方法	補助率：補助対象工事費の 20% 限度額：10～20 万円			
補助期間	制度開始年度	平成 23 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	7 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	24,538	37,502	33,744
事業成果	自己所有物件の環境を整え、人口増加及び移住定住を促進し、地域の活性化を図ることができる。			

[補助金の補足説明]

人口増加及び定住促進を促進し、地域活性化を図るため、市内に存する住宅について市内の施工業者を利用して修繕・リフォーム工事をした者を補助するものであり、対象者は、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、一般世帯である。

補助金額の限度額は、子育て世帯が 20 万円、高齢者世帯が 15 万円、障害者世帯が 15 万円、一般世帯が 10 万円としている。

この補助金については、リーマンショック時の緊急経済対策として行われた補助金が基礎となっており、内容を変えつつ現在も残っている。

(1) 補助金の効果について（意見）

補助金については、以下のとおり、ほぼ予算を消化しており補助金の活用も高く、市内の建設業者の利用も求めていることから経済効果についても理解できる。

当補助金の目的は、人口の増加及び移住定住を促進し地域の活性化を図ることにあるが、最も利用の多い一般世帯の場合補助金額の限度額は 10 万円であり、補助金がどれだけの人口増加や移住定住促進の効果があるかは疑問である。また、高齢者世帯、障害者世帯について

の限度額は15万であるが、補助金の交付と定住との関連は一般世帯以上にならないように思われる。

補助金を受け取る対象者も210件と多く、市民に人気の補助金と思われるが、補助金を負担しているのも甲賀市民であることを考えれば、定住に関する市民の意識調査なども参照しつつ、補助金のあり方を定期的に検討されたい。そのためにも、補助金につき終期を設定し、終期が到来した時点で補助金のあり方を検討されたい。

[補助金の利用状況]

(単位：千円)

区分	申込件数 (件)	実績 (件)	市外転入者 (件)	予算	補助実績
子育て世帯	57	10	0	8,210	8,006
高齢者世帯	112	95	0	15,534	14,903
障害者世帯					
一般世帯	155	105	0	10,000	9,958

(注)) 高齢者世帯と障害者世帯については、利用の少なかった空き家活用リフォーム等からの予算流用が行われており、流用後の予算が区分されていないため両者を合計して記載する。

[15] 産業経済部観光企画推進課

1. 観光協会エキスパート職員育成事業補助金

根拠法令・要綱等	観光協会エキスパート職員育成事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部観光企画推進課			
交付先、対象数	甲賀市観光協会、信楽町観光協会、2団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	観光客にとって魅力ある観光事業の推進及び職員の知識と資格取得に向けたモチベーションの向上のため。			
補助対象事業等の概要	事業を実施するにあたっての必要経費。			
補助金の算定方法	局長級職員各1名 20万円/月×12ヶ月			
補助期間	制度開始年度	平成27年度		
	制度終了(予定)年度	平成31年度		
	制度継続年数(～29年度末)	3年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	8,000	4,800	4,800
事業成果	職員雇用が安定して継続できていることにより、観光振興につながるより充実した活動が実施できている。			

[補助金の補足説明]

当補助金について、観光協会の基盤強化を図るため、観光協会職員のスキル向上及び観光誘客に繋がる新たな事業の展開にかかる経費について予算内で補助するというものである。

そこで、甲賀市観光協会と信楽町観光協会は、来客に繋がる旅行などを独自で企画・募集ができるように職員を各々1名採用し、その職員が旅行業務取扱管理者の資格を取得した。

(1) 補助金の効果について(意見)

甲賀市観光協会においては旅行業としてのツアーの募集は法人格が求められるため、募集は行わず旅行者との提携による1企画のみの実施となった。

現状では、今年度中にツアーの募集ができるように一般社団化を目指し内部の調整が行われているため、できるだけ早期に一般社団化をされたいが、一般社団化後も実績が無いようであれば、補助金の減額を検討されたい。

これに対して、信楽町観光協会は、主に信楽高原鉄道との連携により多羅尾代官陣屋敷跡見学などの歴史探索ツアーの企画を行ったが、一般社団化の必要性を感じないということで一般社団化までは行われていない。補助金の効果が認められないのであれば、廃止も含め補助金のあり方を検討されたい。

2. 観光協会補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市観光振興事業費補助金交付要綱			
所管課	産業経済部観光企画推進課			
交付先、対象数	甲賀市観光協会、信楽町観光協会、2 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	観光客の誘客促進を図るため組織の充実と活動の育成をするため。			
補助対象事業等の概要	事業を推進するにあたっての必要経費。			
補助金の算定方法	前々年度の決算をベースに会費収入の 2 倍を限度とする。			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	10,862	10,740	10,604
事業成果	誘客促進や観光振興につながる事業の実施につながった。			

[補助金の補足説明]

観光資源の魅力を広報宣伝するとともに、観光客の誘致促進をはかるため、その事業に関する経費について予算の範囲内で補助金を交付するとされている。

甲賀市観光協会と信楽町観光協会は、甲賀市の「第 2 次観光振興計画」実施において大きな役割を果たすと思われるが、甲賀市観光振興事業費補助金交付要綱等には補助金に関して補助対象経費の内容などが明示されているわけではない。

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金は観光協会の人件費を除く事業費を補助するものである。

要綱には、算定方法の記載はされていないが、観光協会補助に関する算定の内規として所管課として以下の算式を有している。

①歳出ベースの事業費（事務費を含む）の 2/3 を限度とする。

②歳入ベースの会費収入の 2 倍を限度とする。

③①②のいずれか低い方とする。

平成 29 年度決算では、②の基準に該当し平成 27 年度の会費収入の 2 倍を限度とする計算方法で補助金が決定した。

甲賀市観光協会 3,257 千円×2=6,514 千円（補助対象事業費に対する補助割合 59%）

信楽町観光協会 1,995 千円×2=3,990 千円（補助対象事業費に対する補助割合 88%）

他の補助金のような事業費の一定割合を負担するという算定方法と異なる理由について

は、過去からの算定方法を踏襲しているということであり、理由自体は不明である。

本来、補助金は実際に発生した事業費を補助するものであるが、現状の算定方法であれば収入が算定要件に含まれているため本来の補助金の目的と整合しなくなる。

事業費の補助金について、事業費の一定割合を負担する方法に改めるとともに、負担する補助対象経費についても要綱で明確にされたい。

(2) 補助金の効果について（意見）

観光協会は、観光振興を図り観光客の誘致促進を目的として事業を行っているが、観光客数を効果の測定値として判断すると補助金の目的を果たしていると言えない。

所管課としても実績報告を受け取るだけで観光協会の事業が観光客の増加に寄与しているかどうかについての評価を行っていないため、補助金の支出効果について実施事業だけでなく観光客数という観点からも補助金の評価を行われたい。

（単位：千人）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
信楽地域	1,603	1,467	1,516	1,615	1,420
信楽地域以外	1,374	1,420	1,414	1,481	1,625
合計	2,977	2,887	2,930	3,096	3,045

（注）この数値は滋賀県が公表している観光客数を所管課が集計したものを要約した。

平成29年度の信楽地域以外の数値の増加については、過去より土山地域の一部地域の集計方法が誤っており、平成29年度より訂正されたため増加した。

(3) 補助金額確定の審査について（意見）

甲賀市観光協会の実績報告書の支出の項目については、1つの決算書の中に事業費部分に関しては宿場プロジェクト、忍者プロジェクト等とプロジェクト単位で集計されており、どのような内容の支出が行われたかが不明である。

市としては補助金が適切に支出されたかを確認する必要があるため、今後は、各プロジェクトの支出内容が確認できるようにプロジェクトごとの支出明細も入手されたい。

(4) 信楽町観光協会の財政状態について（意見）

信楽町観光協会の決算書によれば、日常の活動資金以外に積立金 4,488 千円と特別積立金 1,700 千円の合計 6,188 千円の積立金を保有していた。

過去から積み立てられていたものであるが、補助金が積み立てられた経緯や過去の補助金の金額の支出が適切であったことも含めて確認するとともに、補助金の金額を算定する際には、この財源も考慮に入れて算定されたい。

3. 観光客受入体制組織運営補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市観光振興事業費補助金交付要綱			
所管課	産業経済部観光企画推進課			
交付先、対象数	甲賀市観光協会、信楽町観光協会、2 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	観光振興を図るため組織の充実と育成を目指すため。			
補助対象事業等の概要	人件費			
補助金の算定方法	局長 1 名分に加え、それぞれの協会を構成する旧町の数に相当する人数の局員を補助対象人数として補助金を算出。			
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	12 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	14,400	14,400	14,400
事業成果	組織の充実が図られることによって、円滑な事業の実施につながった。			

(1) 運営費補助から事業費補助への移行について（意見）

当補助金は、人件費の補助であるが甲賀市観光振興事業費補助金交付要綱には具体的な内容は明示されていないものの担当課としては以下のような算定根拠を有している。

当補助金の算定根拠は、従来（甲賀市観光協会発足以前）、各町の観光協会の事務は市（町）の担当職員が従事していたことから、局長 1 名分に加え、それぞれの協会を構成する旧町の数に相当する人員の局員を補助対象人数として補助金の算出の基礎とされている。

<算定方法>

○甲賀市観光協会 計 5 名（局長＋局員 4 名）（補助対象人件費／補助金＝68%）

○信楽町観光協会 計 2 名（局長＋局員 1 名）（補助対象人件費／補助金＝100%）

局長 200 千円／月×2 名×12 ヶ月＝4,800 千円

局員 160 千円／月×5 名×12 ヶ月＝9,600 千円

合計 14,400 千円

このような運営費補助について、甲賀市では、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」において、運営費補助から事業費補助への移行する方針を示している。

この補助金は、一方で観光協会を運営するための人件費を補助するということで運営費補助という側面を持つが、他方で観光協会が実施する年間の各種事業運営は主として観光協会の人員の活動により実施されていることから事業費補助の一面を持っている。

当補助金が事業活動を実施する人件費の補助という実質面を重視し、運営費補助から事

業費補助への移行という市の方針に従い、当補助金を事業費補助である観光協会補助金と統合し事業費補助金として一本化することを検討されたい。

(2) 2つの観光協会に対する補助について（意見）

観光客受入体制組織補助金を含む全補助金の全支出に対する負担割合を算定すると、委託事業の収入がある甲賀市観光協会は補助金の依存度が低いですが、補助金以外に主たる財源を持たない信楽町観光協会は補助金の依存度が高く総支出の8割の財源を補助金に依存している。

甲賀市に2つの観光協会が存在するのは、信楽焼という産業的な観光資源を有する信楽町の存在が大きいためであるが、市内で観光振興という同じ事業を行う2つの協会に対して、総額で3千万円を超える補助金を出している。

同種事業であれば、統合による業務の効率化が可能となり、その効果による補助金自体の削減も可能となるため、2つの観光協会の統合についても検討されたい。

（全支出に対する全補助金が占める割合）

（単位：千円）

項目	甲賀市観光協会	信楽町観光協会
①全支出	47,678	13,680
②全補助金	19,994	10,810
補助率(②/①)×100	42%	79%

4. 首都圏等 PR 事業補助金

記載すべき事項はない。

5. 甲賀市観光ビルドアップ事業補助金

記載すべき事項はない。

[16] 産業経済部農業振興課

[甲賀市の農業の状況について]

甲賀市の農業に関する統計値は下記のとおりである。

A) 農耕地面積の状況について

甲賀市は面積が広いが森林も多く、耕地面積率は低い。

(単位：ha)

項目名	滋賀県	甲賀市	割合
総土地面積	401,738	48,162	12%
耕地面積	52,100	5,200	10%
内、田耕地	48,100	4,270	9%
内、畑耕地	4,010	925	23%

B) 農家の状況について

甲賀市は、比較的小規模な家族経営の小規模経営体が多い。滋賀県はほぼ同様の傾向である。また、組織経営体の比率は高く、法人組織率は全国平均（2%）とほぼ同等である。

(単位：件数)

項目名	滋賀県	甲賀市	割合
農業経営体（経営体）	20,188	2,009	10%
①家族経営体 ※1	19,335	1,925	10%
法人	18	0	0%
個人	19,317	1,925	10%
②組織経営体 ※2	853	84	10%
法人	417	53	13%
非法人その他	436	31	7%
総農家（戸）	29,020	2,846	10%
①自給的農家	9,714	923	10%
②販売農家	19,306	1,923	10%

※1：家族経営体：世帯による農業経営

※2：組織経営体：会社や農事組合法人などの組織経営

C) 農業産出額について

甲賀市は滋賀県同様、米が農業産出額の半分近くを占めている。工芸農作物に茶が含まれるが、滋賀県の85%程度を占めている。

この数値からも甲賀の茶の優位性がわかる。市が目標としているブランド化に成功すれば、一般企業の参入が期待でき、農業の新たな担い手の参入及び雇用の創出につながる。

(単位：億円)

種類	全国	滋賀県	割合 A	甲賀市	割合 B
米	16,579	348	2.1%	27	7.9%
野菜	25,567	122	0.5%	6	5.3%
工芸農作物	1,871	6	0.3%	5	85.0%
その他耕種	16,012	41	0.3%	1	3.9%
畜産	32,424	115	0.4%	10	9.0%
加工農産物	598	4	0.7%	3	92.5%
合 計	93,051	636	0.7%	54	8.6%

割合 A：滋賀県の全国に占める割合

割合 B：甲賀市の滋賀県に占める割合

以上統計値は、農林水産省 HP グラフと統計でみる農林水産業、2015 年農林業センサスによる。

1. 環境保全型農業直接支払交付金

記載すべき事項はない。

2. 産地パワーアップ事業補助金

記載すべき事項はない。

3. 茶生産施設整備事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	農事組合法人グリーンティ土山、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	需要が多く、揉み茶（煎茶等）より高単価での取引が見込まれるてん茶の生産を増やすため			
補助対象事業等の概要	てん茶加工場の新設 (821.5 m ² 、吹上 3 連式散茶機、4 段式碾茶炉、2 t × 2 列/日)			
補助金の算定方法	事業費の 3/100 以内（上限 1,000 万円）			
補助期間	制度開始年度	平成 29 年度のみ		
	制度終了（予定）年度	-		
	制度継続年数（～29 年度末）	1 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	-	9,434
事業成果	事業者の年間販売額を 10%以上増加させ特産の茶の振興を図ることができる。			

[補助金の補足説明]

国の制度である産地パワーアップ事業補助※を受ける取組主体に対し、国の補助（事業費の2分の1以内）に合わせて実施するために設けた補助金制度である。財源の50%相当は、県の地域振興事業助成金を充てている。

事業費全体の補助の状況は以下のとおり。

(単位：千円)

	金額
総事業費	314,880
補助対象事業費	314,467
産地パワーアップ事業補助（国補助）	136,657
茶生産施設整備事業補助（市補助）	9,434
自己負担分	168,789

※産地パワーアップ事業補助金（国補助）

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援する国の制度である。具体的には、原則として事業実施年度の翌々年度までに成果目標を販売額の10%以上増加などと定め、施設整備経費などの2分の1以内の範囲で補助が受けられる。

概要は以下のとおりである。

交付先、対象数	農事組合法人グリーンティ土山
負担割合	甲賀市 %、国 50%、県 %
補助金の目的	需要が多く、揉み茶（煎茶等）より高単価での取引が見込まれるてん茶の生産を増やすため。
補助対象事業等の概要	てん茶加工場の新設 (821.5 m ² 、吹上3連式散茶機、4段式碾茶炉、2t×2列/日)
事業成果	事業者の年間販売額を10%以上増加させ特産の茶の振興を図ることができる。

(1) 補助金の効果について（意見）

当補助金は、産地パワーアップ事業補助の事業者負担分に対して、市が補助するものであり、当該事案のために設けられた当年度限りの制度である。事業主の計画によると、補助金交付の効果は、「実需者からの需要が多く、せん茶より高値販売が見込まれるてん茶の生産を増やすことで産地として茶の販売額の10%以上の増加を実現する。」としている。計画書によると事業の終了は平成31年度と翌期以降であり、年度中には、その効果はわからないが、平成31年度において記載どおり10%の販売額増加がなされているかについて実績報告を求め、補助拠出年度だけでなく、事後的に補助金の効果を把握されたい。

4. 出品茶対策事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	土山町及び信楽町茶業協会、2 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	関西並びに全国の茶品評会の出品していただき産地の名声を高める。			
補助対象事業等の概要	関西並びに全国の茶品評会の出品にかかる経費に対して助成			
補助金の算定方法	500 千円/1 日 以内			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	なし		
	制度継続年数（～29 年度末）	10 年以上		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,977	2,799	3,100
事業成果	茶産地の名声を高め、更なる茶の振興を図ることができる。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	茶改植支援事業補助 1,753 千円（H27） 1,051 千円（H28） 茶肥料循環システム構築事業補助 5,000 千円（H29）			

[補助金の補足説明]

当補助の目的は、甲賀市を代表する特産品である『甲賀の茶』の品質向上・普及啓発である。入賞により上質茶の産地として甲賀市を発信することができ、特産品として広くアピールする効果を期待している。

補助の内容は、出品に係る経費として茶品評会 1 日につき 500 千円として算定している。関連する補助金制度として、出品茶出品奨励補助があり、出品 1 点あたり 50 千円交付している。

但し、平成 30 年度は算定方法を改定しており、補助対象経費の 2 分の 1（作業 1 日あたりの上限は 400 千円）および車両レンタルまたはバス借上料は 1 台当たりの上限を 100 千円とし、奨励補助は廃止している。

(1) 補助基準の明確化について（意見）

事業の経費は、出品用の茶の摘み子の日当、茶畑までの移動交通費が多くを占めており、その他にお弁当やおやつなどの食糧費や燃料費などが含まれている。一方、甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱の別表に補助対象経費として「関西並びに全国の茶品評会の出品に

かかる経費」と記載があるのみである。現状では、補助金額の算定方法が日単位での定額支給であり、その額を上回る事業費がかかっていることから、結果として一般に補助対象外となる経費には補助されておらず、また、所管課では食糧費など支出の内容をみて対象外となるものを判断されているが、現状では所管課による裁量の余地があり適切ではない。

補助対象となる費目につき明確な基準を設定し、それを要綱の別表等で明文化した上で、適切に運用されたい。

(2) 補助率について（意見）

当補助金は、出品対策として品評会 1 日につき 500 千円以内、出品奨励補助として出品 1 点につき 50 千円（7 点を限度）という算定方法で交付している。所管課は適切な補助金算定方法を模索して補助率を頻繁に見直しており、当年度のみこの基準となったとのことであるが、当該基準は一定限度額までは全額補助の形式となっている。一般的に事業費の全額補助は、自己負担が発生しないため、事業が実施されやすい一方、不必要な事業まで実施されてしまう可能性がある。また、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」で補助対象事業費に対し、原則として一定程度の自己負担を求めるとしていることから、補助対象経費に対し一定程度の自己負担を求めべきである。

以上のとおり、補助対象団体の負担能力を考慮し、補助率を決定する必要があるが、一部負担の生じる形で補助率を設定されたい。また、例外的に補助率を 100%とする場合は、その決定が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明確に文書化されたい。

ちなみに、平成 30 年度では、①補助対象経費の 2 分の 1、作業日 1 日当たりの上限は 400 千円②車両レンタル又はバス借上料は 1 台当たりの上限を 100 千円として一定の自己負担を求めている。

(3) 補助金の効果について（意見）

所管課の資料によると当補助金交付の効果として、全国・関西茶品評会への出品に対し、補助を行うことで、「甲賀市を代表する特産品である『甲賀の茶』の品質向上・普及啓発を目的とする。」ことを掲げている。しかし、当該効果は概念的なものであり、その測定は困難である。補助金は、費用対効果という観点が必要であり、原則として、数値目標とその達成度合いによりその交付効果を把握すべきであり、定量的な目標がない場合を例外と位置づけ、その交付が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明文化されたい。

当補助金交付の目的は、茶品評会に出品すること自体ではなく、出品により知名度を上げ、ひいては販売増加、高値販売につなげていくことである。概念的な目標ではなく、販売額の増加など把握可能な数値目標を設定し、補助金交付の効果を把握されたい。

(4) 補助金の広報について（意見）

当補助金の目的は、出品を通して名声を高めることであり、第70回関西茶品評会および第71回全国茶品評会への出品に関し補助している。試しに当該品評会のワードを検索してみたが、他県や他県の団体が結果を掲載しているページが検索結果として出てくるのみであり、甲賀市や補助対象団体のホームページなどは出てこなかった。

普及啓発のためには、品評会に出品することだけでなく、その出品審査結果など活動について公表し、市内外へ発信するなど積極的な情報発信が必要ではないか。その手段として紙媒体の広報誌なども考えられるが、市は補助事業者に対し広く一般にホームページなどで積極的に情報発信することも指導されたい。

(5) 甲賀ブランドの確立について（意見）

茶、甲賀の野菜、信楽焼や忍者など甲賀ブランドの確立が、大きな目標となっている。その中で、茶に関しては、品評会に出品する又は生産量を維持拡大するため、かかる経費の一部補助を行う制度を複数設けており、茶に関する補助金の合計は産地パワーアップ事業関連を除いて16百万円（平成29年度）にのぼり多額である。一方で、農家の高齢化などの影響もあるが、個々の農家の経費補助の効果では限界があり、知名度の向上や生産量増加及び高値販売といった効果が目に見えて上がっているとは言えない状況にある。

ブランド確立という市の補助金の目標達成のためには、今治のタオルや岡山のジーンズなどのように地域ブランドを確立するため専門家に依頼するのはひとつの方策である。これらは、ブランドの確立に成功すれば、リターンは大きく、コンサルタント料など一時の支出は大きくなるが、長い目で見ると効果は大きい。

所管課は、現行の各補助金の支払先にとらわれることなく、甲賀ブランド確立という目標のため費用対効果を最大限に得られるよう、柔軟に検討されたい。

5. 茶肥料循環システム構築事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	各町茶業協会、2団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	肥料等資材費の削減に向けた取り組み			
補助対象事業等の概要	肥料等資材費の削減に向けた取り組み経費への補助 肥料等の削減に向け成分分析等を実施			
補助金の算定方法	定額（補助限度額 500 万円）			
補助期間	制度開始年度	平成 29 年度		
	制度終了（予定）年度	平成 31 年度		
	制度継続年数（～29 年度末）	1 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	-	5,000
事業成果	肥料等資材費の削減に向けた取り組みを支援し、茶の振興を図ることができる。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	茶改植支援事業補助 1,753 千円（H27） 1,051 千円（H28） 出品茶補助金 2,977 千円（H27）、2,799 千円（H28）、3,100 千円（H30）			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

当補助金の主な内容は、協会員農家に肥料を配布し、異なる施肥状況により効果を比較検討し、肥料等を削減することであるが、そのほかに他の産地での視察やイベントへの参加に係る経費も含まれている。一方、甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱には対象となる経費について「肥料等資材費の削減に向けた取り組み経費」と定めているのみであり、補助対象となる費目は明確でない。そこで、当該補助に関する実績報告や添付資料を閲覧したところ、事業経費のうち一部の食糧費などを補助対象外経費として処理し、除外されていた。所管課の中で何らかの基準をもって処理されているようであるが、現状では所管課による裁量の余地があり、適切ではない。

補助対象となる費目につき明確な基準を設定し、それを要綱の別表に記載した上で、適切に運用されたい。

また、宿泊を伴う遠方への視察や研修の経費が含まれているが、このような経費は一般的に無駄な内容の場合が多く、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で原則として補助対象外経費としている。

このことから、視察等についてはその必要性など相応の理由があることを所管課は厳密に審査し、補助対象とすることの是非の検討過程を明らかにした上で補助されたい。

(2) 補助率について（意見）

当補助は、5百万円を限度額とする定額と定められている。よって対象経費は全額補助の形式となっている。一般的に事業費の全額補助は、自己負担が発生しないため、事業が実施されやすい一方、不必要な事業まで実施されてしまう可能性がある。また、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で補助対象事業費に対し、原則として一定程度の自己負担を求めるべきとしていることから、補助対象経費に対し一定程度の自己負担を求めるべきである。

補助対象団体の負担能力を考慮し、補助率を決定する必要があるが、一部自己負担の生じる形で補助率を設定されたい。また、例外的に補助率を100%とする場合は、その決定が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明文化されたい。

(3) 補助金の効果について（意見）

補助対象団体は、対象案件ごとに事業実績報告書を記載提出している。当報告書には事業の目的、期待できる成果、実施の成果や実施後の所見などが記載項目として挙げられているが、特に薬剤の試験については今年度中に検証することはできない旨の文言が散見される。肥料の効果の発現には時間を要することから年度内での当報告書にこのような記載しかできないことについて理解はできるものの、実質的に視察先の状況の報告や肥料等の削減に取り組んだことの報告にとどまっており、その成果の報告としては不十分である。

効果の発現に時間を要するものについては、補助年度だけでなく、所管課はどのような効果があったかについての最終的な実績報告を求め、補助金の効果について把握した上で、その後の制度改善に生かされたい。

(4) 補助対象団体の限定について（意見）

補助対象団体を土山および信楽町茶業協会の2団体に限定しているが、茶の生産者全体に占める協会の状況は以下のとおりである。

	土山（戸）	割合(%)	信楽（戸）	割合(%)
販売農家戸数	117		51	
（内訳） 協会員	42	36	37	73
それ以外	75	64	14	27

（注）土山地域の茶業協会員以外の75戸は茶業協会員へ加工委託等している販売農家である。
（所管課調べによる）

特に土山では協会員であるよりも、協会員以外のほうが多い状況である。生産者の規模などを考慮していないものの、この数値結果のみを踏まえると補助金の公平性確保の観点から、支給対象を2団体に限定することが合理的とは考えにくい。一方、前述及び後述のとおり、当補助金以外にも当該2団体にその対象を限定した補助金があり、合計1千万円を上回る金額を補助している。再度、補助の目的に立ち返り、公平性の観点から対象を絞るべきかについて検討されたい。

6. 茶防霜設備整備事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	農家等、15 事業者			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	防霜ファンの新設・更新			
補助対象事業等の概要	防霜ファンの新設・更新にかかる費用の助成			
補助金の算定方法	補助対象経費の 1/2 以内			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	平成 31 年度		
	制度継続年数（～29 年度末）	3 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,993	4,564	4,959
事業成果	防霜ファンの新設・更新をすることで、被害を軽減し、茶の振興を図ることができる。			

(1) 補助金の限度額について（意見）

当補助は設営経費の 2 分の 1 を補助率と定めている。一方で、補助限度額が設けられていない。補助内容の性質から一度に多額の交付が発生することは考えにくいだが、特定の者に補助が偏らないように限度額を設定されたい。

7. 茶改植等支援事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	土山町及び信楽町茶業協会、2 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	農林水産省の茶改植等支援事業の支援を受けるほ場に対し上乗せする。			
補助対象事業等の概要	農林水産省の茶改植等支援事業の支援を受けるほ場の面積に応じて補助			
補助金の算定方法	60,000 円/10a 以内 (国庫事業に取り組み、国庫補助金の 1/2 以内を交付)			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	4 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,753	1,051	2,611
事業成果	茶樹の更新や新植を実施することで良質茶の生産を促進し、安定収入が確保できる。			

[補助金の補足説明]

茶樹の改植後数年間は、収入が見込めないため、国が実施する茶改植等支援事業では改植の経費や未収益に対し、支援を行っている。市は、国とは異なる基準である、その面積に応じ、一定程度上乗せする形で補助を交付している。

(1) 上乗せ補助について（意見）

当補助は、補助金の補足説明のとおり、算定方法は異なるが、国の制度の対象となっているほ場に対し、国の制度の上乗せ補助の形式で交付されている。上乗せ補助の形式は、国が選定した対象に補助を交付するため、選定などの事務作業が軽減できる一方、市独自の方針にのっとった施策が補助金を通して反映しにくい。また、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で、国や県の補助対象事業のうち、補助対象団体が負担する義務のある部分の継ぎ足しとなることを懸念しており、合理的な理由がない限り上乗せ補助は行わないとしている。

以上より、市単独であっても必要な内容であるのか、市の補助によってより効果的なものとなっているのかといった理由の有無について検討過程を明確にされたい。

(2) 補助対象団体の限定について（意見）

当補助は国が行う当事業に対する上乗せ補助であるため、国が行う事業の対象である土山町および信楽町茶業協会の 2 団体に限定されている。茶の生産であれば改植等は必ず発生する事象であり、公平性の観点から当補助金の対象範囲を対象外となっている組合員以外の茶の生産者に広げる必要はないのか。実情に応じて、対象の見直しを検討されたい。

8. 甲賀の野菜生産拡大推進事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	野菜拡大：18 件、野菜用機械：11 件、パイプハウス：15 件			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	野菜等の生産拡大を図る。			
補助対象事業等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水田で作付けされた販売用甲賀野菜 6 品目(ねぎ・かぼちゃ・トマト・かぶ・にんじん・ほうれん草)の拡大された面積に応じて補助 ・野菜生産用機械の購入にかかる補助 ・販売用野菜、果樹、園芸作物の生産のためのハウスの設置補助 			
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生産拡大 30,000 円/10a ・1/3 以内(上限 50,000 円)(1,000 円未満切捨) ・施設面積 350 m²以上で設置価格の 1/2 以内 施設面積 350 m²未満で設置価格の 1/3 以内 但し、一棟あたり 100 万円を限度(1,000 円未満切捨) 			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	10,695	11,574	8,708
事業成果	甲賀の野菜の生産拡大を図ることができた。			

[補助金の補足説明]

当該補助は、次の 3 つの補助制度からなる。

(単位：千円)

	総事業費	補助額	対象件数
①野菜生産拡大補助		531	18 件
②野菜生産用機械購入事業費補助	2,758	464	11 件
③ハウス設置整備事業費補助	23,334	7,713	15 件
合計	26,092	8,708	44 件

- ① 過去 2 年間に比し、水田で作付された販売用甲賀野菜 6 品目（ねぎ・かぼちゃ・トマト・かぶ・にんじん・ほうれん草）の拡大された面積に応じて補助
- ② 水田で野菜を作付けし販売する農家の野菜生産用機械の購入にかかる経費
- ③ 水田における、販売用野菜、果樹、園芸作物の生産のためのハウスの設置にかかる経費

(1) 財産処分の制限について（意見）

財産処分に係る市の規則等は以下のとおり規定されている。

甲賀市補助金等交付規則

（財産の処分制限）

第 19 条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱

（財産処分の制限）

第 8 条 規則第 19 条に定める市長が別に定める場合とは、耐用年数を経過し、市長の承認を受けたものとする。

2 前項の耐用年数は、特別に定める場合を除き減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の耐用年数による。

3 第 1 項の財産を処分することにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

上記のとおり、補助金で取得した財産についてその処分を制限している。当該制度のうち、購入にかかる経費の一部補助をしている野菜生産用機械及び農業用ビニールハウスの取得については、これに該当するものが含まれる。現状は、実績報告にて購入及び設置完了を確認しているが、その後の管理はなされておらず、今後、補助事業者へ財産処分の制限について注意喚起するとともに、所管課は適切に管理し、証跡を残されたい。

また、現行の要綱によると厳密には 1 円のものでも処分の手続きを経なければならないという内容になっている。金額基準を設けるなど経済合理性も併せて検討されたい。

(2) 補助金の効果について（意見）

当補助は、水田における野菜の栽培への転換及び販売用野菜を増やすことで、作付面積の拡大をはかり、ひいては甲賀野菜のブランド確立を推進するという効果を期待した制度である。市の野菜販売に対する期待から平成 27 年度から平成 29 年度には 1 千万円前後の補助が交付されているが、甲賀野菜ブランドの確立という効果は概念的なものであり、その測定は困難である。補助金は、費用対効果という観点が必要であり、原則として、数値目標とその達成度合いによりその交付効果を把握すべきであり、定量的な目標がない場合を例外と位置づけ、その交付が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明確に文書化

する必要がある。

当補助金の場合、ビニールハウスの設置により、また、農業用機械の購入により、生産販売額がどれだけ増加したかを把握するのは困難であると予想されるが、市全体または特定地域での野菜の生産販売額などを把握することは可能であり、これらを補助金交付の効果の指標とすることは可能である。適切な指標を設定把握し、計画したとおりの効果が表れているかについて検討し、補助内容を適宜見直されたい。

9. 直接支払推進事業補助金

国の制度であり、全額補助されている。記載すべき事項はない。

10. 青年就農補助金

国の制度であり、全額補助されている。記載すべき事項はない。

11. 農業経営法人化支援金

国の制度であり、全額補助されている。記載すべき事項はない。

12. 農業機械設備購入補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部農業振興課			
交付先、対象数	中山間地域等直接支払甲賀市基本方針に記載する対象農用地のうち、農用地面積50㎡以上を今後5年以上継続して耕作する団体もしくは個人、5団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	中山間地域で営農活動を行う農業者等への支援を通じて担い手を育成し、中山間地域における耕作放棄地の発生防止と、多面的機能確保を確保する。			
補助対象事業等の概要	上記の達成のために必要な機械・設備の購入に対する支援を実施する。			
補助金の算定方法	定率（20% 上限100万円）			
補助期間	制度開始年度	平成26年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	4年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額（千円）	4,919	2,666	2,976
事業成果	機械・設備等の導入により中山間地域での耕作への促進に役立っている。			

(1) 財産処分の制限について(意見)

財産処分について規則等に規定されており、補助金で取得した財産についてその処分を制限している(規則等は p 91 参照)。当制度の購入にかかる経費の一部補助をしている農業機械の取得については、これに該当する。現状は、実績報告にて購入したことを確認しているが、その後の管理はなされておらず、今後、補助者へ財産処分の制限について注意喚起するとともに、所管課は適切に管理し、証跡を残されたい。

また、現行の要綱によると厳密には 1 円のものでも処分の手続きを経なければならないという内容になっている。金額基準を設けるなど経済合理性も併せて検討されたい。

1 3. 甲賀市土地改良事業補助金

[補助金の補足説明]

平成 29 年度は通常の事業の他、災害が多く発生したため、災害復旧事業に係る補助金を多額に交付している。

	平成 29 年度 (千円)	件数 (件)
甲賀市土地改良事業補助金	83,766	114
(内訳) 通常	11,666	30
台風 5 号、18 号、その他豪雨災害	2,730	7
台風 21 号	69,370	77

災害対応にて補助金額が増大しているが、通常分のみであれば、例年並みの金額となる。記載すべき事項はない。

1 4. 滋賀県土地改良事業補助金

記載すべき事項はない。

[17] 産業経済部林業振興課

[甲賀市の森林の状況]

滋賀県内の森林面積は以下のとおりである。

滋賀県内の市では、長浜市、高島市に次いで3番目の森林面積を有しており、滋賀県の約16%を占めている。

また、市の面積のうち森林面積の占める割合である林野率は多賀町に次いで2番目に高い。

[滋賀県森林・林業統計要覧（平成28年度版）より]

(単位：ha)

	区域面積	森林面積	林野率
滋賀県全体	401,738	201,711	50%
長浜市	68,102	37,294	55%
高島市	69,305	36,964	53%
甲賀市	48,162	32,458	67%
大津市	46,451	25,074	54%
東近江市	38,837	21,849	56%
米原市	25,039	15,803	63%
多賀町	13,577	11,610	86%
日野町	11,760	6,116	52%
湖南市	7,040	3,656	52%
彦根市	19,687	2,535	13%
栗東市	5,269	2,327	44%
近江八幡市	17,745	1,934	11%
竜王町	4,455	1,527	34%
野洲市	8,014	1,229	15%
愛荘町	3,797	925	24%
草津市	6,782	214	3%
甲良町	1,363	175	13%
守山市	5,574	22	0%
豊郷町	780	-	0%

森林面積のうち民有林及び国有林の区分は以下のとおりである。甲賀市の森林面積のうち93%が民有林である。

[滋賀県森林・林業統計要覧（平成28年度版）より]

(単位：ha)

森林面積	区域面積	森林面積			森林率
		民有林	国有林	計	
県全体	401,738	184,066	17,645	201,711	50%
甲賀市	48,162	30,409	2,049	32,458	67%
甲賀市の割合	12%	17%	12%	16%	

また、民有林の内訳については以下のとおりである。ここで、人工林は、育成林ともいわれ木材利用のために人の手によりつくられた森林で下草刈り、間伐、枝打ちなどの作業が必要となり、伐採後、製材し材木となる。天然林とは、自然の力で育ち人の手が入っていないか、長い間人の手が入っていない森林のことであり、原生林も含まれる。

[滋賀県森林・林業統計要覧（平成 28 年度版）より] (単位：ha)

	民有林				
		人工林	天然林	その他	人工林率
県全体	184,066	80,165	97,448	6,453	44%
甲賀市	30,409	16,991	12,553	865	56%
甲賀市の割合	17%	21%	13%	13%	

以上のとおり、甲賀市は滋賀県の中でも森林面積が広く、環境保全、災害防止の観点からも林業に対し施策を講じていく必要がある。

[滋賀中央森林組合について]

滋賀中央森林組合は、甲賀森林組合と甲賀市信楽森林組合及び日野町森林組合が平成 25 年 12 月 2 日に合併した組織である。組合員数 6,338 名、払込済出資金 138 百万円（組合 HP 公表値）。

そもそも森林組合は、森林組合法の目的に対応し、協同組合的性格と公益的性格を有している。森林所有者の経済的社会的地位の向上のための協同組織であって、その事業活動は、組合員からの委託等に基づく森林経営の一部共同化を通じて、組合員の森林経営の増進を図る役割であり、もう一つは、森林の保続培養という、言わば公益的な機能の発揮にも寄与することである。

市では、林業の振興を目的として交付する補助金の多くが滋賀中央森林組合を主体とする事業である。

滋賀中央森林組合への補助の状況については以下のとおりである。

(単位：千円)

補助金名	補助額	負担内訳	
		県	市
1. 森林組合受託造林事業補助金	5,000	0	5,000
2. 地域森林造成推進事業補助金	1,631	0	1,631
3. 森林組合林道補修事業補助金	4,610	0	4,610
4. 間伐材有効活用補助金	1,878	1,503	375
5. 緊急間伐促進事業補助金	3,000	0	3,000
6. 放置林防止対策境界明確化事業補助金	11,351	6,350	5,000
7. 間伐材搬出対策事業補助金	2,816	2,816	0
合計	30,285	10,669	19,616

[甲賀市の有害鳥獣の捕獲・被害状況等について]

有害鳥獣による被害は、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて「獣害対策重点期間」に位置づけ、侵入防止柵の設置推進と有害鳥獣の捕獲の強化、集落ぐるみの獣害対策の推進等が図られたことにより、農作物の被害額は平成 29 年度に約 1,700 万円と、ピーク時である平成 22 年度の約 1 億 3,100 万円の約 8 分の 1 にまで減少をしているが、森林被害については食害防止チューブや食害防護柵、剥皮被害防止テープによる防除対策が行われているものの、ニホンジカによる被害を中心に横ばいとなっている。

なお、有害鳥獣の捕獲状況については、近年、生活被害を中心に特定外来生物であるアライグマの捕獲が増えている。

[有害鳥獣の捕獲状況]

(単位：頭、羽)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ニホンジカ	750	1,425	1,676	1,688	1,779	2,141	1,980	1,824
イノシシ	228	197	306	471	646	938	924	713
ニホンザル	63	32	52	13	114	76	51	27
アライグマ	99	161	190	163	210	225	286	402
ハクビシン	9	11	4	15	22	40	37	70
カラス	19	14	20	22	42	78	15	10

[侵入防止柵の設置状況（鳥獣被害防止総合対策事業※1）]

(単位：集落数)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延長 (m)	150,355	107,275	48,169	32,995	19,200	15,401	7,962
集落数	34	28	30	23	18	11	9

※1：平成 23 年度より開始

[農作物被害の状況等]

(単位：千円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
被害面積 (a)	56,986	53,334	12,801	7,279	5,303	5,476	2,307	1,453
被害金額	130,948	125,392	91,205	52,563	26,657	35,656	19,214	17,133
(内訳) イノシシ	36,137	41,785	26,390	13,207	14,329	18,176	13,855	14,876
ニホンザル	9,151	10,870	17,132	13,351	4,734	2,924	989	133
ニホンジカ	85,030	72,333	47,650	25,828	7,584	13,948	4,292	1,976
その他	630	404	33	177	10	608	78	148

[森林被害の状況等 (主な獣種)]

・人工林における被害状況

(単位：ha)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実損面積								
ニホンジカ	27.00	32.00	26.25	28.35	25.15	19.15	26.50	22.50
カモシカ	0.30	-	1.25	1.00	0.75	0.50	0.40	0.60
ノウサギ	3.50	1.65	1.48	0.20	0.20	-	-	-

[滋賀県森林林業統計要覧より]

・人工林における動物被害対策※2

(単位：ha)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
テープ巻き面積	74.08	197.41	99.49	93.41	121.23	37.90	24.59	66.05
チューブ面積	0.05	-	2.82	1.14	-	0.32	-	-
防護柵面積	7.70	1.84	3.17	3.19	0.87	1.05	0.10	10.42

[滋賀県森林林業統計要覧より]

※2：表内数値は、森林病虫害等防除事業、造林事業、治山事業、県営林・緊急雇用創出事業による対策の合計値による。

1. 森林組合受託造林事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	間伐等の造林事業の推進による持続的な森林整備			
補助対象事業等の概要	国庫補助の造林事業への上乘せ補助			
補助金の算定方法	事業費の 5%以内			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	5,067	5,000	5,000
事業成果	<p>H29 森林整備面積 223.34ha、総事業費 208,770,078 円</p> <p>森林環境保全直接支援事業 （造林、下刈、枝打、搬出間伐、保育間伐、除伐、雪起こし）</p> <p>被害森林環境整備事業（補植）</p> <p>農地漁場水源確保森林整備事業（搬出間伐）</p>			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	<p>H29 実績 5,901,120 円</p> <p><内訳> ・森林公園清掃業務委託 286,200 円</p> <p>・森林巡視業務委託 97,200 円</p> <p>・森林病虫害防除業務委託 734,400 円</p> <p>・単独被害木整備業務委託 275,400 円</p> <p>・保全松林緊急保護整備業務委託 128,520 円</p> <p>・間伐林分等実態調査関連測量 97,200 円</p> <p>・里山防災整備業務委託 4,190,400 円</p> <p>・市管理林道維持管理業務委託 91,800 円</p>			

※下記に述べる 1 から 6 の補助金については、滋賀中央森林組合に対する補助金である。個別検討事項については「6. 放置林防止対策境界明確化事業補助金」下に、まとめて記載する。

2. 地域森林造成推進事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	適正な森林管理と林業収益性の確保			
補助対象事業等の概要	森林組合の普及啓発事業への補助			
補助金の算定方法	予算の範囲での定額補助 管内 3 市町の合同補助金 (300 万円) 林野面積割 (50%)・均等割 (50%) 林野面積割 1,131,000 円+均等割 500,000 円=1,631,000 円 <湖南市>638,000 円、<日野町>731,000 円			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了 (予定) 年度	未定		
	制度継続年数 (~29 年度末)	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額 (千円)	1,631	1,631	1,631
事業成果	H29 林業推進員会議・集落座談会の開催 広報紙の発行による林業施策の普及啓発			

3. 森林組合林道補修事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	森林組合管理林道の適正な維持管理			
補助対象事業等の概要	森林組合が管理する林道の維持補修への補助			
補助金の算定方法	予算の範囲での定額補助			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了 (予定) 年度	未定		
	制度継続年数 (~29 年度末)	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額 (千円)	2,000	2,000	4,610
事業成果	H29 25 路線・30 箇所の維持補修工事の実施 不陸整正、路盤工、路肩補修、除草他			

4. 間伐材有効活用補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 約 20%、 国 %、 県 約 80% [H29 実績]			
補助金の目的	間伐材の活用促進による持続的な森林整備			
補助対象事業等の概要	間伐材の山土場等への運搬経費補助			
補助金の算定方法	県補助額に事業費の 1/10 以内を加えて得た額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,011	2,125	1,878
事業成果	H29 運搬材積 1,503 m ³ 山林所在地 55 箇所、62.06ha 搬入先 舞鶴市合板製造会社			

5. 緊急間伐促進事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	間伐推進による持続的な森林整備			
補助対象事業等の概要	整備条件不利森林の間伐経費への補助			
補助金の算定方法	補助対象事業費の全額（予算の範囲内）			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	4 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,500	3,000	3,000
事業成果	H29 幹線沿道間伐 1.95ha（1,300m） 大原中地先 1.62ha（500m） 杉山地先 0.33ha（800m）			

6. 放置林防止対策境界明確化事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	滋賀中央森林組合、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 約 44%、 国 %、 県 約 56% [H29 実績]			
補助金の目的	森林境界明確化による放置林の防止と森林整備の促進			
補助対象事業等の概要	一定のまとまった森林の境界明確化作業への補助			
補助金の算定方法	予算の範囲内での定額補助			
補助期間	制度開始年度	平成 23 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	7 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	11,288	11,273	11,351
事業成果	H29 森林境界明確化 事前調査 10 団地、126ha 現地調査 10 団地、170ha 現地測量 8 団地、144ha			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

2. 地域森林造成推進事業補助金、3. 森林組合林道補修事業補助金については、甲賀市林業振興事業補助金交付要綱の別表に明記されている補助金の額に「予算の範囲による定額補助」と記載されており、具体的にどのような経費が補助事業の対象となるのか、補助額はどのように計算されるのかについては不明確である。

明確な基準を設定し、交付金額の計算過程を明らかにする必要がある。また、合わせて、対象となる経費科目、事業総額に対する補助率や限度額を決定し、要綱の別表に明確に記載する必要がある。

(2) 上乗せ補助について（意見）

1. 森林組合受託造林事業補助金、4. 間伐材有効活用補助金及び6. 放置林防止対策境界明確化事業補助金については、県の実施する補助制度に上乗せした形式で補助が交付されている。特に、森林組合受託造林事業補助金は交付先が、滋賀中央森林組合となっているが、内容は滋賀中央森林組合が立木に実施する枝打、下刈、保育間伐などの作業に対する事業経費補助であり、森林所有者はその事業費のうち、県や市の補助を除く額を個々に負担しており、森林整備は水源かん養等、森林の多面的機能を発揮させる公益性を有するものではあるものの、市の補助は実質的には森林所有者への補助となっている。この他、間伐事業、境界の明確化、搬出路網の整備にも補助がなされることで直接的間接的に森林所有者は、その恩恵を受け、結果として所有資産である森林は公金の投入によりその価値を維持向上しており、間伐収入から補助経費分を負担すべきとの指摘がなされることもある。

一般に上乗せ補助の形式は、県などが精査した資料を基に補助を確定できるため、選定などの事務作業が軽減できる一方、市独自の方針にのっとった施策が補助金を通して反映しにくい。また、市は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で、国や県の補助対象事業のうち、補助対象団体が負担する義務のある部分の継ぎ足しとなることを懸念しており、市の補助が県の補助を受ける要件であることなどの合理的な理由がない限り上乗せ補助は行わないとしている。

以上より、市単独であっても必要な内容であるのか、市の補助によってより効果的なものとなっているのかといった合理的な理由の有無について検討過程を明確にされたい。

(3) 中長期の視点について（意見）

各補助金について事業の目的や効果として共通するのは、林業の振興である。しかし、当該効果は概念的なものであり、その測定は困難である。補助金は、費用対効果という観点が必要であり、原則として、数値目標とその達成度合いによりその交付効果を把握すべきである。一方、林業の特殊性であるが、一般的に植林から木材の切り出しまでに50～60年かかるといわれる。そのため、森林組合は、間伐材に関する販売手数料収入を除き、材木販売に関する手数料収入は50～60年に1回ということになり、指標として販売額などを用いることは不適切である。

また、滋賀中央森林組合の直近の決算書を閲覧すると、剰余金が発生している。市の「甲賀市補助金の適正化に関する指針」のとおり、剰余金がある場合補助金の減額を検討する旨の記載があるが、上記事情を踏まえると何十年かけて育てた木材の販売収入が実現した時期が近かっただけかもしれず、直ちに適用することは不適切であり、剰余金の発生内容を確認する必要がある。

以上により、当事業については短期的な視点での交付効果の測定や、補助金額の決定は不適切である。事業の継続性という中長期的な観点で適切な指標を目標に設定し、補助の要否や補助金の額について検討すべきであり、また、この例外的な取り扱いの検討過程について明確に文書化されたい。

7. 間伐材搬出対策事業補助金

実質的に滋賀県による補助であり、記載すべき事項はない。

8. 林業振興活動事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市林業振興事業補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	甲賀愛林クラブ、1団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	森林保全と地域林業の振興			
補助対象事業等の概要	林業研究グループが県域で実施する上記事業への補助			
補助金の算定方法	予算の範囲内での定額補助			
補助期間	制度開始年度	平成 25 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	5 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	-	1,000
事業成果	H29 上下流連携の森づくりの集い開催 7/30、甲賀町神（藤木）地先水源林、 豊中市民・甲賀市民 103 名参加、皮剥ぎ間伐・薪割り等			

[補助金の補足説明]

甲賀愛林クラブが掲げる当事業の目的は、「森林環境の改善が流域全体の水環境を守り、ひいては社会全体への貢献につながる。このことを学ぶため、上流域住民が下流域住民を招き、ともに森林整備活動を行い、森林保全の重要性を学ぶ森林環境学習を行う。」ことである。

上下流連携の森づくりの集い（※）は、森林整備の大切さを伝えることを目的として甲賀愛林クラブ及び大原自治振興会が主催している皮剥ぎ間伐などのイベントのことである。平成 15 年から 15 回目の開催となるが、市が補助するのは今回が初めてである。

（共催は、大阪府豊中消費者協会、豊中市民環境会議アジェンダ 21）

※上流は甲賀市、下流は豊中市の意味

当該イベントへの参加者の状況は、以下のとおりである。

（単位：人）

甲賀市	枚方市	豊中市	スタッフ	合計
27	2	21	53	103

(1) 補助金額確定の審査について（意見）

当事業の実績報告書の中の収支精算書（収支実績書）によると、対象経費が 1,000,357 円であったため、自己負担が 357 円とのことであるが、募集要項に記載のある昼食代及び保険料として徴収している参加料 1 人 500 円の収入について記載はなく、また、補助対象外経費は全く記載されていないことから報告から除外されていることが予想され、事業全体の実績報告は行われていない状況と思われる。一方、実績報告として市が求めるべきは、事業全体の収入と事業全体の経費からなる事業全体の収支の状況及び、このうち補助対象経費となるのはどれかを明記した収支報告であり、現状の収支精算書では、不十分である。所管課は、適切な収支精算書が提出されるよう、補助事業者へ指導されたい。

(2) 補助基準の明確化について（意見）

甲賀市林業振興事業補助金交付要綱によると、「林業振興を図るために県域で実施される活動に要する経費」を補助対象経費と定めているが、当補助対象経費となる費目の詳細の定めまでは規定されていない。実績報告書の内容を閲覧したところ、明らかに不適切である項目は含まれていないが、現状では担当者による裁量の余地があり適切ではない。

補助対象となる費目につき明確な基準を設定し、それを要綱の別表に明文化した上で、適切に運用されたい。

(3) 補助率について（意見）

当補助に関する要綱によると、「予算の範囲による定額補助」を補助金額とすることを定めている。現状では、前述のとおり 1,000,357 円の総事業費のうち 1,000,000 円を補助しており、予算どおり総事業費のほぼ 100%を交付している。一般的に事業費の全額補助は、自己負担が発生しないため、事業が実施されやすい一方、不必要な事業まで実施されてしまう可能性がある。市も「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で補助対象事業費に対し、原則として一定程度の自己負担を求めるべきとしていることから、補助対象経費に対し一定程度の自己負担を求めるべきである。補助対象団体の負担能力を考慮し、補助率を決定する必要があるが、一部自己負担の生じる形で補助率を設定されたい。また、例外的に補助率を 100%とする場合は、その決定が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明確に文書化されたい。

9. 獣害に強い里づくり事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	嶷峨・東野 1・東野 2・西野 1・西野 2・上野・下馬杉・中野 各農業改良組合、8 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	集落ぐるみの獣害対策の実施			
補助対象事業等の概要	集落環境点検で見出された課題解決のための事業経費への補助			
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の範囲内での定額補助 ・ 補助限度額 300,000 円 			
補助期間	制度開始年度	平成 23 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	7 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,196	1,116	1,852
事業成果	H29 集落環境点検により見出された課題への解決対策を集落ぐるみで実施することにより、被害の軽減が図れた。			

[補助金の補足説明]

集落が地域の力で獣害を軽減するため、滋賀県主導により住民と行政職員が一緒に点検する集落環境点検を実施している。そこで見出された課題を克服するための経費の補助と侵入防止柵の修繕に要する経費の補助を実施するのが当補助金制度の内容である。補助の対象となるのは集落環境点検を実施後 3 年以内に申請した集落、財産管理委託契約に基づき、5 年以上前に設置された侵入防止柵を管理する集落となる。

(1) 補助率について（意見）

補助額については限度額 30 万円を上限として、補助対象経費と同額と定めている。一般的に事業費の全額補助は、自己負担が発生しないため、事業が実施されやすい一方、不必要な事業まで実施されてしまう可能性がある。市も「甲賀市補助金の適正化に関する指針」で補助対象事業費に対し、原則として一定程度の自己負担を求めべきとしていることから、補助対象経費に対し一定程度の自己負担を求めべきである。補助対象団体の負担能力を考慮し、補助率を決定する必要があるが、一部自己負担の生じる形で補助率を設定されたい。また、例外的に補助率を 100%とする場合は、その決定が合理的理由に基づくものであることについて検討し、明確に文書化されたい。

(2) 補助金の効果について（意見）

当補助金の交付効果は、集落ぐるみの取り組みによる獣害の減少であるが、特に実績報告書にはこれらに関する記載がない。効果の発現に時間を要するものについては、補助実施年度だけでなく、その効果を把握する必要がある。当補助金の場合、設置又は修繕前後での具体的な被害件数等の減少に関する最終的な実績報告を求め、補助金の効果について把握した上で、その後の制度改善に生かされたい。

また、当補助金の交付団体は8団体であったが、1団体を除き3月中に交付決定及び確定がなされている。申請自体も年度末近くであり、当初より効果確認までは予定されていないと思われる。早めの申請を促し、余裕を持ったスケジュールで対応されるよう見直しされたい。

10. 法定猟具購入等補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	狩猟免許保有者、17人			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	有害鳥獣捕獲体制の充実化			
補助対象事業等の概要	市内在住狩猟免許保有者の銃器や法定猟具購入・製作経費の補助			
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 以内 ・補助限度額 わな 100,000 円/人、銃器 200,000 円/人 ただし、予算の範囲内			
補助期間	制度開始年度	平成 23 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	7 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,260	1,279	1,553
事業成果	H29 法定猟具の整備により有害鳥獣の捕獲促進に繋がった。 銃・弾丸 17 件、オリ・わな 4 件			

[補助金の補足説明]

法定猟具とは、法令等で使用を認められている猟具であり、網、わな及び銃をいう。市は、社会性や狩猟者の高齢化のため、狩猟者が年々減少していることへの対策として、狩猟免許の取得や法定猟具の購入等に補助を交付している。

(1) 財産処分の制限について（意見）

財産処分について規則等に規定されており、補助金で取得した財産についてその処分を制限している（規則等 p91 参照）。当制度の購入にかかる経費の一部補助をしているわなや銃器の取得については、これに該当する。現状は、実績報告にて購入したことを確認しているが、その後の管理はなされておらず、今後、補助者へ財産処分の制限について注意喚起するとともに、所管課は適切に管理し、証跡を残されたい。

また現行の要綱によると厳密には 1 円のものでも処分の手続きを経なければならないという内容になっている。金額基準を設けるなど経済合理性も併せて検討されたい。

1 1. 有害鳥獣捕獲団体活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市農業振興事業等補助金交付要綱			
所管課	産業経済部林業振興課			
交付先、対象数	水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町・第 1 水口各猟友会、6 団体			
補助金の性質	運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	有害鳥獣捕獲体制の強化			
補助対象事業等の概要	甲賀地域鳥獣被害防止計画に基づく、地域狩猟者団体の有害鳥獣捕獲活動への補助			
補助金の算定方法	・ 定額補助	会員数 21 名以上	144,000 円	
		会員数 20 名以下	80,000 円	
	・ 免許による補助	銃	4,500 円／人	
		わな網	4,500 円／人	
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,625	890	1,770

事業成果	<p>H29 捕獲従事者の確保ができるとともに、組織的統制された効率的かつ安全な捕獲活動が図れた。</p> <p>捕獲数 ニホンジカ 1,815 頭 ニホンザル 26 頭 イノシシ 711 頭</p>
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	<p>H29 実績 捕獲報償費</p> <p>水口町猟友会 5,151,000 円 土山町猟友会 9,844,000 円 甲賀町猟友会 8,448,000 円 甲南町猟友会 3,921,000 円 信楽町猟友会 17,008,000 円 第 1 水口猟友会 2,894,000 円</p>

(1) 補助基準の明確化について (結果)

当補助金額の算定方法は、会員数による定額補助と免許数に一定単価を乗じた金額からなっている。この補助対象経費に総会や役員会の経費が含まれていること及び、具体的な事業に対する補助ではないことから運営費補助と思われるが、実績報告書は猟友会が作成する会全体の決算書とは異なっており、一部を抜粋記載したものとなっている。実績報告書が決算書そのものでない理由は、所管課によると決算期間と報告期間にずれがあることからとのことであるが、元となる決算書の決算期間が 1 年でないと思われるものや、猟友会が受け取っている報償費は除外されている一部分の報告であるもの、また、1 万円未満が端数処理されているような報告が含まれており、内容として十分とはいえない状況である。

そもそも当補助金は、会全体の運営に対してなのか、特定の事業に対してなのか補助金の性質が不明瞭である。運営費補助の場合は、算定方法は現状のまま問題ないが、実績報告は会全体のものであるべきであり、一方、事業費補助の場合は、事業費全体から補助対象経費を特定し、これに補助率を乗じて金額を決定し、会全体の決算書から一部抜粋した報告書を実績報告とすべきである。所管課は、実績報告の形式が整っていることを重視するのではなく、団体の活動自体が公益性を有するかについて、補助の要否を含め、実質的に検討できる報告を求めるべきである。

要綱には「甲賀地域鳥獣被害防止計画に基づき、地域狩猟者団体が有害鳥獣を捕獲するための次に掲げる活動に係る経費」が補助対象経費と記載されており、運営費補助とも事業費補助とも解することが可能である。所管課でどちらの性質であるかを明確にした上で、報告ルールを明確に定め、判断に資する報告がなされるよう市が適切に指導されたい。

(2) 補助金額確定の審査について（結果）

当補助金の対象先は猟友会7支部のうち2支部について監査時点において決算書が入手されていなかった。また、決算書上、収入として計上されている当補助金が市の年間交付額と一致しないものや捕獲報奨金の計上されていないものなど適切でない決算書が散見された。会員には高齢者が多く、猟友会の事務負担の事情を考慮する必要はあるが、補助対象団体であり、また、翌期以降の補助金の要否や金額の増減を判断するため正確な決算が求められる。

所管課は、報奨金を処理していると予測される特別会計も含め、現状を表した正しい決算書が作成されるよう指導し、確実に入手し審査を行う必要がある。

(3) 補助事業者の財政状態について（意見）

現状の決算書によれば、補助額を上回る繰越金を継続して保有している。補助金の性質が運営費補助であるとする、補助対象団体が繰越金を比較的多額に保有している場合、運営費補助は不要であるともいえる。市も「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の中で、団体等の決算において繰越金等が補助金の一定割合を超えている場合は補助額を調整している。

繰越金が受け取った報奨費の一部を会員に分配せずにプールしていると思われる猟友会もあるが、各猟友会の正しい決算書を入手し、繰越金の発生内容を確認の上、繰越金が多額にある場合、補助金の算定に減額を行うなどの明確なルールを策定されたい。

[18] 建設部都市計画課

1. 貴生川西内貴土地地区画整理事業助成金

記載すべき事項はない。

[19] 建設部建設管理課

1. 居住環境改善事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市居住環境改善事業補助金交付要綱			
所管課	建設部建設管理課			
交付先、対象数	環境改善事業を行う地域（区・自治会等）、4 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	地域生活環境の向上を図るため。			
補助対象事業等の概要	下記工事に係る経費の一部を交付する。 (1) 私道等の改良及び舗装 (2) 下排水路の整備 (3) 急傾斜地崩壊防止施設			
補助金の算定方法	事業に要した経費の 50%以内 (最低限度額は 5 万円、急傾斜地崩壊防止施設は 200 万円以内)			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,258	8,524	2,201
事業成果	市民生活に密着する里道や水路等を改善することで、安心・安全で住みよい生活環境を整備することができる。			

(1) 補助事業者の調達先の選定について(意見)

当補助金は、公道と公道にはさまれて一般利用される私道等の舗装や家が 5 戸以上つらなっているところの下水排水路の修理を対象としており、4 件に対して 2,201 千円を支出している。事業費用の 50%以内を補助しており、500 千円を超える補助は 2 件あるが、申請者は工事施行業者についての相見積もりを行っておらず、1 者との随意契約による事業になっていると見受けられる。調達先の選定については、市の業者選定基準に準ずるなど、選定基準を明文化されたい。

[20] 建設部建設事業課

1. 河川愛護事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市河川愛護活動事業補助金交付要綱			
所管課	建設部建設事業課			
交付先、対象数	甲賀市内自治会、127 団体			
補助金の性質	その他			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	市内一級河川の環境整備を促進するため。			
補助対象事業等の概要	自治会の河川愛護活動に対して補助を行う。			
補助金の算定方法	基本額 1 団体 2 万円に、面積あたり単価に実施面積を乗じた金額を加える。			
補助期間	制度開始年度	平成 20 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	10 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	14,320	13,519	14,056
事業成果	河川に親しむ住民意識を醸成し、良好な河川環境の維持を実現している。			

(1) 補助基準の明確化について(意見)

河川愛護事業は、治水上の観点から、滋賀県が管理する河川区域内における草刈・清掃・川ざらえ等について滋賀県から委託されている事業である。市は、河川愛護活動を行った自治会等に対して滋賀県の委託金額の範囲内で補助金を支出している。補助金額の算定に当たり、市の事務費用を差し引いている事業と差し引いていない事業があり、同一補助金において算定方法が異なっていた。甲賀市河川愛護活動事業補助金交付要綱による算定基準においては、予算の範囲内において、事業を実施した自治会等の数や実施した面積、またはその他市長が必要と認めたものとされており、具体的な取り決めがない。補助金額の算定方法を明確化されたい。

[2 1] 建設部住宅建築課

1. 民間賃貸住宅家賃補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱			
所管課	建設部住宅建築課			
交付先、対象数	民間賃貸住宅入居者、89 件			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	住宅に困窮する者の居住の安定を確保するため。			
補助対象事業等の概要	新耐震基準を満たし消火器および火災警報器が設置された民間賃貸住宅の入居者に対して、予算の範囲内で家賃の一部を補助する。			
補助金の算定方法	家賃月額額の 2 分の 1 に相当する額とし、2 万円を限度とする。			
補助期間	制度開始年度	平成 23 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	7 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,288	5,380	6,852
事業成果	募集に対して申請者が多く、抽選が必要となる人気の高い事業である。市営住宅の新規建設費用削減、またそれにかかる維持管理費の軽減が出来た。			

(1) 補助金額確定の審査について（結果）

当補助金は、住宅困窮者に対する居住の安定を図るために 2 万円を限度として民間住宅の家賃月額 2 分の 1 までを補助するものであり、市営住宅を建築して貸す場合に比して経済的で有効的な補助金である。

補助対象となる住宅について、甲賀市民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱では新耐震基準に適合し、消火器及び火災報知機が設置された民間賃貸住宅となっており、申請書類の項目の中に、消火器と火災報知器が設置されている場合はそれぞれ丸印を付すようになっている。しかし、どちらかに丸印が付されていない場合でも、補助しているケースが散見された。所管課は、消火器と火災報知器の両方が設置されている住宅が補助対象であることを再認識し、補助金額確定の審査を厳格に行うよう徹底されたい。

2. 木造住宅耐震改修事業費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金交付要綱			
所管課	建設部住宅建築課			
交付先、対象数	木造住宅の所有者、3件			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 25%、国 25%、県 50%			
補助金の目的	木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため。			
補助対象事業等の概要	木造住宅の耐震性を上げるための工事費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	1,000	1,300
事業成果	耐震性無しと判定されていた木造住宅の耐震改修をした結果、建替えることなく住宅の耐震性が向上した。			

(1) 補助金の効果について(意見)

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国が「建築物の耐震改修促進に関する法律」を制定し、それに基づいて滋賀県や甲賀市においても既存建築物耐震改修促進計画を制定している。

市は平成 28 年度から 37 年度までの 10 年を計画の期間とし、市内住宅総数 40,657 棟(平成 27 年度現在)のうち耐震性を満たす住宅が 31,817 棟で耐震化率 78.3%であるものを、平成 32 年には 90%、平成 37 年には 95%の耐震化率を目標に掲げている。自然更新を考慮して目標達成に必要な改修棟数は 3,062 棟で年 307 棟必要と試算している。

当補助金は平成 17 年度から開始し、累計で 14 件しか補助しておらず、平成 29 年度は 3 件であった。耐震診断が必要であることや、改修工事金額が高額になることも耐震改修が進まない原因であると考えられるが、当補助制度を続けても効果の拡大が期待できない状況である。所管課は耐震改修が必要な市民への広報活動を更に積極的に進めるとともに、他方補助金の廃止も含めた補助のあり方も検討されたい。

[2 2] 建設部公共交通推進課

1. コミュニティバス運行費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱			
所管課	建設部公共交通推進課			
交付先、対象数	滋賀バス(株)、(株)シガエージェントシステム、2 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	地域住民の日常生活に必要なコミュニティバス路線を維持するため。			
補助対象事業等の概要	補助対象路線の運行における経常欠損額を補助			
補助金の算定方法	経常欠損額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	258,832	257,093	266,866
事業成果	自動車運転免許を持たない市民や来訪者の移動の円滑化に資するとともに、市民生活の利便性向上を図ることができる。			

[補助金の補足説明]

当補助金は、地域住民の中で特に交通弱者の移動手段を確保することを目的に、民間事業者 2 社が運営しているコミュニティバス運行事業に対して、経常収益から経常費用を差し引いた経常欠損額を補助対象経費として交付されている。

交付先事業者は、2 者で旧 5 町の中心地域を拠点としておよそ 140 系統にのぼるコミュニティバス路線を運行している。経常収益は 2 者合計で 78,884 千円、経常費用は同 345,750 千円となっており、経常欠損額は同 266,866 千円である。経常費用に対するコミュニティバス運行収益である経常収益の比率は 22.8%しかなく、ほぼ全ての路線において大幅な赤字であり、当補助金が交付されないと路線維持はできない状況となっている。

(1) 補助事業者の財政状態について（意見）

所管課は、補助金の交付申請時において、事業者に運行対策事業計画書や当路線に係る経常経費及び経常収益を明らかにした書類及び補助額等の算出根拠書類等を提出させているが、補助事業者が当該路線に係るコミュニティバス運行事業以外にどのような事業を行い、法人全体としてどのような経営状況になっているかの確認は行っていない。

今回、監査人が要望し、補助事業者 2 者の会社全体の決算書を取り寄せたところ、出資

金・短期借入金・その他引当金・諸負担金といった科目に高額な金額が計上されており、会社の経営状態を把握する上で所管課が確認すべき事項が散見された。さらに、補助事業の実績報告として挙げられている一般管理費の人件費が10,000千円を超える金額となっているのに対し、決算報告書には事務員給与・賞与として約1,300千円しか記載がなく、役員報酬部分も実績報告に計上されている可能性があるなど、実績報告で挙げられている収支科目と決算報告書の科目がどのように対応しているかも疑問であり確認すべき事項であった。

長年にわたって補助している事業者が今後も安定的に当補助事業を経済的・効率的に運営できるかどうかを確認することは大変重要であり、補助事業者の法人全体の決算書を取り寄せて財務状況を確認し、内容ヒアリング等により経営状況を把握されたい。

(2) 補助金額確定の審査について（意見）

所管課は、補助金の額について、補助事業者が提出する実績報告書等に基づき算定されたものを基本的に確定額として補助している。しかし、記入された内容の正否を実際に補助事業者に出向いて現場を確認したり、甲賀市コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱第13条に規定されている補助金にかかる経理について他の経理と明確に区分された帳簿を確認したりすることを積極的に行っていない。

また、補助事業者が補助金額の算出根拠として記載している経常経費の中に、減価償却の耐用年数が経過した古いバスに係る車両借上費用や車両台数に一定単価を掛けた修繕費が挙げられていたり、一般管理費の中にも実際に経費として支払っているのかが不明なものがあったりと、実際の支出額と実績報告の金額とが合致しているのか疑義のあるものが散見された。

所管課は、補助金額を適切に算定するために、補助金申請や実績報告の内容が正しいかを補助事業者の事業所や施設を積極的に現地調査すべきであり、実績報告書等で記載されている内容と帳簿や証ひょう書類等が合致しているかの検証も実施すべきである。

(3) 路線変更等の効果について（意見）

コミュニティバスの利用者数は、次表のとおり年々減少しており、利用者一人当たりの補助金額は年々増加している。所管課は、コミュニティバスの利用状況や市民の要望等を踏まえ、路線の見直しやバスから乗合タクシーへの切り替え等を行っており、平成29年度は10月から路線の変更や廃止そして新たな路線の運行を行っている。しかし、路線を廃止しても通勤通学時間帯はコミュニティバスを運行するために運送経費があまり減らない場合や乗合タクシーの開設により運送経費が新たに発生する場合がある。

コミュニティバス利用者実績と一人当たり補助金額

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者実績数（千人）	618	599	582
一人当たり補助金額（円）	419	429	458

10 月から新たに運行した路線は、土山町の田村神社から、新名神高速道路を利用して草津市の南草津駅までを往復している。その開設理由として所管課は市民のニーズがあったためとしているが、利用者は半年で 916 名と少なく、利用も朝の通学や通勤時間帯に集中している。当該路線にかかる運送欠損額である補助金額は補助事業者の報告によると半年で 3,876 千円に及んでおり、利用者一人当たりの補助金額は 4,231 円と全体平均額の 10 倍近い金額となっている。

利用者数の少ない路線を乗合タクシーに変更することで、利用者数がコミュニティバスのままよりは増加が見込まれることや、乗合タクシー導入に伴い、停留所が多く設置されたことで利用者の利便性は高まっているとは考えられる。しかし、今後ますます高齢者が増加することや市の財政状況が厳しくなっていることを鑑みると、利便性だけを追求する方法には限界があると考えられる。路線変更等を行う場合は、補助事業の効率性や経済性の観点からも考慮して行われたい。

2. コミュニティバス施設整備費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱			
所管課	建設部公共交通推進課			
交付先、対象数	滋賀バス(株)、(株)シガエージェントシステム、滋賀タクシー(株)、3 者			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	ダイヤ改正に伴う、バス停留所等の時刻表作成や、バス車内音声案内設備の更新等をおこなうため。			
補助対象事業等の概要	バス停留所設備更新、バス車内音声案内設備等の更新費用の補助			
補助金の算定方法	実購入額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	917	813	4,800
事業成果	自動車運転免許を持たない市民や来訪者の安全な移動の円滑化に資するとともに、市民生活の利便性向上を図ることができる。			

(1) 消費税相当額の返還について(結果)

当補助金は、バス運行事業者等に対して、バス停留所の設備更新やバス車内音声案内設備等の更新費用を補助しており、平成 29 年度は 6 件で総額 4,802 千円であり、設備更新等は消費税込みの金額の千円未満を切り捨てた金額を補助金として支出している。しかし、交付先のバス運行事業者等は消費税の課税事業者であり、補助した消費税相当額については、仕入税額控除を適用し、その分消費税納付額は少なくなっている。従って、市は、消費税課税事業者に補助金を交付した場合に、事業費の消費税に相当する額については返還させるよう規則等を整備すべきである。

(2) 補助事業者の調達先の選定について(意見)

補助金の交付を受けようとする事業者が補助金の交付申請をする場合の提出書類について、相見積もりしていないので、一定金額を超える場合は 3 者以上の業者から見積もりを取るなどして事業費用の経済性を求めるべきである。また、実績報告書においては、業者への振込書や詳細な補助事業内容の記載がない領収書の写しの添付があるのみのため、業者からの請求内容の詳細な記載がある請求書等も併せて提出させ、整備内容の詳細と金額等の確認を行うべきである。

3. コミュニティバス車両購入補助金

記載すべき事項はない。

4. 地域路線バス運行事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市地域路線バス運行事業補助金交付要綱			
所管課	建設部公共交通推進課			
交付先、対象数	帝産湖南交通(株)、1者			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	市民生活に必要な不可欠なバス路線の運行を維持するため。			
補助対象事業等の概要	運送収益から一般管理費を除く運送経費を差し引いた額の補助。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 28 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	2 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	-	2,000	3,000
事業成果	自動車運転免許を持たない市民や来訪者の安全な移動の円滑化に資するとともに、市民生活の利便性向上を図ることができる。			

(1) 補助事業の有効性について(意見)

当補助金は、路線バスの運行に対する事業補助を行っており、補助金額は運送収益から一般管理費を除く運送経費を差し引いた額又は 3,000 千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付するとしている。

平成 29 年度の運行事業報告によると、運送収益から運送経費を差し引いた額は 15,177 千円の損失であり、3,000 千円を補助してもなお多額の損失となっており、事業の継続が難しい状況となっている。当補助金の適正額について検討すべきである。

5. 信楽高原鐵道利用促進協議会補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市信楽高原鐵道利用促進協議会補助金交付要綱			
所管課	建設部公共交通推進課			
交付先、対象数	信楽高原鐵道利用促進協議会、1者			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	信楽高原鐵道の利用増強を図るため。			
補助対象事業等の概要	イベント列車運行や陶製キップの製作等の利用増強事業			
補助金の算定方法	事業費の2分の1			
補助期間	制度開始年度	平成17年度		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	13年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	500	500	1,300
事業成果	自動車運転免許を持たない市民や来訪者の安全な移動の円滑化に資するとともに、市民生活の利便性向上を図ることができる。			

(1) 補助基準の明確化について(意見)

甲賀市信楽高原鐵道利用促進協議会補助金交付要綱において、補助対象経費は、協議会で承認された事業費の2分の1以内とし、そのうち市長が認めた額とするとされている。しかし、平成26年に新たに規定された内規においては、要綱で事業費の2分の1以内とされているにもかかわらず、次のように規定され、要綱で決められた金額を超えてしまう内容となっている。

実際の補助金額は、事業費の2分の1を下回る定額となっており問題はなかったが、要綱と内規が矛盾している内容となっており見直されたい。また、要綱がホームページ上に掲載されていないので掲載すべきである。

甲賀市信楽高原鐵道利用促進協議会補助金交付要綱 内規

第1条 本交付要綱第2条に定める補助対象経費の取り扱いについて、次により定める。

- 1 補助対象経費は、広報啓発費、会議費、事業費の内促進費、事務費とする。
- 2 補助金額は、広報啓発費、会議費、事務費の全額及び、事業費の内促進費の2分の1の合計額以内とする。
- 3 特定された事業に対する補助金については、事業費の全額を補助対象経費とする。

[23] 上下水道部下水道課

1. 浄化槽設置整備事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱			
所管課	上下水道部下水道課			
交付先、対象数	合併浄化槽設置者、45件			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 1/3、国 1/3、県 1/3			
補助金の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため。			
補助対象事業等の概要	合併浄化槽設置に要する経費を補助する。			
補助金の算定方法	浄化槽の規模による定額			
補助期間	制度開始年度	平成16年度		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	14年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	13,952	20,740	18,789
事業成果	合併浄化槽の設置により、各家庭においてはトイレの水洗化が図れるなど生活環境が向上する。			

(1) 補助金額確定の審査について(結果)

補助金申請者は、浄化槽設置完了後、関係書類とともに実績報告書を提出することとなっている。関係書類のうち、浄化槽設置に係る領収書又はその写しを添付することとなり、領収書には日付、金額、支払者名、領収者名と但し書きが記載されている。しかし、但し書きには工事一式としか記載がないものや記載自体がないものが多く散見され、詳細な工事内容が明らかでない。領収書とともに請求書も添付させるようにし、工事明細や金額の最終的な確認を行うべきである。

2. 浄化槽設備修繕補助金

記載すべき事項はない。

3. 浄化槽設置面的整備事業補助金・浄化槽維持管理事業補助金

補助金の名称	浄化槽設置面的整備事業補助			
根拠法令・要綱等	甲賀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱			
所管課	上下水道部下水道課			
交付先、対象数	浄化槽設置面的整備を行う浄化槽維持管理組合、4 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 50%、国 %、県 50%			
補助金の目的	集中的、計画的に浄化槽設置を推進し、地域の環境衛生の向上を図るため。			
補助対象事業等の概要	合併浄化槽区域において、集落等を単位として集中的に合併浄化槽を設置する浄化槽維持管理組合に対し、事業実施期間内に設置した合併浄化槽の基数に応じて交付する。			
補助金の算定方法	浄化槽設置 1 基につき定額			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	4 年		
補助金の推移	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,520	10,920	8,960
事業成果	地域の水路等に未浄化の排水が流れなくなるため、悪臭発生の抑制や農業用水の水質改善など地域の環境衛生が向上する。			

補助金の名称	浄化槽維持管理事業補助			
根拠法令・要綱等	甲賀市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱			
所管課	上下水道部下水道課			
交付先、対象数	浄化槽設置面的整備事業を実施した浄化槽維持管理組合、5 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 50%、国 %、県 50%			
補助金の目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため			
補助対象事業等の概要	合併浄化槽区域において浄化槽設置面的整備事業を実施した浄化槽維持管理組合に対し、浄化槽法で定める適正な維持管理を実施している合併浄化槽の基数に応じて交付する。			
補助金の算定方法	浄化槽 1 基につき定額			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	4 年		

補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額 (千円)	1,160	3,600	5,860
事業成果	浄化槽の適正な維持管理を図ることができ、地域の公共用水域の水質が保全される。			

(1) 補助金額確定の審査について(意見)

どちらの補助金も交付先は浄化槽維持管理組合であり、実績報告時の添付資料として浄化槽工事完了報告や維持管理実施状況報告等により、浄化槽設置状況や維持管理状況を確認していく必要がある。

4. 下水道対象区域外浄化槽設置補助金

記載すべき事項はない。

[2 4] 教育委員会教育総務課

1. 甲賀市立小学校閉校記念事業費補助金

記載すべき事項はない。

[2 5] 教育委員会社会教育課

1. 甲賀市青少年育成市民会議補助金

記載すべき事項はない。

2. 公民館運営活動費補助金

記載すべき事項はない。

[2 6] 教育委員会学校教育課

1. 甲賀市児童生徒通学費補助金

記載すべき事項はない。

2. 甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱			
所管課	教育委員会学校教育課			
交付先、対象数	水口中学校、城山中学校、土山中学校、甲賀中学校、甲南中学校、信楽中学校、甲賀市中学校体育連盟、7件			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	創造的で活力のある学校教育活動を推進できる体制を整えるため。			
補助対象事業等の概要	県大会以上に出場した生徒に対して、交通費等の費用の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	11,378	11,927	10,988
事業成果	生徒の県大会出場等にかかる経費に対して補助金を交付し、生徒及び学校の負担を軽減することで、円滑な学校教育活動を推進することができた。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

甲賀市公立学校児童生徒出場補助金交付要綱第2条によると、補助対象は以下のとおりである。

- ① 市内大会を除く、公式大会へ出場するもの
- ② 滋賀県及び滋賀県中学校体育連盟が主催する大会に出場するもの
- ③ 前号に類似する団体が主催する大会で、特に市長が認めた大会に出場するもの
- ④ 近畿大会及び全国大会に出場するための強化練習

主に、中学校を対象とした補助となっており、実際の補助金交付先も中学校であり、小学校は補助の対象となっていない。

一方で同要綱第1条では、補助金の趣旨として「甲賀市における創造的で活力のある学校教育活動の推進に資するため、児童及び生徒の学習活動支援のための事業に対して補助金を交付するもの」とされており、補助対象を中学校に限定するものではない。実際に滋賀県には、滋賀県中学校体育連盟のほかに、滋賀県小学校体育連盟も存在している。当該文言からすると、現実的に中学校の部活動の公式大会が当補助金の目的の大部分になるにしても、小学生の学校教育活動の一環として、各種公式大会等へ出場する場合も補助対象となるべきであると考えられる。この点所管課によれば、実際の小学校の活動において補助対象となる活動が存在しておらず、今後補助対象が生じる予定もないとのことである。従って、現状要綱の内容と実際の補助対象の乖離が生じていることとなる。補助金は必要な要件を具体的に定め、最も効果的な執行を実態に即した要綱の下で運用すべきであることから、補助されることのない小学校が対象となるような要綱につき見直しも検討されたい。

(2) 補助金額確定の審査について（結果）

甲賀市公立学校児童生徒出場補助金交付要綱第6条によると、実績報告について、以下のとおり定められている。

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定に定める次の書類を、補助事業が完了した日から起算して1月を超えない日又は当補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- ① 甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金実績報告書
- ② 事業の成果報告書
- ③ 収支決算書

上記に対し、実際の実績報告書上は、事業の成果報告書が存在していない。

この点について所管課からは、「これまで『事業の成果報告書』という様式を各学校に対して求めたことはありません。実績報告書の関係書類として（各学校より）提出している『事業報告書』が要綱の『事業の成果報告書』にあたりと解釈しています。」とのことであった。

しかし、事業報告書は大会名、必要経費、参加対象、交通機関等の内容説明が求められているにすぎず、大会に参加した結果の成績、人数等の具体的詳細は報告されていない。補助金の趣旨は、公式大会での上位成績の獲得ではないものの、県大会等での成績を踏まえ上位の近畿大会や全国大会への出場資格が決まるものも多く、大会での成績と補助対象が連動する場合に、大会成績が把握されていなければ補助金の実績報告の裏付け確認が不十分となり、ひいては補助金の不正受給を容易にしてしまう可能性がある。

この点を踏まえ、要綱で求められる「事業の成果報告書」の具体的内容について検討する必要がある。

3. 学力向上推進事業補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市漢字検定料補助金交付要綱 甲賀市英語検定料補助金交付要綱			
所管課	教育委員会学校教育課			
交付先、対象数	各申請者（対象者）、平成 29 年度 4,570 人			
補助金の性質	その他（検定料補助）			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の目標に挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、さらには英語力の向上を目的として実施される英語検定の受験に係る保護者負担を軽減するため ・児童の漢字力及び学習意欲の向上を図ることを目的に実施される漢字検定の受検に係る保護者負担を軽減するため 			
補助対象事業等の概要	英語検定（中学生）及び漢字検定（小学 4～6 年生）の検定料の全額補助			
補助金の算定方法	検定料の全額			
補助期間	制度開始年度	平成 26 年度		
	制度終了（予定）年度	漢字検定：平成 31 年度 英語検定：継続		
	制度継続年数（～29 年度末）	4 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	3,269	8,737	9,334
事業成果	検定補助金交付によって、市内全小中学校が本事業に取り組むことにより児童・生徒の達成感や成熟度など上級へのチャレンジに繋がる一助となった。			

(1) 補助基準の明確化について（意見）

平成 29 年度の甲賀市漢字検定料補助金交付要綱及び甲賀市英語検定料補助金交付要綱の第 3 条において、補助対象者は漢字検定の場合は甲賀市立小学校に在学する 4 年生から 6 年生までの児童の保護者、英語検定の場合は甲賀市立中学校に在学する生徒の保護者となっている。

しかし、甲賀市には私立の小学校または中学校に在学する生徒もいるが、当該生徒の保護者は対象範囲から外れることから、補助金の公平性に問題があると言わざるを得ない。

この点、平成 30 年度から両要綱は「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記載されており、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校又は特別支援学校小学部に在学する 4 年生から 6 年生までの児童の保護者とする。」及び「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記載されており、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する中学校、中等教育学校又は特別支援学校中学部に在学する生徒の保護者とする。」と改定されていることから、平成 30 年度以降は是正されているものと理解している。

今後も、同様の小中学校の保護者が対象の補助金について、公平性が担保されるよう留意いただきたい。

[27] 教育委員会文化スポーツ振興課

1. 甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金交付要綱			
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課			
交付先、対象数	公益財団法人あいの土山文化体育振興会、1団体			
補助金の性質	事業費補助・運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	文化芸術及びスポーツの振興を目的とした市が出資又は出捐する公益財団法人(以下「財団法人」という。)の円滑な運営の確保及び事業の活性化を図るため、その運営及び事業に対して補助金を交付する。			
補助対象事業等の概要	財団法人管理運営事業、公益文化芸術振興事業、公益スポーツ振興事業			
補助金の算定方法	交付要綱第3条、第4条、第5条および別表による。			
補助期間	制度開始年度	平成29年度		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	1年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	-	-	3,170
事業成果	安定した公益財団法人運営と伝統文化の普及、文化事業の継続。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	甲賀市あいの土山文化ホール指定管理料 甲賀市文化ホール舞台芸術製作業務委託料			

(1) 補助金額確定の審査について(結果)

当補助金は、甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金交付要綱に基づき、公益財団法人あいの土山文化体育振興会に対する運営費補助(2,760千円)及び同法人の実施する鈴鹿馬子唄学習塾事業に対する補助(410千円)で構成されている。

このうち、運営費補助対象については、同要綱に基づき以下のとおりとなっている。

補助事業	事業内容	補助対象経費	補助率
財団法人管理運営事業	財団法人の管理及び運営事業	役員報酬、給与手当、福利厚生費、臨時雇賃金、諸謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託費、賃貸料、負担金、租税公課	10/10

実際の収支決算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

	予算額	決算額	摘要
収入の部			
補助金	2,760	2,760	市補助金
諸収入	109	355	自主財源
小計	2,869	3,115	
支出の部			
給与手当	1,339	1,316	内自主財源 355 千円
福利厚生費	18	25	
役員報酬	-	40	
会議費	5	2	
手数料	12	21	
委託費	713	713	
賃借料	160	159	
負担金支出	112	116	
租税公課	510	721	
小計	2,869	3,113	
収支差額	-	-	

「甲賀市補助金の適正化に関する指針」における4(2)③において、

補助とは、本来、事業目的の達成のために行われるべきであり、その事業の公益性や必要性、有効性を持って初めて、その補助金の適正な評価を行うことができます。このような観点から、団体等への運営費的な補助金は、原則として事業費補助への移行を目指します。

ただし、現実には、補助無しでは運営が困難な団体等も存在することから、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、引き続き運営補助を行うものとします。

とされている。

この趣旨からすれば、補助率が100%である同補助金については、決算審査上各経費の支出の妥当性のみならず、財団全体の決算書(特に損益計算書)を分析の上、当補助金の各年度における必要性及び必要金額を十分に検証する必要がある。この点所管課へのヒアリングにおいて、このような視点における審査は実施されていないとのことである。

補助金の必要性が十分に検証できていない補助金については、本来補助要件を満たしていないものとして交付すべきものではない。今後審査基準を厳格に定め、必要金額の補助を実行されたい。

当補助金の審査上具体的に付け加える項目、方法は少なくとも以下のものが挙げられる。

- ① 財団法人の公益上の必要性に関する分析と検証
- ② 財団法人全体の決算書との関係で必要性、必要金額を分析及び検証し、補助金が無ければ財団運営が成り立たないことを定量的に立証する分析（当該手続きについては、財団自身が実施し、所管課ではこれを客観的に分析する）

(2) 租税公課に対する補助について（結果）

運営費補助の中で、租税公課が補助対象経費となっている。平成 29 年度の決算額（721 千円）には、法人消費税・地方消費税（以下、消費税等という）が 705 千円含まれている。

消費税等は、補助事業者が課税事業者の場合には、法人の収益計上時に同時に仮受消費税として受領しており、決算時には課税仕入れに伴う仮払消費税を控除した金額を原則として納付するものである。

従って法人には補助金を受領せずとも消費税納付財源が存在しているのであるから、補助金を納付財源とする必要がないケースもある。従って、すでに交付された補助金のうち少なくとも消費税等の対象部分 705 千円を返還させる必要性を検討するとともに、今後このような実質対象外の経費が含まれないよう留意されたい。

(3) 補助金のあり方について（意見）

上記の（1）（2）で記載のとおり、当補助金は団体全体の財政状態をふまえた補助金の必要性審査が機能しておらず、また、明らかに補助対象としてはならない経費（消費税等）が含まれている。

このような補助金は「甲賀市補助金の適正化に関する指針」においても指摘されている、交付根拠の不透明さ、補助金の長期化・既得権化、交付団体の自立の阻害といった問題点を内包している可能性が高い。

従って特に同指針 4（2）適正化のための方策において規定されている「運営補助の事業費補助への移行」「補助基準の適正化と明確化」「サンセット方式の導入」の視点をもって、適切な補助金交付となるよう手続きを見直すとともに、補助金のあり方についても抜本的に検討されたい。

2. あいの土山斎王群行開催補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課
交付先、対象数	あいの土山斎王群行実行委員会、1 団体
補助金の性質	事業費補助
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %
補助金の目的	垂水頓宮の史跡顕彰のため実施される斎王群行の開催に補助する。

補助対象事業等の概要	平安衣装を身にまとった出演者が、甲賀市立大野小学校から垂水斎王頓宮跡までの道のりを群行し、斎王群行の再現を行う。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,000	1,000	1,000
事業成果	地域文化と歴史遺産を広く市内外に発信するとともに、市民が郷土愛を育む機会となっている。			

(1) 衣装維持等積立金の必要性について（結果）

当補助金の支出内容には、衣装維持管理積立金が 200 千円計上されている。同積立金はあいの土山斎王群行で使用する、専門衣装の維持管理、補修を行うために毎年積立てられる資金で、平成 29 年度現在 1,461 千円残高を有している。

（あいの土山斎王群行衣装維持等積立金の積立期別内訳）

（単位：千円）

大会（年度）	金額	利息	計	顛末	解約事由
第 6 回 （平成 14 年度）	1,000	10	-	解約	第 15 回降雪による衣装クリーニングの為
第 8 回 （平成 16 年度）	500	5	505	継続	
第 9 回 （平成 17 年度）	500	5	505	継続	
第 11 回 （平成 19 年度）	200	1	-	解約	第 18 回お祭り舞ステージ設営の為
第 15 回 （平成 23 年度）	100	0	-	解約	第 17 回頓宮看板作成、出演者増に伴う衣装レンタル代
第 19 回 （平成 27 年度）	100	0	100	継続	
第 20 回 （平成 28 年度）	150	0	150	新規	
第 21 回 （平成 29 年度）	200	-	200	新規	
残高合計			1,461		

このような積立金は本来、一時的、多額の経費を平準化する目的で積み立てるものであるため、必要金額の積算と計画的な積立が定量的に説明出来て初めて認められる性質のもの

である。ところが、今後の必要金額、スケジュールリング等については十分な説明資料もなく、積立金残高の妥当性が検証できない状態である。実行委員会に合理性のある説明を求め、必要金額を計画的に積み立てる予算を基に補助金額を決定すべきである。

なお、当積立金は当初予算の調整弁としても使用されており、これが多額に上ると毎年度の自主収入（プログラム広告料）という自助努力部分のモチベーションを低下させる恐れがあることに留意が必要である。

(2) 自己収入の獲得について（意見）

当補助金は平成 16 年度より 14 年継続されており、当補助金の平成 29 年度の決算収支額は以下のとおりである。

（単位：千円）

	予算額	決算額	摘要
収入の部			
補助金	1,000	1,000	
協賛金	1,700	1,940	プログラム広告料
繰入金	200	-	衣装維持管理積立金
繰越金	6	6	
雑収入	10	19	
小計	2,916	2,965	
支出の部			
事務費	200	131	
事業費	2,716	2,599	役員費 177 千円、運営費 2,151 千円、設 営費 271 千円
積立金	-	200	衣装維持管理積立金
小計	2,916	2,931	
収支差額	-	33	

自主収入は平成 29 年度において、予算 1,700 千円に対して 1,940 千円を計上しており次年度以降も計画以上の収入努力を促し、市の補助金割合を徐々に減らしていく土壌が整っているものと考えられる。

しかし、市からの補助金額は市長が別に定める額としてここ数年固定されている。これでは自己収入部分を増加させようとする交付団体のモチベーションを低下させてしまう可能性が高い。「甲賀市補助金の適正化に関する指針」においても長期にわたる補助による既得権化等の様々な弊害を防ぐという観点からの見直しの必要性が挙げられている。

従って、当補助金に関しては、補助金額の妥当性について前期事業実績及び来期見通しを基に每期厳格に検証し、必要最低限の補助金額とするとともに、長期的には法人の自助努力を促進するための終期設定を行い、独立採算での事業運営となるよう促すべきである。

3. 甲賀市文化協会連合会活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱			
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課			
交付先、対象数	甲賀市文化協会連合会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助・運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	自主的に組織された文化協会による文化芸術の振興を図るための活動及び事業実施に補助する			
補助対象事業等の概要	各文化協会の運営費、文化祭事業費、文化協会連合会の芸能祭			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	13 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,300	2,300	2,300
事業成果	各協会の自主的な活動補助と文化祭実施を促し、所属する個々の活動団体の継続的な文化・芸術活動が期待できる。また連合会事業として芸能発表の場が提供できている。			

(1) 補助事業者の財政状態について（意見）

当補助金は、甲賀市文化協会連合会へ補助されたのち、水口、土山、甲賀、甲南、信楽の各地域文化協会に均等割と加盟団体数割を適用して計算された金額を連合会から補助されているものである。

平成 29 年度の連合会及び各協会の収支決算書は以下のとおりである。

(連合会収支決算書の概要)

(単位：千円)

	予算額	決算額	差額	摘要
収入の部				
補助金	2,300	2,300	-	市補助金
負担金	90	90	-	芸能祭主演料
繰越金	89	89	-	前年度繰越金
雑収入	0	0	0	預金利息
小計	2,480	2,479	0	
支出の部				
会議費	5	-	5	総会、役員会経費
事務費	44	40	3	事務用品費等
活動費	2,400	2,359	40	町協会活動費等
負担金	1	-	1	
予備費	30	-	30	
小計	2,480	2,399	80	
収支差額	-	80	80	

(各地域文化協会の収支決算書の概要)

(単位：千円)

	水口	土山	甲賀	甲南	信楽	合計
収入の部						
補助金	481	439	433	366	481	2,200
自己財源	215	37	108	171	212	743
その他	18	6	58	77	0	159
繰越金	10	46	90	94	205	445
小計	724	528	689	708	898	3,547
支出の部						
会議費	14	2	80	24	12	132
事務費	24	32	39	11	26	132
通信費	23	20	21	4	25	93
事業費	632	387	435	394	254	2,102
旅費研修費	-	25	13	218	150	406
負担金	18	18	18	43	18	115
小計	711	485	607	695	487	2,985
収支差額	12	43	82	13	411	561

上記によると、特に信楽の繰越金は411千円（補助金に対し85%）と多額である。他の地域文化協会においても一定の繰越金が存在するものの、返還または次年度予算からの減額を行わず、次年度の連合会事業に充当する、または各地域文化協会でも次年度以降使い切ることとなっている。これは、一度減額された補助金が弾力的に増額される仕組みとなっており、各地域文化協会での将来的な活動に支障をきたすことを回避する措置とのことである。

るが、補助金は公益上の必要性に応じ、各年度の必要金額を交付する性質のものであり、相対的に多額の繰越金が残る場合には、返還を求める性質のものである。一旦減額すると増額されることがないとの見解からであるが、補助金の趣旨からすると問題である。従って、繰越金の発生原因を分析し、補助金の必要性がないのであれば、必要に応じて補助金の減額を行うことも検討されたい。

(2) 補助金額確定の審査について（結果）

決算審査については、連合会収支決算書については所管課において、要綱に基づき行っている。連合会の収支決算書は、上記（１）のとおり、各地域文化協会の収支決算書の連結で成り立っており、実質的に補助金が適切に執行されているか否かは、各地域文化協会の収支決算書を詳細に検証しなければ判明しない。所管課において各地域文化協会からは事業報告を収集しているものの内容の検証は十分に出来ていないとのことである。このため、例えば甲南の旅費交通費が他の地域文化協会に比べ多額に上っているにもかかわらず、その妥当性について判断することができない。また、信楽の繰越金が多額に上っているにもかかわらず返還等の適切な措置が採れないなど、補助金の適正執行を十分に監督できない状況が生じている。

今後は、交付団体の重要な構成団体に対する十分な審査ができるよう、要綱に必要な措置を定める、構成団体への審査方法をマニュアル化するなど適切な措置が求められる。

４．和太鼓サウンド開催補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱			
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課			
交付先、対象数	和太鼓サウンド夢の森実行委員会、1 団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、 国 %、 県 %			
補助金の目的	市民の創作和太鼓団体による、和太鼓の祭典の開催に補助する。			
補助対象事業等の概要	鹿深夢の森文化創造のステージを会場にした市内外の和太鼓グループやゲストチームによる和太鼓コンサート。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	2,500	2,500	2,450
事業成果	各和太鼓グループの交流及び技術交流を通じた市民の文化活動の充実につながり、文化の振興に大きく寄与している。			

(1) 補助率の適正化について（結果）

当補助金の補助率は 59%と、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」で求められている、「事業費補助金は、原則として対象事業費の2分の1以内とする。」という基準を超過している。

(和太鼓サウンド夢の森決算書の概要)

(単位：千円)

	予算額	決算額	差額	摘要
収入の部				
入場料	1,200	1,137	62	
補助金	2,500	2,450	50	市補助金
繰越金	3	3	-	
雑収入	496	557	△61	広告料、出店料等
小計	4,199	4,149	50	
支出の部				
報償費	30	-	30	
旅費	30	17	12	
需用費	760	745	14	
役務費	550	471	78	
委託料	1,520	1,570	△50	
使用料及び賃借料	1,290	1,300	△10	
予備費	19	-	19	
小計	4,199	4,105	94	
収支差額	-	44		

事業主体による自助努力を促し、補助金の適正化を図る観点から、次年度予算で適切に調整する等の補助金の見直し措置を図るとともに、長期的には団体の自助努力を促進するための終期設定を行い、独立採算での事業運営となるよう促すべきである。

5. スポーツ少年団活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課
交付先、対象数	甲賀市スポーツ少年団、46 団体
補助金の性質	事業費補助・運営費補助
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %
補助金の目的	甲賀市内の子どもたちの健全育成を図るため
補助対象事業等の概要	甲賀市スポーツ少年団の運営・事業補助

補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29 年度末）	14 年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	4,820	5,800	5,800
事業成果	市内の子どもたちの健全育成達成のため、スポーツや団体活動を通じて、心と体の育成に加え、コミュニケーション能力・社会性の向上に寄与いただいている。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	H27 補正 1,000 千円 教育振興基金			

(1) 補助金額確定の審査について（結果）

平成 29 年度の甲賀市スポーツ少年団収支決算報告書によると、事業費として、「梨田基金」に対して、1,000 千円の支出が記録されている。「甲賀市補助金の適正化に関する指針」によると、既存補助金整理合理化にかかる判断基準の明確性、妥当性において、「補助団体から他の団体へ迂回助成されていないか」という点が示されており、この点からすると、「梨田基金」への事業支出は、補助対象外経費と整理されるべきものと考えられるが、内容の詳細を確認した結果、「梨田基金」への支出ではなく、同基金からの補助金の受け入れを関係団体へ支出した内容で問題のないものであった。

この点、決算審査における扱いについてヒアリングしたが、収支決算報告書の内容をレビューしたのみで具体的な金額支出状況に関する根拠資料との突合等の手続きが行われておらず、内容の妥当性が十分に審査されていない状況が確認された。これでは、補助金の適正執行が確認できず、補助金の不正支出等があっても発見できないこととなる。

従って、決算報告書の審査においては、少なくとも以下の手続きを定め、マニュアル化して、効率的で効果的な審査を実行すべきである。

- ① 支出項目の根拠証ひょうは全て市に提出させる（交付団体への牽制的効果もある）。
- ② 収支決算書は対予算、対前期実績で費目ごとに増減分析を交付団体に実施させ、著しい増減については理由を報告させる。
- ③ 著しい増減の中から、サンプルで金額的重要性の高い支出を根拠証ひょうと突合し支出の妥当性について詳細に検証する。
- ④ 「甲賀市補助金の適正化に関する指針」の補助金交付（見直し）要領で求められている、補助金見直し要素をチェックリストとし、内容について文書化し、必要な見直しを検討する。

6. 財団法人運営補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市文化スポーツ法人運営補助交付要綱			
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課			
交付先、対象数	公益財団法人甲賀創健文化振興事業団、1団体			
補助金の性質	事業費補助・運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	文化スポーツ法人への運営支援を行うことで、円滑な運営と事業の活性化を目的とする。			
補助対象事業等の概要	文化スポーツ法人の運営および事業補助			
補助金の算定方法	算定による			
補助期間	制度開始年度	平成 29 年		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	1年		
補助金の推移	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	—	—	9,960
事業成果	財団の円滑な運営が図られるとともに、財団が企画・運営を行う事業が活性化することで、市民が参加できる文化スポーツイベントが増え、これらに触れる機会が増大する。			
補助対象団体に対する補助金以外の支払実績、内容	甲賀 B&G 海洋センター指定管理料 48,000 千円			

(1) 補助基準の明確化について（結果）

甲賀市文化スポーツ財団法人運営補助金交付要綱第 3 条において、補助金の対象となる事業は、財団法人管理運営事業、公益文化芸術振興事業、公益スポーツ振興事業の 3 事業となっているが、平成 29 年度の運営補助 9,960 千円は財団法人管理運営事業のみを対象として申請されている。

一方で、同法人の平成 29 年度正味財産増減計算書内訳表によると、公益目的事業の受取指定管理料として 6,166 千円が計上されており、申請内容と異なる公益文化芸術振興事業、公益スポーツ振興事業を対象事業とした補助金の受取りとなっている。また、補助金の収支決算書（下記、様式第 4 号（その 2）（第 10 条関係）収支予算書（見込み）の支出抜粋を参照）によると、補助対象となる費用合計は 17,661 千円（決算額）となっているものの、同法人の平成 29 年度正味財産増減計算書内訳表によると、法人の管理費は 5,386 千円計上されており、残り 12,275 千円は公益目的事業の事業費の一部が補助対象経費として扱われていることになっている。

すなわち、補助申請手続き上は管理運営事業のみが補助対象であるものの、実際には公益事業の経費も補助対象となっており、申請内容と補助対象が合致していない状況となっている。

上述したとおり要綱上は公益文化芸術振興事業、公益スポーツ振興事業といった公益目的の事業も交付対象となることから、本来これらの事業を補助対象とした補助金申請手続きを行うべきであった（平成30年度も同様）。このような状況は、申請時及び決算審査時に、要綱、財団法人の予算書、決算書等と丁寧に突合し矛盾点の検証が出来ていれば容易に防止できたものであるため、所管課においてはチェック体制の見直しが必要である。

なお、この状態は、所管課において修正を行っているとのことである。

様式第4号（その2）（第10条関係）収支予算書（見込み）（抜粋）2. 支出

（単位：千円）

費目	予算額	決算額	市補助金
役員報酬	432	336	336
給与手当	9,291	5,835	5,606
退職給付費用	480	7,952	480
福利厚生費	1,440	1,402	1,402
旅費交通費	5	2	2
通信運搬費	37	11	11
減価償却費	204	301	301
消耗什器備品費	108	205	205
消耗品費	26	53	53
光熱水量費	22	-	-
賃貸料	125	104	104
広告宣伝費	38	38	38
支払手数料	122	120	120
保険料	196	186	186
諸謝金	68	-	-
租税公課	5	3	3
支払負担金	13	13	13
委託費	1,130	1,086	1,086
雑費	7	6	6
計	13,755	17,661	9,960

(2) 補助対象範囲について（結果）

要綱第4条において、補助対象経費は、以下のとおりとされている。

補助事業	事業内容	補助対象経費	補助率
財団法人管理運営事業	財団法人の管理及び運営に係る事業	役員報酬、給与手当、福利厚生費、臨時雇賃金、諸謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託費、賃貸料、負担金、租税公課	10/10以内

一方で、上記の収支予算書（見込み）（抜粋）2. 支出によると、要綱上対象となっていない経費（退職給付費用、減価償却費、消耗什器備品費、雑費等、合計1,007千円）に対して補助金が充当されおり、要綱違反が確認された。このため、少なくとも該当金額については返還を求める必要があると考えられるが、所管課においては同財団法人の決算は運営補助金満額（9,960千円）を計上しても、なお、4,166千円の最終赤字となっており剰余金も少なく、平成29年度における運営補助金（9,960千円）は必要性の高い補助金であって、返還を求めることのできる内容ではないとのことであった。

所管課の主張とおりとするならば、上記（1）で指摘の補助申請上の手続き瑕疵も含め申請時及び決算時の審査チェック方法を確実にし、当運営補助金が同財団法人にとって、最低限必要不可欠な補助金の内容と金額であることを説明できるようにしておくべきである。なお、この点についても所管課では修正手続きを行っているが、併せてチェック体制の厳格化に取り組む必要がある。

(3) 補助金額確定の審査について（結果）

上記(1)、(2)のとおり、当補助金の申請時、決算時のチェック体制の不備から、結果的に補助金手続きに瑕疵が生じていた。

チェック体制については、申請内容、決算内容の要綱との整合、金額の妥当性、財団法人の決算書と補助金の実績報告資料との整合性について、あらかじめチェックリストを設けるなど、確実な確認手続きが遂行できるよう体制整備に努められたい。

また、同補助金は運営費補助であるため、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」に従って、毎期見直しが図られる必要がある。見直しを行うポイントは

- ① 財団法人の決算内容との勘案で、運営費補助の必要性を定量的に分析し、毎年度の必要額を精査する点
- ② 財団法人の市にとっての公益上の必要性（そもそも補助金を出す必要がある団体か否か）を、市に同様の団体が存在していないか、存在している場合の取り扱い、優先順位等について十分に検討する点
- ③ 財団法人の自助努力（収益の拡大努力、費用の合理化努力）を促すための終期設定の検討と見直しを図る点

が、重要であると考えられる。これらの手続きが履行されず、同補助金の必要性、要綱への適格性、金額の妥当性等が正確に説明できない状況が続くようであれば、市として同補助金のあり方を再検討する必要がある。

7. 総合型地域スポーツクラブ活動補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱			
所管課	教育委員会文化スポーツ振興課			
交付先、対象数	市内総合型スポーツクラブ、10クラブ			
補助金の性質	事業費補助・運営費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	地域スポーツ振興のために支援を行う。			
補助対象事業等の概要	総合型地域スポーツクラブの事業・活動に対し、一部補助を行う。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成 16 年		
	制度終了（予定）年度	未定		
	制度継続年数（～29年度末）	14年		
補助金の推移	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	決算額（千円）	1,200	1,200	1,200
事業成果	総合型地域スポーツクラブが、地域のスポーツ振興とコミュニティ形成を促し、気軽な市民の運動場として活躍してもらっている。			

(1) 補助事業者の財政状態について（意見）

当補助金は、市内各地域に創設された総合型地域スポーツクラブ（現在は 10 クラブ存在する）の活動に対し一部補助するもので、補助金額 1,200 千円の大部分を 1 クラブ当り 100 千円（合計 1,000 千円）の運営補助金が占めている。

各クラブの決算書に基づき、平成 29 年度の剰余金の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	クラブ名	剰余金
1	鮎っ子クラブ	255
2	はーと貴生川スポーツクラブ	330
3	伴谷 BANBAN クラブ	51
4	特定非営利活動法人レインボークラブ	489
5	特定非営利活動法人こうかサスケクラブ	116
6	ぼぼんた倶楽部	294
7	KOHNIN 忍にんスポーツクラブ	1,168
8	ゆうゆうクラブ	325
9	城山あいあいクラブ	415
10	スポーツクラブ Ciao	308

概ね各クラブは、補助金額 2～3 年分以上の剰余金を有している。当補助金が制度開始後 14 年を経過していることを鑑みると、各クラブの自助努力をさらに促すための補助対象内容や補助金額、補助金交付終期設定の必要性について、所管課を中心として検討を実施すべきである。

[28] 教育委員会歴史文化財課

1. 指定文化財保存修理事業補助金

記載すべき事項はない。

2. 民俗文化財伝承補助金

根拠法令・要綱等	甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱			
所管課	教育委員会歴史文化財課			
交付先、対象数	水口まつり保存振興会、他7団体			
補助金の性質	事業費補助			
負担割合	甲賀市 100%、国 %、県 %			
補助金の目的	指定無形民俗文化財の保存継承と活用を図ることを支援するため。			
補助対象事業等の概要	指定無形民俗文化財の公開活用のため、その経費の一部を補助する。			
補助金の算定方法	定額			
補助期間	制度開始年度	平成16年度		
	制度終了(予定)年度	未定		
	制度継続年数(～29年度末)	14年		
補助金の推移	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額(千円)	2,451	2,440	2,387
事業成果	無形民俗文化財に指定された伝統行事の保存伝承を促し、行事の開催により公開活用を図ることができた。			

(1) 水口曳山まつりの補助金額の見直しについて(意見)

民俗文化財伝承補助は合計7事業からなるが、そのうち最も補助対象額の大きい、水口曳山まつりは、水口まつり保存振興会により4月に実施されている。市では、甲賀市文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、毎年度ほぼ同額(平成29年度は2,267千円)を交付している。

補助金額は要綱上、市長が別に定める額として決定されているが、水口曳山まつりにおける補助金額の具体的な算定方法、補助効果に基づく次年度以降の見直しの議論の状況を所管課にヒアリングしたところ、数年ごと不定期に見直しはされているものの、当該事業の特性に基づく見直しの検討は実施されておらず、基本的に毎年度同額とのことであった。

市では、「甲賀市補助金の適正化に関する指針」において、既存補助金整理合理化にかかる判断基準として公益性・効果性及び有効性・将来性の視点から補助金を見直していくこととなっている。しかし、水口曳山まつりの補助金についてはそのような視点からの見直し、補助金額の妥当性の検討がなされていないということになる。

水口曳山まつりは地域住民にとって重要な伝承文化であり、市の補助も十分に活用しな

がら次世代へ大切に継続していくべきものであることは理解できる。一方でまつりの担い手の相対的減少による文化承継に困難性が、年々顕著になっている中、従前どおり同水準の補助金額で文化の伝承に寄与するのか疑問が残る。まつりの存続のために一定数の若者を中心とした保存、伝承への取組みが自主的に活動しつつあるとの状況もあるとのことであり、時代背景、現状の取組みに即した補助金のあり方、金額を協議しなければ、まつりを運営する主体の適切なモチベーション維持効果が減退し補助金効果が薄れる可能性が高い。

交付先等と十分に協議し、文化伝承という視点から必要な補助内容に対し必要金額を、効果の測定方法とともに議論を重ね、見直しを図る必要があると考えられる。

3. 水口岡山城史跡活用補助金

記載すべき事項はない。